

安中市環境基本計画 2026（案）

2026(令和8)年度～2035(令和17)年度

市長挨拶文

目次

はじめに

あんなか5つのゼロ宣言プラスわん

第1章 環境基本計画とは	1
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の位置づけと役割	2
1-3 計画の期間	3
1-4 計画が対象とする環境の範囲	4
1-5 計画の推進に向けて	5
1 市民・事業者・行政の協働による環境の保全と創造に向けて	5
2 計画の推進・進行管理に向けて	6
第2章 環境基本計画策定にあたって	8
2-1 計画策定の背景	8
1 世界の情勢	8
2 国の動向	9
3 群馬県の取組と動向	11
2-2 安中市環境基本計画2016の進捗状況	13
2-3 環境に対する市民の考え方や環境づくり方向	14
2-4 環境の現状と課題	16
1 概要	16
2 市の概要	17
3 自然環境	20
4 生活環境	22
5 廃棄物	22
6 気候変動・地球温暖化	24
7 環境教育・環境保全活動	27
第3章 計画がめざす環境づくりの方向	28
3-1 計画が目指す望ましい環境像	28
3-2 SDGsの推進	29
3-3 環境づくりの方向と基本目標	30
3-4 環境施策の展開に向けて(環境施策の体系)	33
「ゼロカーボンシティあんなか」宣言	

第4章 施策の展開	36
環境づくりの方向と基本目標の実現に向けた市の取組.....	36
基本目標1 エネルギーを賢く使う ゼロカーボンシティあんなか.....	36
(1) 環境づくりの方向(施策の柱)	36
(2) 指標	37
(3) 施策の展開.....	38
基本目標2 資源を大切にし、循環利用される ごみゼロのまち あんなか	45
(1) 環境づくりの方向(施策の柱)	45
(2) 指標.....	46
(3) 施策の展開.....	47
基本目標3 豊かな自然の恵みを守り育み、資源として活かすまち	52
(1) 環境づくりの方向(施策の柱)	52
(2) 指標.....	53
(3) 施策の展開.....	54
基本目標4 みんなで創る 里山の環境文化	60
(1) 環境づくりの方向(施策の柱)	60
(2) 指標.....	61
(3) 施策の展開	62
第5章 環境に配慮した日常生活や事業活動の展開	65
5-1 「デコ活」の推進～はじめに取り組んでみましょう～	65
5-2 市民の環境行動の実践に向けて	66
5-3 事業者の環境保全行動の実践に向けて	72
資料編.....	78
1 安中市環境基本計画2016の進捗状況	79
2 安中市環境基本条例	81
3 質問・答申	85
(1) 環境審議会への質問	85
(2) 環境審議会からの答申.....	86
4 計画策定の経過	87
5 計画策定の体制	88
安中市環境審議会委員	88
6 用語の解説.....	89



『あんなか5つのゼロ宣言プラスわん』

宣言1 自然災害による死者「ゼロ」

本市の地域強靭化とともに、市民の防災意識を高め、自然災害による死者をゼロにします。

宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」

豊富な水資源・森林資源など本市の恵まれた再生可能エネルギー資源を最大限に活用して、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにします。

宣言3 災害時の停電「ゼロ」

エネルギーの自立・分散化(地産地消)により、災害時にも電力供給を継続し、さらに、地域外への富(電気代)の流出をなくし、地域内での資金循環を目指します。

宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」

環境中に排出されるプラスチックごみをなくしていきます。

宣言5 食品ロス「ゼロ」

「MOTTAINAI」(もったいない)の心で食品ロスをなくしていきます。

宣言6 犬・猫の殺処分「ゼロ」(本市独自のプラスわん)

「ペットにやさしいまちは人にもやさしい」をモットーに、人と動物が安心して共生できる豊かな社会、ペットと共生・共存できるまちづくりを目指します。

令和5年6月11日

安中市長

岩井均

市では、持続可能な社会に向けた取組を市民・事業者・市が一体となって進めていくために、安中市・安中市議会・安中市商工会・安中市松井田商工会の四者で「ゼロカーボンシティあんなか」を宣言し、同時に「あんなか5つのゼロ宣言プラスわん」を表明しました。

※「ゼロカーボンシティあんなか」宣言については、36ページをご覧ください。

第1章 環境基本計画とは

計画の基本的事項

1 - 1 計画の目的

本市では、平成18年3月に旧安中市と旧松井田町が合併し、新たな環境基本条例が制定されました。これまでの旧安中市で策定した環境基本計画の見直しを行い、2016(平成28)年3月に「里山の恵みと歴史を活かし 環境文化を育むまち あんなか」を環境像とする「安中市環境基本計画2016」を策定し、持続可能な地域社会の構築に向け、環境の保全と創造に関する取組を進めてきました。

その後、深刻化する気候変動問題に対応していくため、2023(令和5)年4月には「安中市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・安中市地域気候変動適応計画」「安中市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定しました。

2023(令和5)年6月には、「ゼロカーボンシティ※あんなか宣言」、「あんなからつのゼロ宣言プラスわん」を表明し、2050年までに温室効果ガス※排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル※)の実現に向けて挑戦していくとともに、「ぐんま5つのゼロ宣言」(自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」)に、市独自の犬・猫の殺処分「ゼロ」を目指すこととしました。

環境基本計画2026(以下「本計画」という。)は、本市の望ましい環境像を定め、その実現に向けた施策を総合的・計画的に推進するとともに、市民・事業者・行政がその理念と方針を共有し、協働して取り組んでいくことにより、現在及び将来の市民の安全・安心・健康で文化的な生活を確保し、持続可能な社会を形成していくことを目的としています。



※ ゼロカーボンシティ：2050年までにカーボンニュートラル実現を宣言した自治体。

※ 温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなどのガス。太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。

※ カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて実質ゼロにした状態。

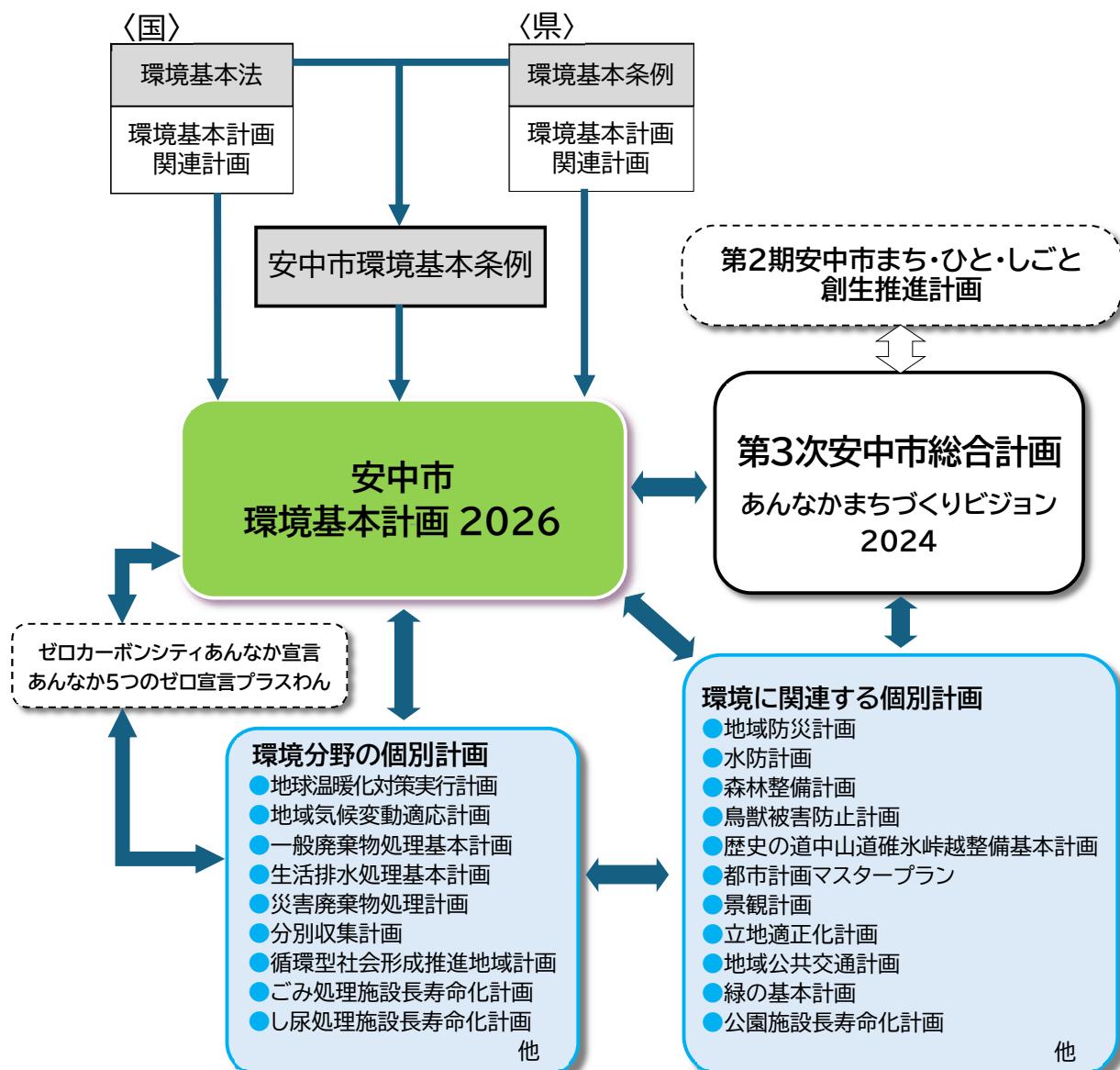
1 - 2 計画の位置づけと役割

本計画は、「安中市環境基本条例」に基づき策定されるもので、環境行政における最上位の計画に位置づけられます。

また、第3次安中市総合計画(あんなかまちづくりビジョン 2024)の将来像を環境面において実現し、推進していくものとします。

このため、環境に関連する個別計画や事業計画との整合性を図り、基本的方向を示すものとします。

安中市環境基本計画 2026 の位置づけ



1 - 3 計画の期間

本計画の全体の目標期間は、2026(令和8)年度から 2035(令和 17)年度までの10年間とし、社会情勢や環境の変化、国・県の地球温暖化対策や環境基本計画の見直し等を踏まえ、2030(令和12)年度を目途に施策の見直しを図るなど、柔軟な対応を図っていくものとします。

年度	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
----	------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

第3次安中市総合計画
あんなかまちづくりビジョン 2024
(前期計画:R6～R9)

第3次安中市総合計画
あんなかまちづくりビジョン 2024
(後期計画:R10～R13)

次期安中市総合計画

安中市環境基本計画
2026（前期）
前期計画:2026(R8)～2030(R12)

安中市環境基本計画
2026（後期）
後期計画:2031(R13)～2035(R17)

安中市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
2023(令和5)年度～2030(令和12)年度

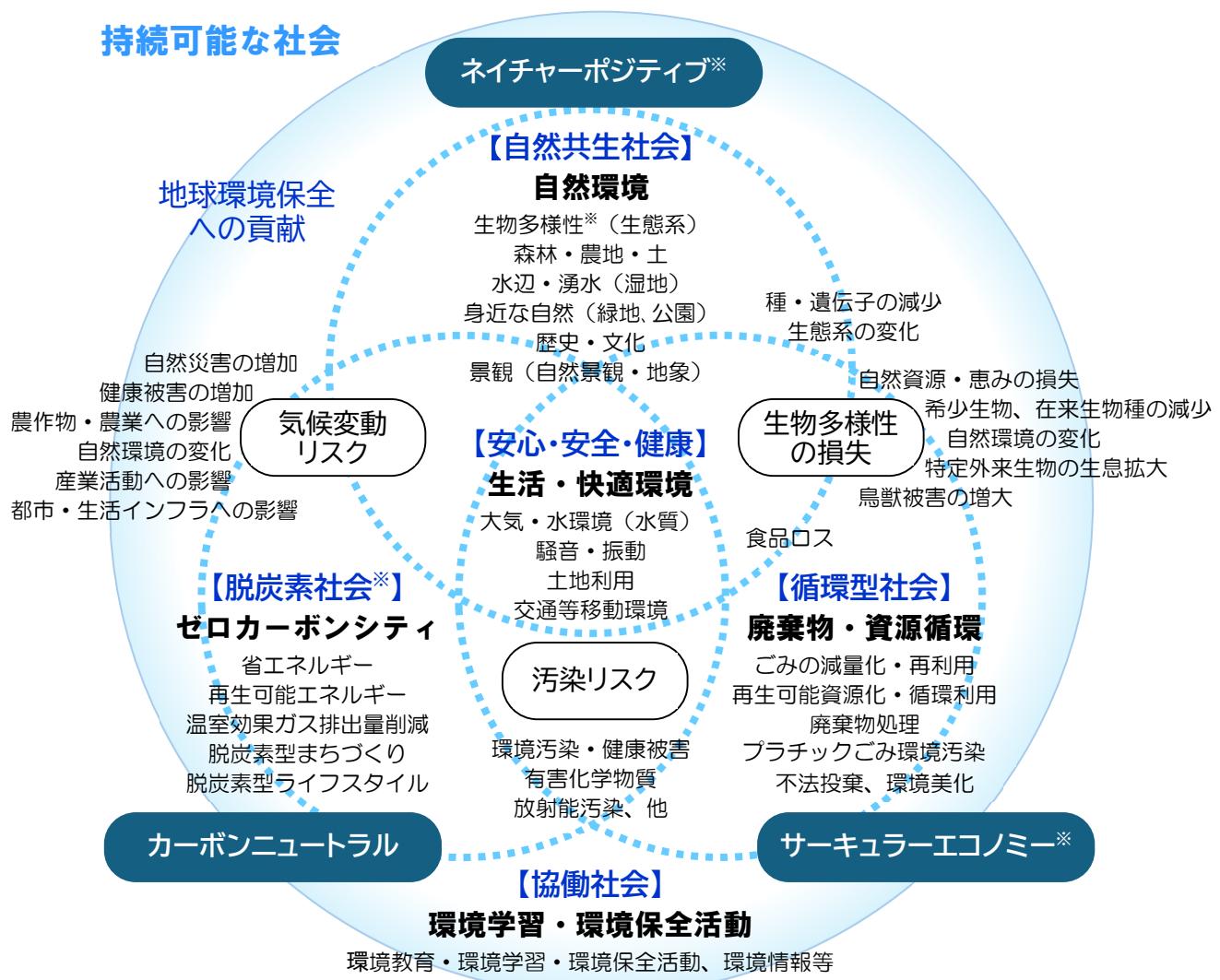
安中市地域気候変動適応計画
2023(令和5)年度～2030(令和12)年度

安中市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
2023(令和5)年度～2030(令和12)年度

次期安中市地球温暖化対策実行計画
次期安中市地域気候変動適応計画

1 - 4 計画が対象とする環境の範囲

本計画が対象とする範囲は、国や県の環境政策との連携及び市民・事業者・行政の社会・経済活動に関わる環境要素を考慮し、持続可能な地域社会の実現に向けて、市民の安心・安全、健康の確保を共通の基盤とし、自然共生社会、脱炭素社会、循環型社会、協働社会に関連する事柄を対象として定めます。



※ ネイチャーポジティブ：「自然再興」と訳される。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させること。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくこと。

※ 生物多様性：あらゆる生物種の多さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。

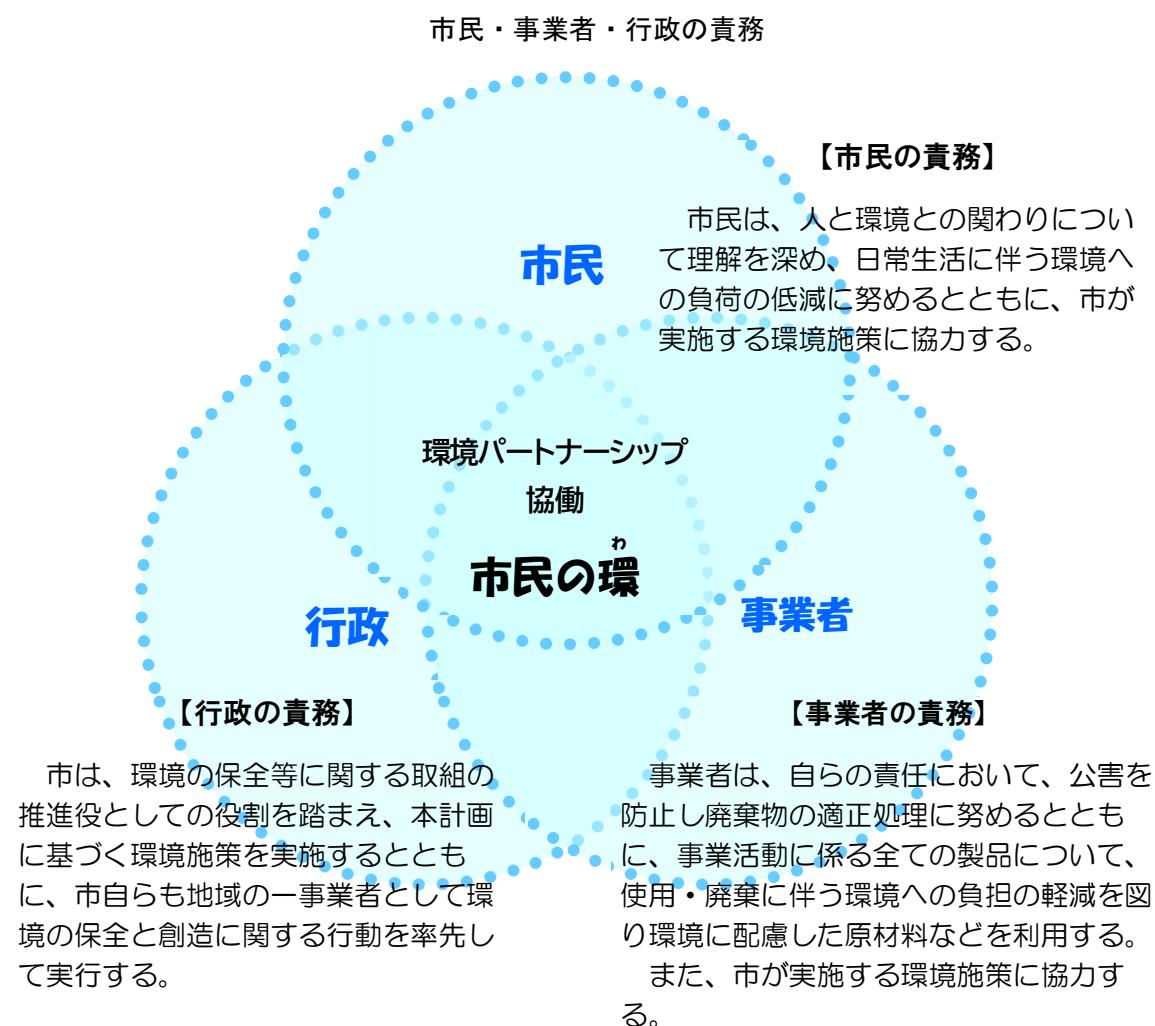
※ 脱炭素社会：カーボンニュートラルが実現した社会。

※ サーキュラーエコノミー：「循環経済」と訳す。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済（リニアエコノミー）のしくみから、再生可能資源の活用など資源循環利用が進められる社会経済活動のこと

1 - 5 計画の推進に向けて

1 市民・事業者・行政の協働による環境の保全と創造に向けて

本計画を着実に推進していくためには、市民・事業者・行政の三者が、それぞれの役割と責務に応じて、主体的に環境配慮行動を実践していくことが重要であり、安心・安全、健康でより快適に暮らしやすい環境としていくためには、環境パートナーシップ※のもとに協働し、まちづくりを進めていくことが大切です。



市民・事業者・行政の責務：詳細は「安中市環境条例」を参照

※ パートナーシップ：共通の目標を達成するために、複数の個人や組織等が、相互に信頼と尊重しあいながら、協力し合う関係。

2 計画の推進・進行管理に向けて

(1) 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、望ましい環境像を着実に実現していくために、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの責務を明確に認識し、自主的あるいは協働で取組を実践するための体制を整えます。

● 環境審議会

安中市環境基本条例第20条に基づき、環境の保全等に関する基本的な事項について、専門的かつ広い視点から審議を行う機関として環境審議会が設置されています。本組織は、市民や事業者、知識経験を有する者の代表から構成されており、公正な立場から本計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて課題や実施方針などに関する提言を行います。

● 環境基本計画策定委員会・作業部会

本計画に掲げた施策を効果的に推進し全庁的な合意形成を図るため、庁内関係部局の職員で構成される環境基本計画策定委員会および作業部会において、各部局の横断的な連携のもと総合的かつ計画的に環境施策を推進します。また、計画の進捗状況をとりまとめ、市長に報告します。

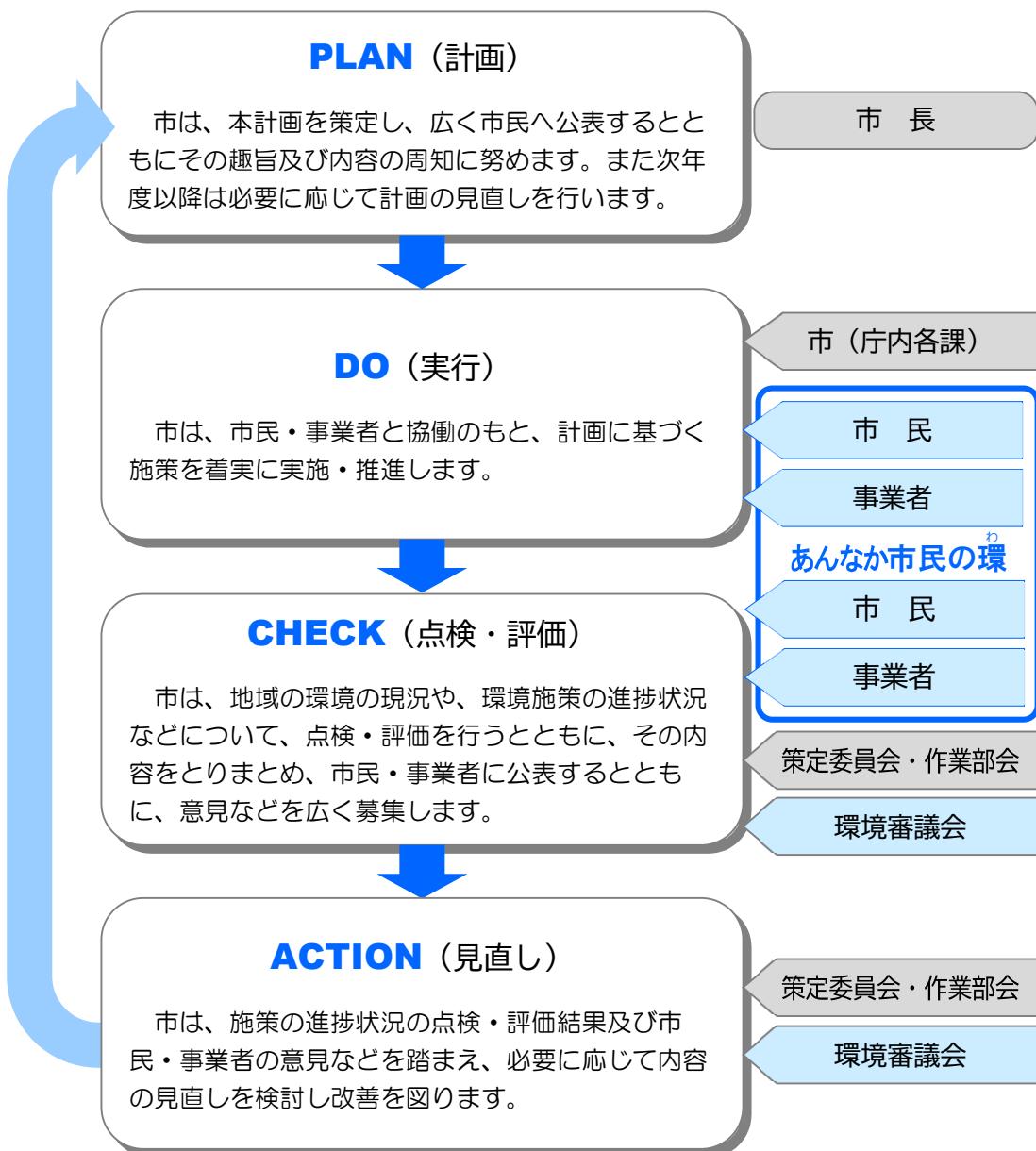
● あんなか市民の環(w)懇談会

本計画に掲げた協働による重点的取組(協働プロジェクト)を推進していくために、市民団体と事業者からなる「あんなか市民の環(w)」懇談会を開催するなど、環境課題や取組への共通理解を深め、市と連携して各取組の効果的な展開をめざしていくものとします。また、協働の取組の進捗状況を整理し、取組の具体的な内容や新たな取組などについて市に提案していきます。

(2) 計画の進行管理

計画に基づく施策を確実に実行し、実効的かつ継続的に計画を推進していくため、環境マネジメントシステム(EMS)におけるPDCAサイクルを基本とした取組の進行管理を行います。

計画の進行管理・P D C A サイクル



第2章 環境基本計画策定にあたって

計画策定の背景と課題

2-1 計画策定の背景

現在、環境をめぐる社会情勢は目まぐるしく変化しており、気候変動による環境問題、気象災害、健康被害、生物多様性の損失、海洋汚染、食品ロス、感染症の蔓延などが増加し、人類の生存に深刻な脅威を与えています。

人類の生存基盤である地球の持続可能性を確保していくためには、それぞれの地域が持続可能な社会を形成していることが重要です。

1 世界の情勢

(1) SDGs（持続可能な開発目標）

2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた行動目標 SDGs(持続可能な開発目標)を含む2030年行動計画が全会一致で採択され、様々な分野でSDGsの推進に向けた取組が進められています。

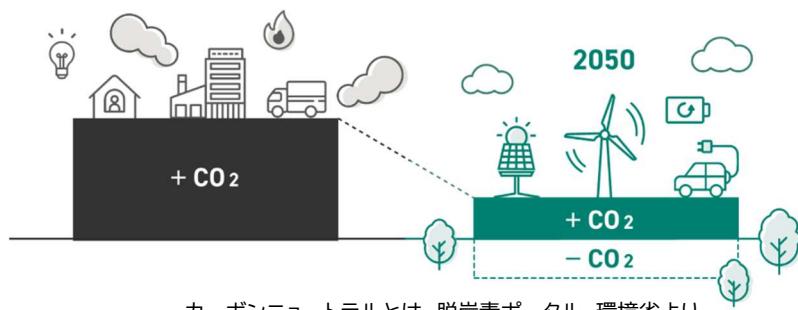


SDGsのポスター・ロゴ・アイコン 国際連合広報センターより

(2) 気候変動・地球温暖化

2015(平成27)年11月から12月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020(令和2)年以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組み「パリ協定」が採択され、翌年発効するなど、温室効果ガス排出量の削減及び気候変動の影響に対する適応の取組を進めていくことが急務となりました。

また、世界各地で2050年までにカーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)の実現を目指す脱炭素活動などが活発になっています。

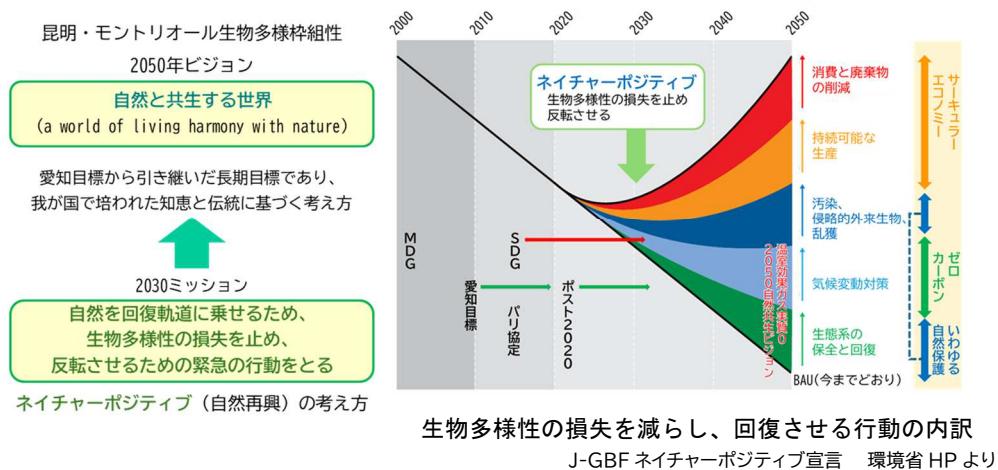


カーボンニュートラルとは 脱炭素ポータル 環境省より

(3) 生物多様性・ネイチャーポジティブ

生物多様性枠組みにおける世界目標として、2022(令和4)年の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、2030(令和12)年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組みは、2050年のビジョンとゴール、2030年のミッションとターゲットで構成されています。

2050年ビジョンでは「自然と共生する世界」を掲げています。2030年ミッションは、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」とし、ネイチャーポジティブを掲げ、陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECM^{*}により保全(30by30[※]目標)などの目標を設定しました。



2 国の動向

(1) 環境基本計画

国は、地球規模の環境問題への対応をはじめ、国の環境政策を総合的に進めていくために、1993(平成5)年に環境基本法を制定し、それに基づき環境基本計画を策定し、持続可能な社会の実現に向け、自然共生社会、低炭素・脱炭素社会、循環型社会の形成、環境教育・環境保全活動の推進に向けた取組を進めてきました。

2024(令和6)年の第六次環境基本計画では、地域課題の解決を同時に図る分野横断的な施策の展開を進め、環境収容力を守り環境の質を高めることにより、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」(「環境・生命文明社会」)の構築を目指すことにより、「現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング[※]／高い生活の質』の確保と新たな成長を目的としています。

* OECM : Other Effective area-based Conservation Measures の略で、国立公園のように法的に設定される保護地域以外で、環境保全や生物多様性の維持に貢献している地域として認定されたエリア（主として企業や寺社、団体などの民間が所有管理）。

* 30by30 : 2020年に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で、2030年グローバルターゲットの1つとして、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

* ウェルビーイング：良い(Well)と状態(Being)からなる言葉「Well-being」で、精神・肉体の健康と社会的な健康を意味する概念。国の第六次環境基本計画では、計画の最上位の目的に位置づけている。

(2) 気候変動の緩和と適応

国は、2015(平成27)年12月のパリ協定採択、2016(平成28)年11月のパリ協定発効を踏まえ、2018(平成30)年に「気候変動適応法」を制定、2021(令和3)年に地球温暖化対策推進法を改正するなど、気候変動・地球温暖化への対策を温室効果ガス排出削減対策(緩和策)と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)を両輪として、2050年カーボンニュートラル実現に向けた削減目標を定め、対策を進めています。

削減目標 基準年度比:2030年度▲46%以上、2035年度▲60%、2040年度▲73%

(3) 自然と共生する社会

国は、2022(令和4)年「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を踏まえ、従来までの生物多様性国家戦略を見直し、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を2023(令和5)年3月に閣議決定しました。この戦略は次の5つの基本戦略と行動計画からなっています。

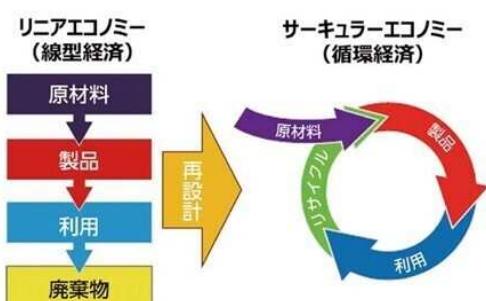
- ① 生態系の健全性の回復
- ② 自然を活用した社会課題の解決
- ③ ネイチャーポジティブ経済の実現
- ④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- ⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

(4) 循環型社会

気候変動及び生物多様性の問題とあわせて、食品ロスやプラスチックごみの環境汚染が地球規模の問題となっています。

2023(令和5)年度における日本の食品ロス量は約464万トンで、事業活動と家庭からそれぞれ50%前後で、国民1人あたりで年間約37kgの食品ロスが発生しています。

マイクロプラスチック*による海洋汚染問題を踏まえ、国は、2019(令和元)年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、2021(令和3)年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布し、循環型社会の形成に向けて、従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組に加え、再生可能資源活用による資源保全やリサイクルでの再生可能資源化と利用促進など、サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を目指すことにしました。



サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行

「大量に作って、使って、捨てる」リニアエコノミー(線型経済)から、サーキュラーエコノミーへ移行することは、天然資源の発掘や廃棄物の不必要的焼却等を抑え、温室効果ガスの排出削減や自然への負荷軽減になると同時に、企業の経済成長にもつながります。

(環境省HPより)

* マイクロプラスチック：直径が5mm以下のプラスチック。

3 群馬県の取組と動向

県では、気候変動・地球温暖化をはじめ、海洋プラスチックや食品ロスなどの環境課題を2050年までに解決し、**災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため**、2019(令和元)年12月に「ぐんま5つのゼロ宣言」(2050ニーマルゴーゼロ宣言)を表明しました。また、この宣言を「2050年に向けた「ぐんま5つの宣言」実現条例」(2023(令和5)年4月1日施行)として位置づけ、行政の方向性を示すとともに、施策の継続性・予見可能性を高めて、取組を加速させていくことにしました。

ぐんま
5つの
ゼロ宣言

宣言1	自然災害による死者「ゼロ」
宣言2	温室効果ガス排出量「ゼロ」
宣言3	災害時の停電「ゼロ」
宣言4	プラスチックごみ「ゼロ」
宣言5	食品ロス「ゼロ」

(1) 群馬県環境基本計画

県では、「群馬県環境基本条例」(1996(平成8)年制定)第10条に基づき群馬県環境基本計画を策定し、県土の良好な環境の保全と創造に向けた取組を進めてきました。

2021(令和3年)に策定された「群馬県環境基本計画2021-2030」では、2040年に向けた環境の将来像を「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」と定め、「ぐんま5つのゼロ宣言」実現を重点取組として位置づけ、県民生活の水準や利便性、豊かな自然環境を向上させながら、風土や地域に根ざした人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環を基盤とし、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられる持続可能な社会づくりに取り組んでいます。

(2) 気候変動の緩和と適応

県では、地球温暖化対策推進法及び気候変動適応法の制定・改正、国の地球温暖化対策計画や気候変動適応計画の策定を踏まえ、県全体の温室効果ガス排出量削減に向けた対策を進めています。

2021(令和3)年3月に、地域気候変動適応計画及び県の事務事業における緩和策(事務事業編)も含む「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」を策定し、気候変動対策を緩和策と適応策の両輪で進めています。

また、国の地球温暖化対策推進法の改正や地球温暖化対策計画、気候変動適応計画、「ぐんま5つのゼロ宣言」及びその実現条例を踏まえ、2023(令和5)年12月に、市町村の脱炭素に向けた総合的な支援や地域脱炭素化促進区域設定に係る除外すべき区域等の設定、事務事業編の排出量削減目標を基準年度比50%以上とするなど、計画の一部改定を行いました。

(3) 自然と共生する社会

群馬県は、本州のほぼ中央に位置し、標高差が 2,500mを超えるなど、変化に富んだ地形を有し、利根川を軸とする河川が葉脈のように広がり、恵まれた水系を背景としながら、多種多様な野生動植物が生息・生育しています。しかし、中山間地域を中心に土地の管理や農地の耕作放棄などの環境変化を受け、生物多様性の損失が懸念されています。県では、「水源県ぐんま」として、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させる「自然との共生と森林(もり)づくり」を進めています。

こうした恵み豊かな自然を未来へつなぐ群馬県～生物多様性を守り賢く活かす～を基本理念とし、県民が豊かな生活を享受するためには、自然の恵みである「地域の宝」を再認識し、保全しながら利用を進め、生物多様性の保全と利用の好循環を促し、豊かな自然を未来につないでいくことを目指して、2017(平成 29)年に「生物多様性ぐんま戦略」(計画期間:2017～2026年度)を策定しました。また、2024(令和6)年に「ぐんまネイチャーポジティブ宣言」を行い、豊かな自然資本を生かし、ネイチャーポジティブ経営に取り組む企業が集まり、連携の輪が広がり、関連企業が増えしていくエコシステムの形成を目指しています。

(4) 循環型社会

県では、2016(平成28)年3月に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、ごみの減量や資源の循環的な利用など循環型社会の構築に向け、県民、民間団体、事業者、行政などのそれぞれの責務に応じた実践的な取組により、ごみの減量や資源の循環的な利用などを進めてきました。

「ぐんま5つのゼロ宣言」を踏まえ、2021(令和3)年に「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、環境負荷の抑制、廃棄物の適正処理、県内に豊富に存在するバイオマス※の有効活用を更に進め、豊かな環境を維持し次世代に継承していくため、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現を目指しています。

また、資源循環型社会の実現に向け、5R※の定着、地域の森林資源をエネルギー利用する地産地消、木材由来プラスチック代替素材の開発、プラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環の構築、MOTTAINAI運動の定着、生産・流通・消費の各段階での食品ロスの発生抑制、フードドライブ※の定着などの取組が進められています。

※ バイオマス：語源は、生物(bio)の量(mass)。今日では再生可能な、生物由來の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいうことが多い。

※ 5R：リデュース(Reduce=ごみを元から減らす)、リユース(Reuse=繰り返し使用)、リサイクル(Recycle=再資源化)の頭文字からなる3Rに、リフューズ(Refuse=すぐにごみとなるものを断る)とリスペクト(Respect=価値を認める)の2つの頭文字を加えたごみ減量・資源化、資源循環の取組を指す。

※ フードドライブ：家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう食品を持ち寄って、必要とする人々に無償で提供する活動。

2-2 安中市環境基本計画2016の進捗状況

本市では、持続可能な社会の構築に向けて、安中市環境基本条例に基づき環境基本計画を策定し、総合的・計画的な環境の保全と創造に関する取組を進めています。

安中市環境基本計画2016では、環境像「里山の恵みと歴史を活かし 環境文化を育むまち あんなか」の実現に向け、「あんなか 市民の環づくり」、「里山環境交流のまちづくり」、「環境にやさしい暮らしづくり」を協働の目標とし、それぞれ達成指標と重点取組を定め、進めています。

※重点取組の進捗状況は資料編を参照してください。

協働の目標	達成指標	進捗状況及び課題	
協働目標 1 あんなか 市民の環 づくり	「あんなか市民の環」懇談会(仮)が設立し、協働による環境づくり(協働プロジェクト)の取組が進められていること	○	R4年「あんなか市民の環」懇談会を設立し、勉強会や活動がスタート
	環境リーダーなどによるこどもや市民の環境学習や体験学習、環境保全活動などの取組が進められていること	○	群馬県地球温暖化防止活動推進員、環境アドバイザー活動支援
協働目標 2 里山環境 交流のま ちづくり	地域の人々による環境資源の再発見・発信(環境マップづくり)などが進められ、地域の環境についての理解や課題の共有化が図られていること	▲	地域ごとの環境に係る資源情報の整備は未実施であるが、観光資源や防災情報等の整備は進められており、今後体系だった整備と発信が課題
	里山の観光・産業・環境・文化などを活かした多彩な環境交流が図られ、里山の環境を保全・活用していく市民の環づくりが進められていること	○	小根山森林公園や崇台山の活用や花づくり・花いっぱい運動を実施 中山道や碓氷峠、鉄道遺産群などを活かした取組を推進
協働目標 3 環境にや さしい暮 らしづくり	3Rを進めるなど廃棄物の排出量を減らし、市民1人1日あたりのごみ排出量を910g/人・日(R5)の達成をめざします。 <H25実績999g/人・日>	◇	R5実績が948g/人・日と指標の当初値より改善、目標は未達成 人口減少が進む中で、生活系ごみの排出量削減が進んでいないことが課題
	資源の分別の徹底と回収、廃棄物のリサイクルを進め、資源化率22.3%(R5)の達成をめざします。 <H25年度資源化率11.5%>	▲	R5実績が9.43%と指標の基準値より悪化、目標は未達成
	省エネや再生可能エネルギー活用などエネルギーが賢く利用され、市域からの温室効果ガス排出抑制を進め地球温暖化防止に貢献する社会の形成をめざします。	○	クールチョイスの普及、住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金を継続実施 一層の省エネ徹底、再エネ最大限の活用促進が課題。気候変動適応に向けた対策が急務
	省エネ対策や再生可能エネルギー利用を進め、市域からの温室効果ガス排出量を、R2年度を目安にH19年度比8%の削減をめざします。 <H19年度CO ₂ 排出量556千t-CO ₂ >	◎	R2年度 CO ₂ 排出量461千t-CO ₂ 、H19年度比▲25.2%と指標値を達成 R5年3月に地球温暖化対策実行計画を策定、新たな削減目標を設定。2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組の加速化が課題
凡例	○ 取組目標を概ね実施、指標の目標値を達成 ○ 取組目標の実現に向け取組を継続実施中、指標の目標値に近づいている ◇ 関連する取組は継続的に実施、指標値に大きな変化が見られない ▲ 環境分野での新たな取組が遅れている・未実施、当初の指標より悪化傾向		

2-3 環境に対する市民の考え方や環境づくり方向

2025(令和7)年8月に実施した環境基本計画2026策定に係る環境意識調査結果をもとに、市民の地域の環境に対する考え方や、今後優先的に取り組む必要がある内容について、前回2015(平成27)年9月に実施した環境基本計画2016策定時の調査結果との変化を示しています。

※本計画書では、市民アンケートにおける主な共通設問の回答割合が上位項目のみ示しています。具体的な内容及び事業者アンケートの結果については、アンケート調査結果報告書を参照してください。

(1) アンケート結果の概要

アンケート調査は、18歳以上の市民1,800人を対象に郵送で実施、回収率は38%(前回調査39%)でした。調査結果の概要は次のようになっています。

- 年代別回答割合では、60歳代以上の割合が52%(前回と同じ)と半数以上を占めています。前回と比べ、若年層の回答が低下傾向にあります。
- 気候変動の影響については、「猛暑日・熱帯夜の増加」が97%、次いで「豪雨等極端な気象現象の多発」や「土砂災害・水害の増加」が7割以上と関心が高くなっています。
- 日常生活における市民の環境保全行動や対策状況については、全体的に前回調査より「いつも行っている」や「導入」割合が増加するなど、行動の意識が高まり定着しつつあります。

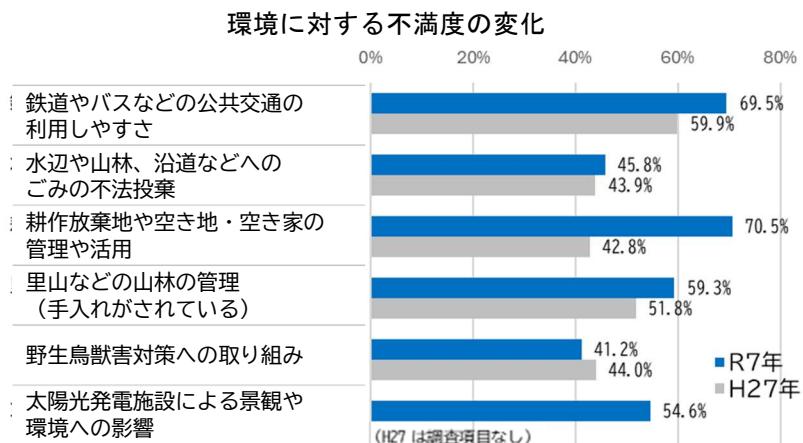
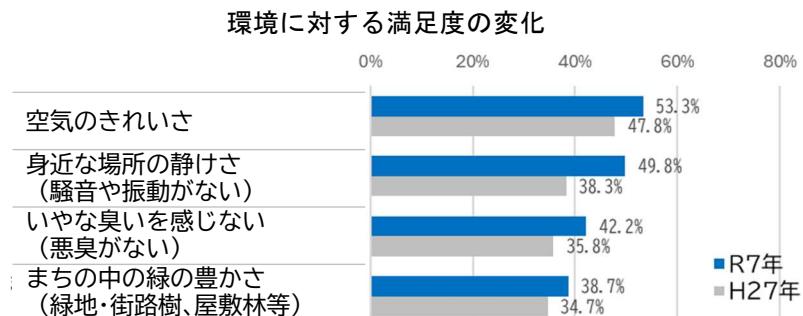
(2) 環境の現状について（満足度・不満度の変化）

- 住んでいる地域の環境に対しては、空気のきれいさや身近な場所の静けさは5割近くが満足しています。

前回調査と比べ、各項目とも満足度がやや上昇傾向が見られます。

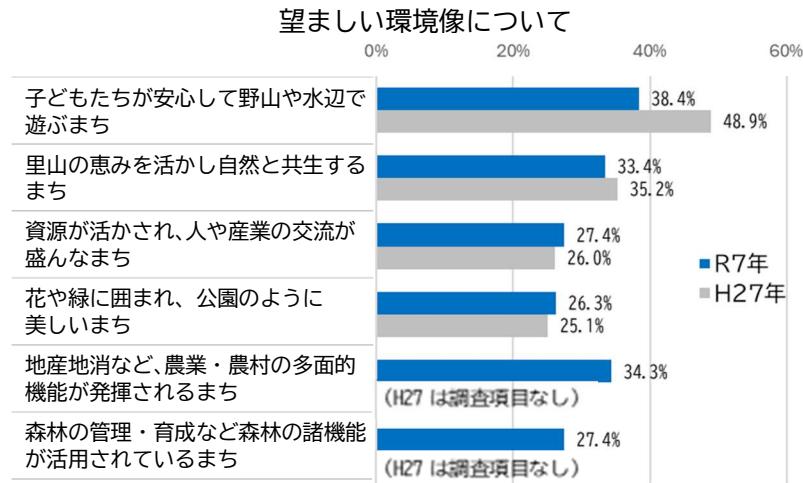
- 耕作放棄地や空き地・空き家問題、鉄道・バスなどの公共交通の利便性、里山などの山林の管理への不満が高くなっています。

前回調査より不満割合が大きく上昇するなど、環境保全やまちづくりの重要な課題になっています。



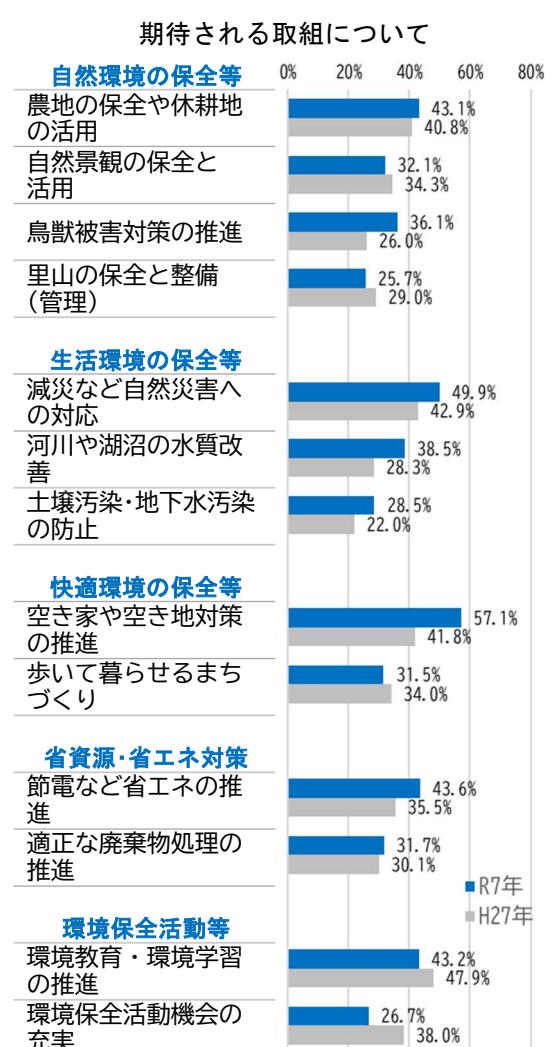
(3) 望ましい環境像について

- 市民から見た望ましい将来の環境像としては、「こどもたちが安心して野山や水辺で遊ぶまち」や「里山の恵みを活かし自然と共生するまち」が、前回調査と同様に高くなっています。
- 今回追加した「地産地消や農地集約化など、農地の管理や活用、農業・農村の多面的機能が発揮されるまち」や「森林の管理・育成など森林のCO₂吸収や水源かん養、防災機能等が活用されているまち」が上位に入り、里山資源の積極的な活用への期待も高いです。



(4) 環境の保全に向けて期待される取組について

- 自然環境の保全等では、「農地の保全や休耕地の活用」と「鳥獣被害対策の推進」が高く、前回調査より上昇しています。
- 生活環境の保全等では、「減災など自然災害への対応」で、前回調査より上昇し気候変動への危機意識が高いです。次いで「河川や湖沼の水質改善」や「土壤汚染・地下水汚染の防止」も高く、前回調査より上昇しています。
- 快適環境の保全等では、「空き家や空き地対策の推進」が前回調査より大きく上昇しています。地域の環境の不満度も7割を超えて深刻化しています。
- 省資源・省エネ対策では、「節電など省エネの推進」と「適正な廃棄物処理の推進」が前回同様に第1・2位となっています。
- 前回調査で高かった「太陽光発電・太陽熱利用」、「3Rの推進」は大きく低下しました。
- 環境保全活動等では、各項目とも前回調査より低下しています。こうした中でも、「環境教育・環境学習の推進」が最も高く、環境問題への理解が重要と考えています。



2 - 4 環境の現状と課題

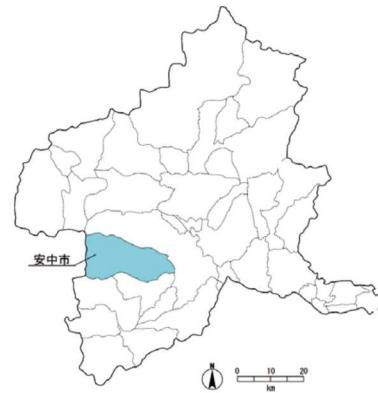
1 概要

(1) 位置

本市は、2006(平成18)年3月18日に安中市と松井田町が新設合併して誕生した市です。群馬県の西部に位置し、東京都心まで約120kmの距離にあります。

周囲は、高崎市、富岡市、下仁田町の2市1町及び長野県軽井沢町に接し、東西約27km、南北約12kmにわたり、276.31km²の面積を有しています。

古くは東山道、近世には中山道の宿場、関所がおかれるなど交通の要衝となっています。現在も、JR北陸新幹線の通る安中榛名駅や上信越自動車道の松井田妙義I.C.及び碓氷軽井沢 I.C.をはじめ、国道18号やJR信越本線が通っています。



(2) 気候

本市の気候は、太平洋型気候区の関東型気候区に属し、いわゆる内陸性の気候で、気温は、夏季冬季の一時期を除いて全般的に温暖であり、降水量は年間1,200mm程度で、6～9月で年間降水量の約50%を占めます。

雷雨が多く、冬季は乾燥した西風である「空つ風」が強く、4月から5月にかけて晩霜があります。また、冬季は晴天が続き雨量は少なく、乾燥した日が続きますが全般的には過ごしやすい気候です。

(3) 地形

本市の地形は、西部に県境をなす碓氷峠、北部に榛名山、南西部に妙義山と三方を山に囲まれ、中心部を東西方向に碓氷川とその支流である九十九川、柳瀬川が流れています。碓氷川とその支流からなる集水域となっています。

西部は標高800m以上の急峻な山地で、山地・丘陵地の狭間に多くの谷地を形成しています。南東部や碓氷川中下流部には、数段の平坦地からなる東西に長い河岸段丘が発達し、早くから開けてきました。



出典:都市計画マスターplan、他より

(4) 植生・緑の資源

市域の原生自然植生は、シラカシ林だったと考えられますが、現在の山地部の樹林地の多くは、スギ・ヒノキ植林地や二次林のクヌギ・コナラ林などとなっています。

平地は、碓氷川や九十九川などの河川に沿って水田、市街地周辺にコンニャク畠などの畠地が広がり、斜面に里山であるクヌギ・コナラが自生しています。

また、群馬県野鳥の森・小根山森林公園、秋間梅林や天然記念物に指定された安中原市のスギ並木など緑の地域資源が分布しています。

(5) 歴史文化

本市は、古代からの東山道が江戸時代に入り中山道として整備され、板鼻・安中・松井田・坂本の4つの宿場町が繁栄しました。中山道に関連する文化財としては、国指定天然記念物の安中原市のスギ並木や県指定史跡の五料の茶屋本陣などがあるほか、2025年3月には中山道碓氷峠越、碓氷関所跡などが新たに国指定史跡となりました。

近代には、碓氷峠を越えるアプト式鉄道が建設され、旧碓氷峠鉄道施設が国指定の重要文化財に指定されています。なかでも碓氷第三橋梁(通称:めがね橋)は、人気の高い観光スポットです。

このように、本市は古くから峠越えの交通路が集中する要衝の地であり、古代から近代までの交通に係る遺跡・遺構が重層し連なる言わば交通史のまちです。

2 市の概要

(1) 人口・世帯数

本市の2025(令和7)年1月1日現在(住民基本台帳)の人口と世帯数は、53,790人、24,859世帯(外国人を含む)となっています。

人口は2000(平成12)年をピークに減少に転じています。

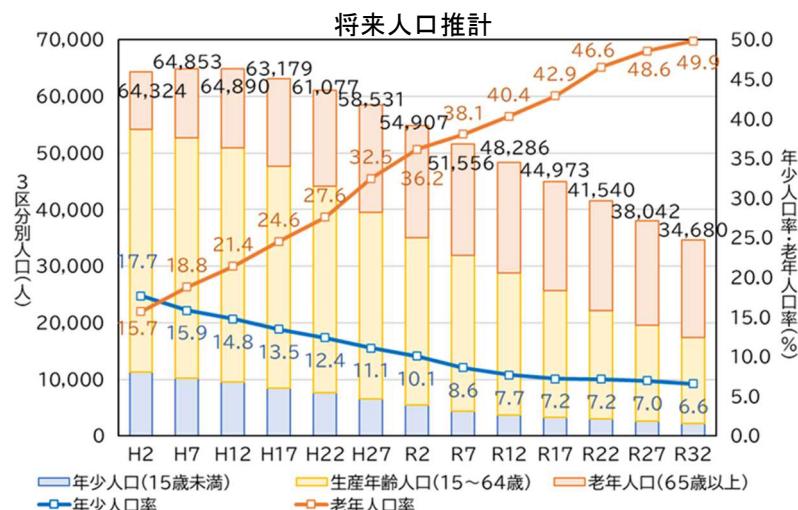
「環境基本計画2016」策定時の2015(平成27)年に比べ約10年間で12%近く減少し、世帯数は1.6%増となっています。また、世帯当たりの人員数は2.2人へと減少しています。少子高齢化と人口減少が急速に進んでいます。



(2) 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計)による本市の将来人口は、減少傾向で推移すると予測されており、2050(令和32)年には34,680人と2020(令和2)年から約2万人(約35%)減少すると予測されています。また、年少人口、生産年齢人口の割合は減少する見込みで、特に年少人口の割合は6.6%まで減少すると予測されています。一方で、老人人口の割合は増加し続け49.9%まで上昇すると予測されています。

本計画の目標年度である2035(令和17)年には、人口が44,973人、年少人口割合は7.7%、老人人口の割合は40.4%と予測されています。

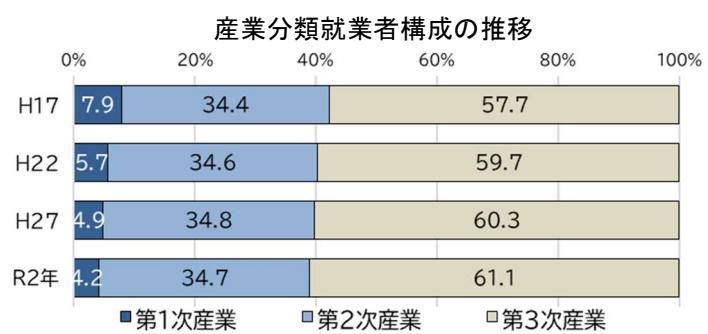


出典:安中市都市計画マスターplan(令和7年6月)、将来人口
(資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計))

(3) 産業

本市の産業分類別就業者数割合は、2020(令和2)年は第一次産業が4.2%、第二次産業が34.7%、第三次産業が61.1%となっています。

第一次産業は減少傾向で、第二次産業、第三次産業は増加傾向で推移してきています。

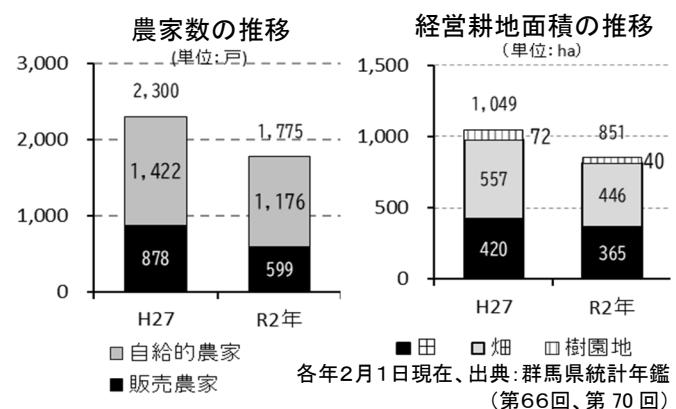


出典:安中市都市計画マスターplan(令和7年6月)、産業(元出典:国勢調査)

① 農業

農家数や経営耕地面積の減少が一層進んでいます。

2020(令和2)年の農家数及び経営耕地面積は、2015(平成27)年に比べそれぞれ20%前後減少しています。

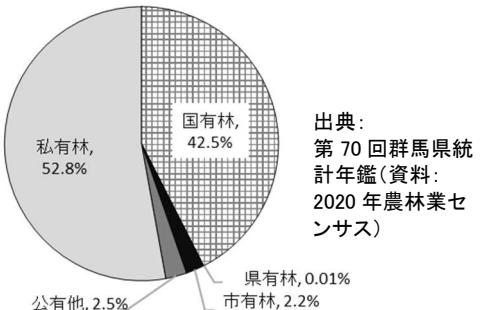


② 林業

2020(令和2)年の林野面積は 16,540 km²で、市域の約6割を占めています。また、群馬県内の林野面積の4%となっています。

林野面積のうち、国有林は 7,031 km²、民有林は 9,509 km²で、民有林のうち私有林は 8,740 km²と林野面積の約53%を占めています。

所有別林野面積割合(R2.2.1 現在)

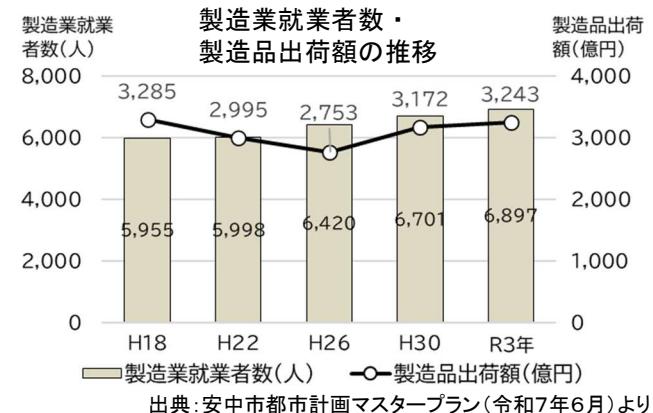


出典:
第 70 回群馬県統
計年鑑(資料:
2020 年農林業セ
ンサス)

③ 製造業

従業者数と製造品出荷額の多い製造業は、化学、電子部品、非鉄金属などの製造業です。

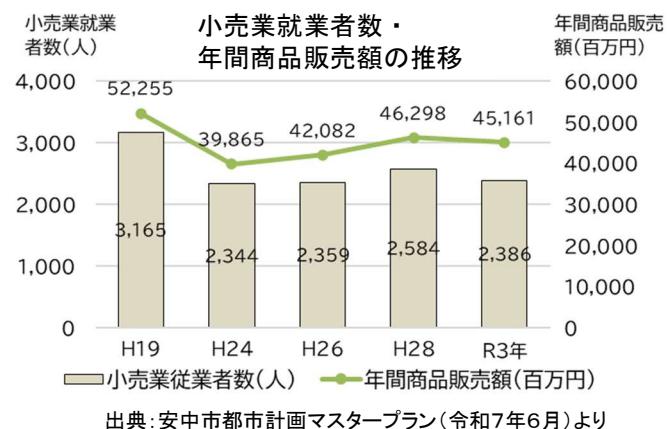
製造業の従業者数は増加傾向、製造品出荷額は、2014(平成26)年以降は増加傾向にあります。



出典:安中市都市計画マスタープラン(令和7年6月)より

④ 商業

小売業の従業者数及び年間商品販売額は、2012(平成24)年に大きく減少し、以降は横ばいで推移しています。



出典:安中市都市計画マスタープラン(令和7年6月)より

主な課題

- 農家数や経営耕地面積の減少と荒廃農地の増加、林野面積の半数以上を占める私有林の荒廃化の拡大
- 里山の農業や林業の産業として、また持続可能な資源としての経済価値の向上など、里山の保全・再生、活用と自然再興に向けた取組
- 少子高齢化・長寿化に伴う人口減少や市外への転出など、良好な里山の保全管理を担ってきた人材等の減少と今後の育成など

3 自然環境

(豊かな自然環境)

本市の自然環境は、霧積山地から板鼻地区の低地まで約1,500mの標高差があり、森林が広がる山地や里山、農地が広がる台地・段丘、碓氷川・九十九川などの河川と河川沿いの低地や谷地など、起伏に富み、水辺環境や里山などは、多種多様な動植物を育んできました。

西部の妙義山地や長野県境に連なる標高 1,000mを超える山地には、アブラツツジ-イヌブナ群集やイヌシデ-アカシデ群落、クリ-ミズナラ群集などのブナクラス域自然植生や代償植生をはじめ、クリ-コナラ群集などのヤブツバキクラス域代償植生が広がり、上信越国立公園や妙義荒船佐久高原国定公園に指定され、優れた自然環境や自然景観の地域となっています。

妙義山では、ミヨウギシダ、ミヨウギイワザクラなどの岸壁植物、コナラ、ミズナラ、カエデなどの天然林が広く分布しています。国定公園の中心ともいえる妙義山一帯は、ケヤキの群落をはじめミズナラ、コナラ、カエデ類が豊富で、奇岩に映える新緑、紅葉が著名です。上毛三山の一つとして古くから県民に親しまれているほか、春の桜や秋の紅葉の時期に多くの観光客でにぎわいます。また、日本の近代登山発祥の地としても知られています。

ほ乳類ではニホンザル、イタチなどが生息し、鳥類はオオタカ、クマタカ等猛禽類がいます。裏妙義の妙義湖は、オシドリの集団越冬地であり、絶好の観察地となっています。

また、市内各地には、秋間梅林、小根山森林公園、後閑城址公園など、里山と人との関わりを伝える場所が数多く残されています。

上間仁田地域の崇台山は、山頂から広く県内外の山々が望め「ぐんま100名山」に選定され、その山麓には、県内初の重要景観木に指定された「崇台山の大桐」、環境省の自然共生サイト※に認定された「里山の花畠と崇台山の山麓」があり、民間団体が中心となって、里山の自然と人との関わりを次世代に継承し、自然体験を通して生物多様性の大切さを伝える活動を進めています。



※ 自然共生サイト：地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画を国が認定する制度で、認定された活動の実施区域。

(外来種・有害鳥獣被害)

外来植物や外来生物の侵入・定着化により、在来種の希少動植物の生息環境や生態系への被害が拡がっているほか、人体や農林業など経済・産業への影響が拡大してきています。最近では、特定外来生物のクビアカツヤカミキリによるサクラなどの樹木被害の拡大も懸念され、早期発見と拡大防止に向けた対策が求められています。

さらに、竹林の生育拡大による森林の荒廃、住宅地や農地での日照不足、積雪時の倒伏による道路通行支障などが問題となってきており、市では市民の自主的な管理活動に対して、薬剤供与と機材の貸出を行うなど、竹林対策を進めています。

近年、農地や山林の管理不足による荒廃をはじめ、鳥獣被害が課題となっています。イノシシやニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カラス等鳥類の生息域の拡大などに伴い、農地等の掘り起こし被害や農作物の食害をはじめ、市街地への出没、人家への侵入・生活被害などが増加しています。また、ツキノワグマによる人身被害が懸念されるなど、鳥獣被害対策が急務となっています。

(歴史的・自然的環境)

本市は地形的特徴により古くから峠越えの交通の要衝地で、古代からの東山道が江戸時代に中山道として整備され、板鼻・安中・松井田・坂本の4つの宿場町が栄えました。

近代には、碓氷峠を超えるアプト式鉄道が建設され、その後JR信越本線の碓氷峠越えの横川－軽井沢間が1997(平成9)年に廃止され、一連の鉄道施設が国指定の重要文化財となり、優れた自然景観と一緒にとなって、本市を代表する観光スポットの一つとなっています。

こうした歴史的文化的背景により、2025(令和7)年5月末時点で、国指定の重要文化財「旧碓氷峠鉄道施設」、名勝「妙義山」、天然記念物「安中原市の杉並木」、史跡「築瀬二子塚古墳」「中山道」などの国指定文化財(10件)をはじめ、群馬県指定文化財(24件)、市指定文化財(75件)の計109件の文化財があり、地域の自然との関りなどを伝えています。



主な課題

- 里山・水辺などの健全な生態系・良好な水環境の確保、CO₂吸収、水源かん養、防災、景観保全等の諸機能の保全と向上に向けた森林整備・管理と吸収源として経済的価値の創出
- 地域の自然と歴史文化との関りを伝える歴史文化資源の保全と活用
- 林野面積の半数以上を占める私有林の維持管理

4 生活環境

本市の大気環境や水環境などの生活環境は全般的に良好な状態で維持されています。本市を流下する碓氷川では中瀬橋より上流がA類型、鼻高橋より上流がB類型と環境基準が定まっており、基準点で県が水質を監視しています。一般的な水質指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)は、環境基準を達成しています。

本市においても碓氷川本流、支流、公共用水域、事業所排水の水質を調査しており、多くの項目で環境基準を達成しています。

主な課題

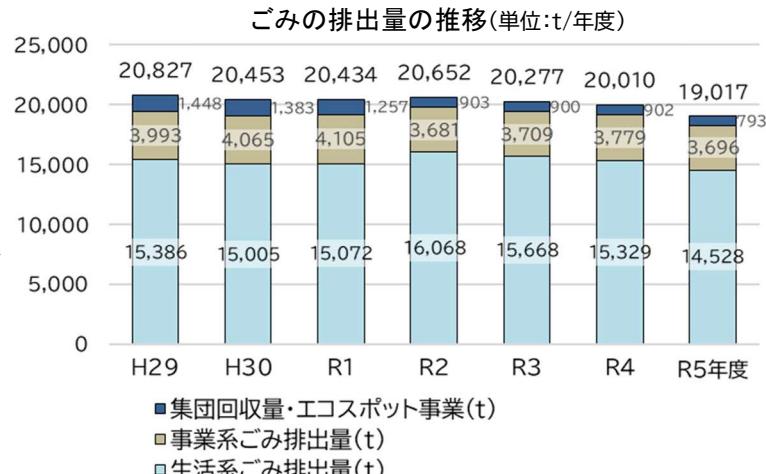
- 良好的な生活環境の維持と確保
- 生活排水対策の推進による生活河川での水質改善
- 有害化学物質や新たな環境汚染物質による環境リスクの回避・軽減

5 廃棄物

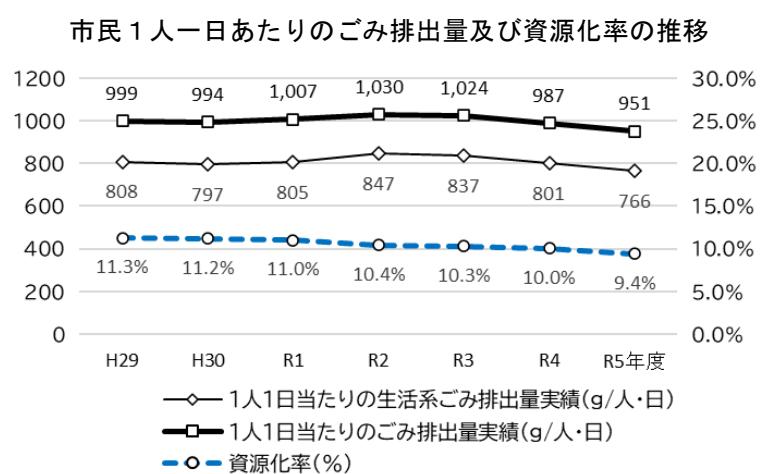
本市のごみの総排出量は緩やかな減少傾向にあります。2023(令和5)年度の一般ごみの総排出量は19,017tで、2017(平成29)年度の排出量から1,810t、約8.7%減少しています。

一般ごみの約75%が生活系ごみ、20%が事業系ごみ、5%が集団回収量で、回収量は年々減少傾向にあります。

2023(令和5)年度における市民1人1日あたりのごみの排出量は951g/人・日、1人1日あたりの生活系ごみ排出量(集団回収量を含む)は766g/人・日で、約5%減少しています。また、資源化率は減少傾向にあります。



出典:安中市一般廃棄物処理基本計画、環境省・一般廃棄物処理実態調査



出典:安中市一般廃棄物処理基本計画、環境省・一般廃棄物処理実態調査

市民1人1日あたりごみ排出量は、全国平均の851g/人・日、県全体の933g/人・日よりも多く、資源化率は全国の19.54%、県平均の13.78%より下回っており、課題となっています。

市では、地区公民館をはじめ市内21か所にペットボトル・空き缶の回収機、5か所にペットボトル専用の大型回収機を設置し、回収機に投入するとポイントが付与され、加盟店で割引券として利用ができるしくみをつくっているほか、使用済みの食用油や小型家電、インクカートリッジ等の回収ボックスを設置し、市民・事業者と協働によるリサイクルを進めています。

また、ごみ減量容器設置補助金を交付し、一般家庭での生ごみ処理によるごみの減量化と生活環境の美化を図っています。

(食品ロス)

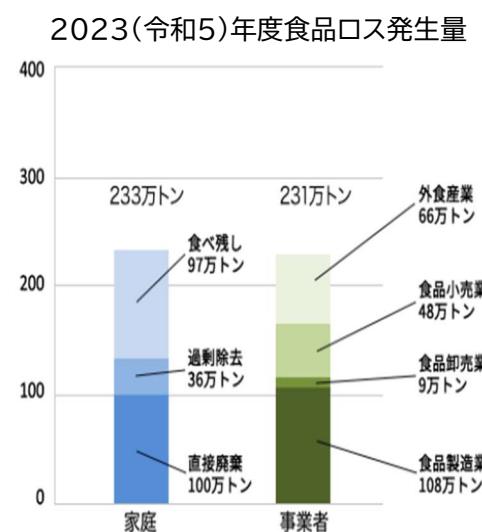
食品ロスには、料理の食べ残しをはじめ使わず捨てられてしまう食品など、家庭から発生する「家庭系食品ロス」と小売店での売れ残りや返品、飲食店で発生する食べ残しなどで発生する「事業系食品ロス」があります。

我が国の食品ロス量は、2023(令和5)年度には約464万トン(家庭系233万トン、事業系231万トン)が発生したと推計されています。事業系の取組は進んできていますが、「家庭系食品ロス」削減への取組が進まず、日常生活の中で一人ひとりが意識して減らしていく対策が急務となっています。

(プラスチックごみ)

海洋に流出したプラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害などをはじめ、食物連鎖を通して人の健康への影響が問題となっています。

このため、プラごみの削減とプラスチックと賢く付き合う「プラスチックスマート」の促進や、従来の3Rの取組に加え、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が求められています。



出典：農林水産省・環境省推計、食品ロスポータルサイト

主な課題

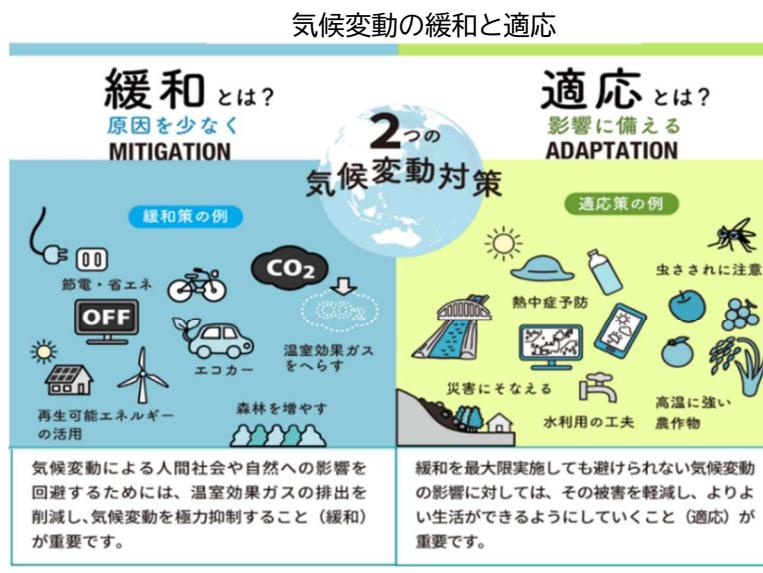
- 食品ロス削減や生ごみ減量化、分別の徹底や細分化の検討とプラスチック資源循環など、ごみの減量・資源化の一層の推進
- 市民・事業者との協働による3Rの推進、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行促進
- まちづくりや環境美化活動と一体となった不法投棄防止対策やポイ捨て防止、プラごみの河川への流出防止などの推進

6 気候変動・地球温暖化

気候変動による地球温暖化が進行し続ければ、猛暑や異常気象など気候変動リスクが高まると予測されています。本市においても、平均気温の上昇や異常気象の頻発・災害の激甚化など、気候変動リスクが高まっています。

国では、2018(平成30)年に気候変動適応法の制定、気候変動適応計画の策定を行い、気候変動対策を温室効果ガス排出量削減する対策(緩和策)と、気候変動により将来予測される被害や影響の回避・軽減する対策(適応策)を両輪として対策を進めていくことにしました。

本市でも、2023(令和5)年3月に安中市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・安中市地域気候変動適応計画を策定し、持続可能な脱炭素社会の構築に向けた取組を進めています。

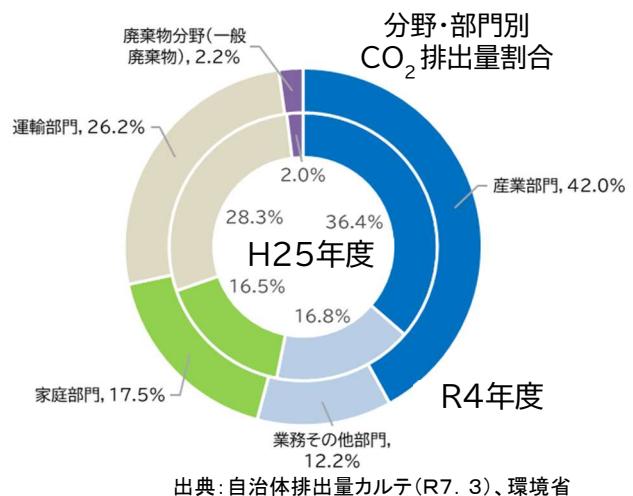


(出典:環境省 A-PLAT(気候変動適応情報プラットホーム)

(1) エネルギー利用（温室効果ガス排出量削減等）

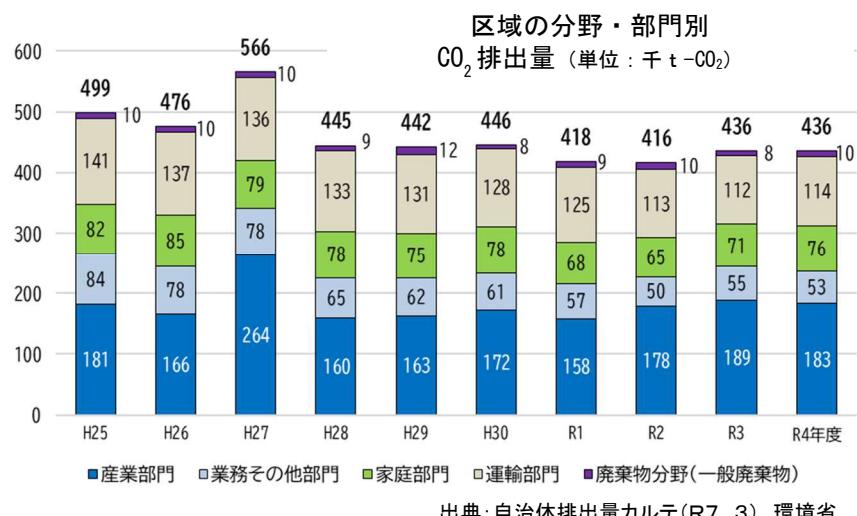
(二酸化炭素排出量)

本市から排出されるエネルギー起源の温室効果ガス排出量は、2022(令和4)年度は43万6千t-CO₂で、地球温暖化対策の基準年度の2013(平成25)年度比で12.5%減少しています。環境基本計画2016の達成指標は達成しましたが、安中市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の2030(令和12)年度削減目標(基準年度比50%削減)に向けては一層の努力が必要です。



(部門分野別CO₂排出量)

2022(令和4)年度の部門別排出量割合は、産業部門約42%、運輸部門26.2%、家庭部門17.5%、業務その他部門12.2%と、基準年度と比べ産業部門の割合が増加し、業務その他部門が減少となっています。部門・分野別CO₂排出量の基準年度比では、業務その他部門36.7%、運輸部門19.2%、家庭部門7.4%減少していますが、産業部門では1%増加となっています。



出典:自治体排出量カルテ(R7.3)、環境省

(市の取組)

市では、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、事業者として市有施設等におけるエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めています。

また、住宅用再生可能エネルギー※システム設置費補助制度を設け、環境に負荷の少ないクリーンエネルギー※の普及促進を図っています。

なお、市内でのFIT・FIP制度※対象の再エネ導入量(発電電力量)は、2023(令和5)年度は358,206Mwh/年で、電気使用量(469,069Mwh/年)の76.4%を占めています。

主な課題

- 2050年カーボンニュートラル(ゼロカーボンシティあんなか)の実現
- 住宅や事業所の省エネ対策、ZEH、ZEB等ゼロエネルギー化の普及
- 節電対策や省エネ対策の促進
- EV等エコカーの活用や急速充電設備等次世代自動車普及のインフラ整備
- スマート技術を活用した公共交通の整備と利用促進
- 公共施設や生活施設の適正配置など省エネ型のまちづくりの計画的な推進
- 市民・事業者・行政との協働による取組、地域循環共生社会の構築

※ 再生可能エネルギー：太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして定められたエネルギー。(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律に基づく政令で定められている)。

※ クリーンエネルギー：法令等による定義はなく、一般的には太陽光や風力、水力などの自然由来で、二酸化炭素等の排出がなく、環境負荷の少ない、環境を汚さない“きれいな”エネルギー。

※ FIT・FIP制度：FIT制度とは再生可能エネルギー(再エネ)電気の固定価格買取制度のことで、政府が定めた一定の価格(調達価格)で一定の期間にわたって再エネ電気を必ず買い取ることを保証する制度。FIP制度は発電事業者が市場などに売った電気の価格に対して一定のプレミアム(補助金)を支払う制度。

(2) 気候変動への適応

気象庁アメダス上里見観測所の過去30年間(1990~2021年)のデータから気候の長期的变化を把握しています。

(気候の変化)

年平均気温は、30年間で1°C弱、日最高気温の年平均1.5°C上昇するなど上昇傾向にあります。

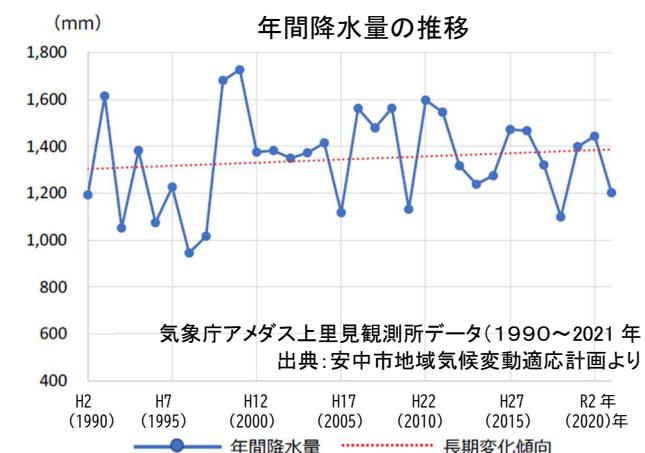
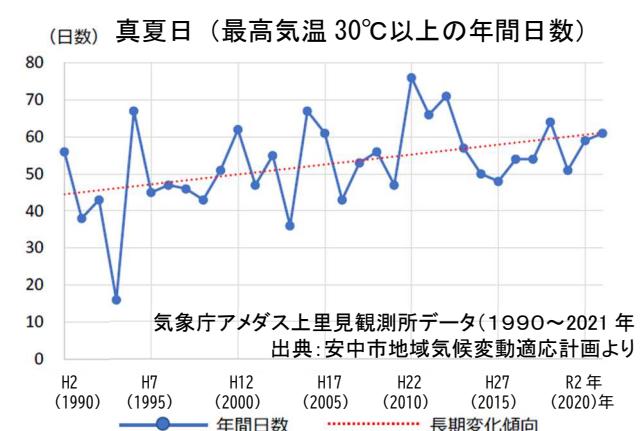
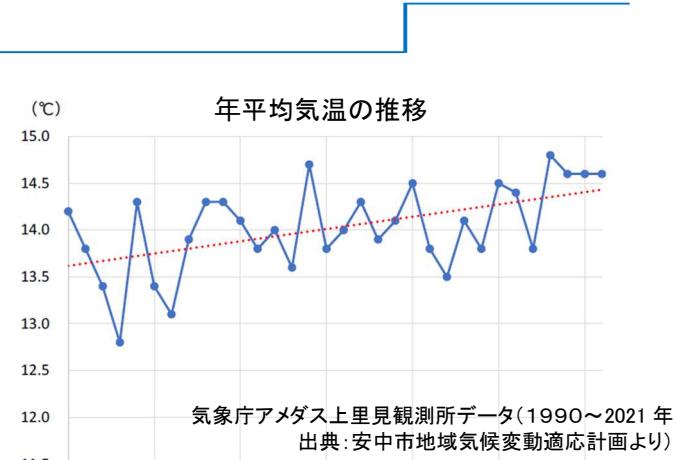
また、夏日(最高気温25°C以上の日数)及び真夏日(最高気温30°C以上の日数)、猛暑日(最高気温35°C以上の日数)も長期的に増加傾向にあります。

(将来の気候)

本市の将来の気候は、追加的な気候変動緩和策を講じない(RCP8.5シナリオ[※])場合、今世紀末には年平均気温、日最高気温・日最低気温の年平均は3~4°C上昇すると予測されています。

また、夏日が年間60~70日、真夏日が年間50~60日、猛暑日が年間25~30日増加、降水量100mm以上の大雨の年間発生回数も増加すると予測されています。

こうした気候変化に伴い、農作物の成育障害や水害・土砂災害等自然災害の増加、熱中症等健康被害の増加などから産業・経済活動への影響が懸念されています。



主な課題

- 気候変動の影響及び地域での発生状況に関する情報の収集と提供
- 気候変動の影響が発生、懸念される分野での総合的・計画的な適応策の推進
- クーリングシェルターやクールシェアスポット指定の推進

※ RCP8.5 シナリオ：代表濃度経路シナリオ（Representative Concentration Pathways）のことで、人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定した「排出シナリオ」をいう。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書から用いられ、RCP8.5 シナリオは、2100 年における温室効果ガス排出量の最大排出量（気温上昇が 1986~2005 年平均からの 2.6~4.8°C（平均 3.7°C）上昇）に相当するシナリオをいう。

7 環境教育・環境保全活動

本市の自然環境を保全・再生し、より安全で、安心して暮せる快適な生活環境が持続的に活用できるような社会を構築していくためには、市民・事業者・行政が自主的に日常生活や事業活動での環境負荷の低減に努めていくとともに、環境問題を共有し、協働して、環境の保全等に向けた取組を進めていくことが重要です。

そのため、環境について学び、考え、実際に行動できるよう支えるため、環境学習・環境教育の充実を図り、環境保全活動への参加や体験の機会を増やしていくことが必要です。

市では、学校教育における体験や社会科見学での碓氷川クリーンセンターなどの施設見学をはじめ、学校給食での地産地消や食品ロス学習、地域の清掃活動への参加など、学校独自の活動を推進し支援を行っています。

また、文化センターや公民館での「環境」をテーマにした出前講座をはじめ、県や市民団体等が主催する講演会や学習会への協力・講師紹介、安中市環境保健自治団体連合会が発行する「環境だより」での情報提供、青年会議所の環境に関するイベント開催や動画作成への協力をに行ってきました。また、市内の環境カウンセラー、環境アドバイザー、環境保全団体と定期的に「あんなか市民の環」を開催し、意見交換や活動支援を行っています。

今後、こうした取組の推進とあわせて、少子高齢化・人口減少社会を踏まえた市民・事業者・行政の協働による環境保全活動のしくみづくりを進めていく必要があります。



主な課題

- 広報誌や市ホームページの充実など環境情報の提供と発信
- 環境の将来を担うこどもの環境教育、体験学習などの推進
- 環境学習・環境保全活動への参加のきっかけとなる環境懇談会や環境イベントなど、市民団体・市民・事業者の多様な環境交流機会の充実と活用
- 経済活動と一緒にした事業者の環境保全活動の促進と連携強化
- 協働プロジェクトづくり、環境ネットワークづくり

第3章 計画がめざす環境づくりの方向

望ましい環境像とその実現に向けた長期的な目標

3-1 計画が目指す望ましい環境像

望ましい環境像は、10年後、20年後、安中市の環境の状況がどのようにになっているか、将来のあるべき環境の姿を描く、長期的な視点でとらえた目標となるものです。市民・事業者・行政が将来のあるべき姿を共有し、その実現に向けて主体的に取り組んでいくための環境面の方向性を示しています。

環境基本計画2016では、本市の特性である河川や森林などの自然、碓氷峠鉄道施設群や中山道の碓氷関所跡などの歴史遺産と人との関わりを踏まえ、市民の英知と協働により、自然と共生した環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築している姿として、『里山の恵みと歴史を活かし 環境文化を育むまち あんなか』を環境像として定めました。

本計画の上位計画である第3次安中市総合計画－あんなか まちづくりビジョン2024－では、『住んで良かった 豊かで魅力ある元気な 新しいあんなか～さらに、光り輝くまちへ～』をまちづくりの将来像とし、環境政策に係るまちづくりの目標として「豊かな自然を活かし 快適で住みやすいまち」を定め、豊かな自然を活用しながら、快適で住みやすい環境整備を図るとともに、人と自然が共生するまちを目指しています。

市では、2050年カーボンニュートラル実現と「あんなか5つのゼロ宣言プラスわん」の実現を目指していくことにしました。

本計画では「望ましい環境像」を次のように定め、その実現に向けた環境施策を総合的・計画的に進めていきます。

望ましい環境像

豊かな自然を再興し 脱炭素・資源循環をめざすまち あんなか

2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、本市の特性である里山や川の豊かな自然と共生した暮らしや産業を創り育んできた歴史・文化を踏まえ、気候変動時代における自然資源として自然再興を図り、安心・安全で快適に暮らし続けられる持続可能な脱炭素・資源循環型社会の形成を目指します。

そして、市民・事業者・行政が共に知恵を出し合い、協働により、自然の恵みをより豊かにし、幅広い地域や人々との多彩な交流と連携を深め、自然資源を活かした産業や文化を創り・育んでいるまちづくりを進め、将来世代に継承しています。

3-2 SDGsの推進

2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、国際社会全体の2030年までの行動計画とSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)が採択されました。

SDGsは「誰も置き去りにしない」ことを根底に、17のゴール(開発目標)と169のターゲットが設定され、それぞれが相互に関係し、一つの行動で複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を目指すものです。

本市においても、SDGsの推進に向けて、現場での実践と学びを循環させる取組や、SDGsの理念に賛同した企業や団体等と協力した取組によって、さまざまな課題解決を進めています。



2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう

3-3 環境づくりの方向と基本目標

望ましい環境像である“豊かな自然を再興し 脱炭素・資源循環をめざすまち あんなか”は、市民の安全・安心・健康の確保と生活環境の質の向上を基本とし、環境面から次の4つの社会の形成を図っていくことにより実現されます。

なお、これら4つの社会は、相互に関連を有しており、相互に作用しあいながら、持続可能な社会を形成しています。

脱炭素社会

気候変動の緩和策と適応策により、2050(令和32)年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)を実現するとともに、気候変動の影響を回避・軽減し、市民が安全・安心、健康で脱炭素型の暮らしや活動が楽しめる社会

循環型社会

MOTTAINAIの心が育まれ、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が進み、自然資源を大切にし、再生可能資源として循環利用され、ごみとして廃棄されない環境にも家計にもやさしい社会

自然共生社会

生物多様性や自然との共生を大切にする心が育まれ、地域の自然や生物との共生、持続可能な社会づくりに向けた自然再興が図られ、豊かな自然の恵みを楽しみ、育み、活かす社会

協働社会

市民・事業者・行政が、地球や地域環境について知り、考え、協力し、持続可能な社会づくりに向けた環境の保全や創造、まちづくりを進めている社会

また多様な地域の人々との交流が育まれ、それぞれの地域の資源を活用しあう社会

基本目標
1

エネルギーを賢く使う ゼロカーボンシティあんなか

～気候変動対応における“緩和”と“適応”的取組が進められる環境にやさしいまち～

SDGs



2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、自然の恵みを活かし、省エネルギー・再生可能エネルギー利用など、エネエネルギーが賢く活用されている環境にやさしいまち「ゼロカーボンシティあんなか」を目指します。

環境づくりの方向

- ①省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限の活用、温室効果ガス吸収源としての緑資源の活用やコンパクトでスマートなまちづくりを進め、2050年カーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)の実現を目指します。
- ②気候変動リスクの回避・軽減に向け、再生可能エネルギーによる自立分散型エネルギー・システムの構築や気候変動適応策を推進し、自然災害による死者「ゼロ」及び災害時の停電「ゼロ」など、市民の安全・安心・健康の確保に努めます。

基本目標
2

資源を大切にし、循環利用される ごみゼロのまち あんなか

～資源循環の取組が進められる環境にやさしいまち～

SDGs



3R+Renewable(再生可能資源化)の取組など、資源が循環利用される循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が進み、食品ロス「ゼロ」やプラスチックごみ「ゼロ」の実現など、資源を大切にする環境にやさしいまちを目指します。

環境づくりの方向

- ①地産地消や3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組を進め、ごみの発生が少ない環境にやさしいまちづくりを進めます。
- ②プラスチックごみによる環境汚染防止や温室効果ガス排出抑制に向け、再生可能資源の活用による循環利用を推進し、プラスチックごみ「ゼロ」を目指します。
- ③一人ひとりが日常生活や事業活動における食品ロスについて考え、食品ロス削減に向けた取組を進め、食品ロス「ゼロ」を目指します。

**基本目標
3**

豊かな自然の恵みを守り育み、資源として活かすまち

～豊かな自然が活かされ、その恵みを楽しみ、快適に暮らせるまち～

SDGs



本市の恵み豊かな里山の自然環境を、持続可能なまちづくりの資源として保全・再生・活用を図るとともに、自然環境が生活や社会経済活動に果たしている機能を回復・向上し、自然とのふれあいが楽しめ、快適で安全・安心・健康に暮らせる自然と共生する社会の形成を目指します。

環境づくりの方向

- ①恵み豊かな自然環境・生物多様性の保全・活用に向け、ネイチャーポジティブの取組を推進します。
- ②自然の浄化機能等の回復・向上、日常生活や社会経済活動に伴う環境負荷の低減を進め、快適で安全・安心・健康的な生活環境を確保します。
- ③自然や生きものとのふれあいが楽しめる環境づくりを進めます。また、動物愛護に向けた犬・猫の殺処分「ゼロ」を目指します。

**基本目標
4**

みんなで創る 里山の環境文化

～パートナーシップで環境教育・環境保全活動が進むまち～

SDGs



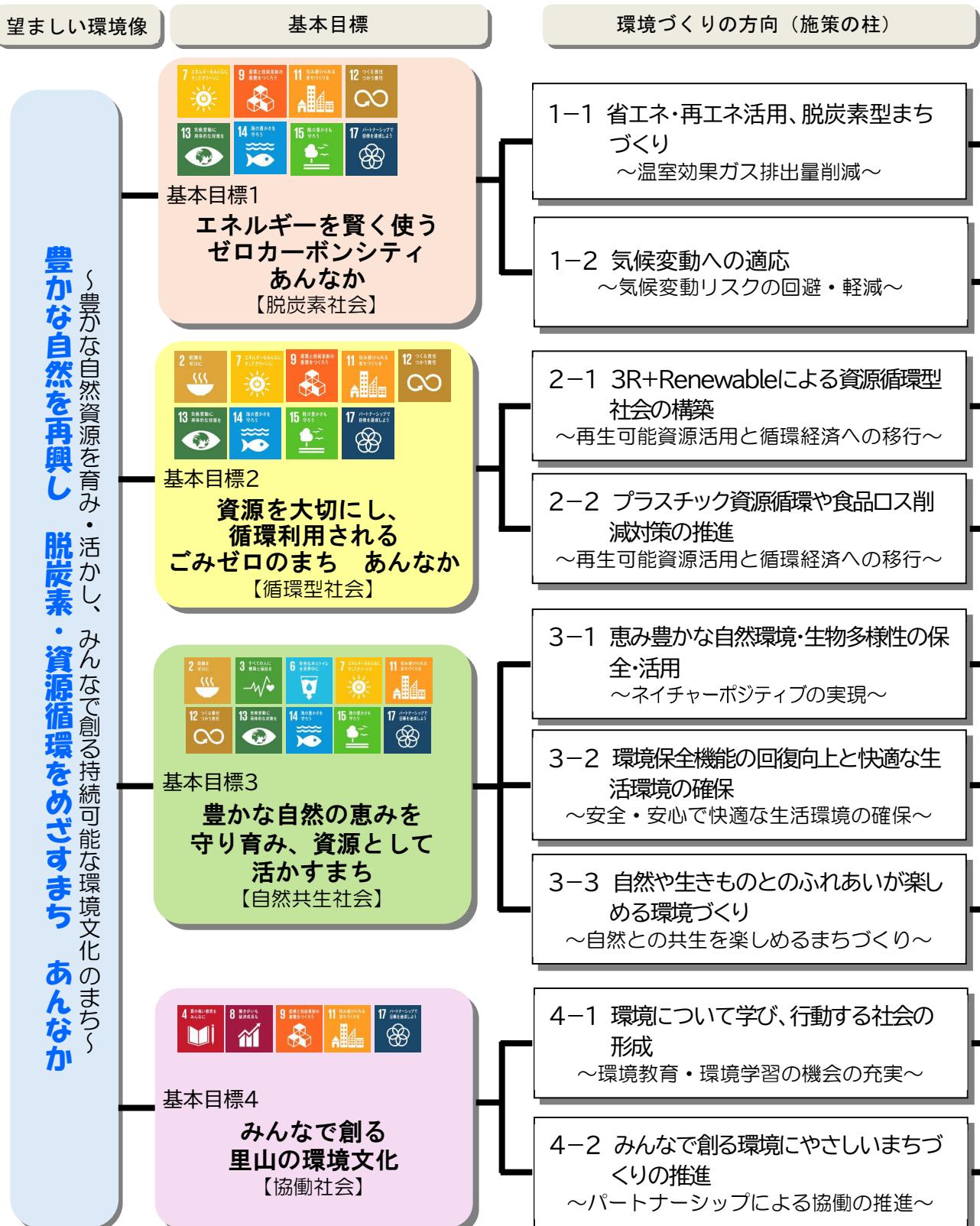
地球環境や地域の環境課題を解決していくためには、市民・事業者・行政が協力して環境の保全・創造を図っていく必要があります。そのため、一人ひとりが環境について学び、考え、行動し、協働による環境づくりが進められる社会の形成を目指します。

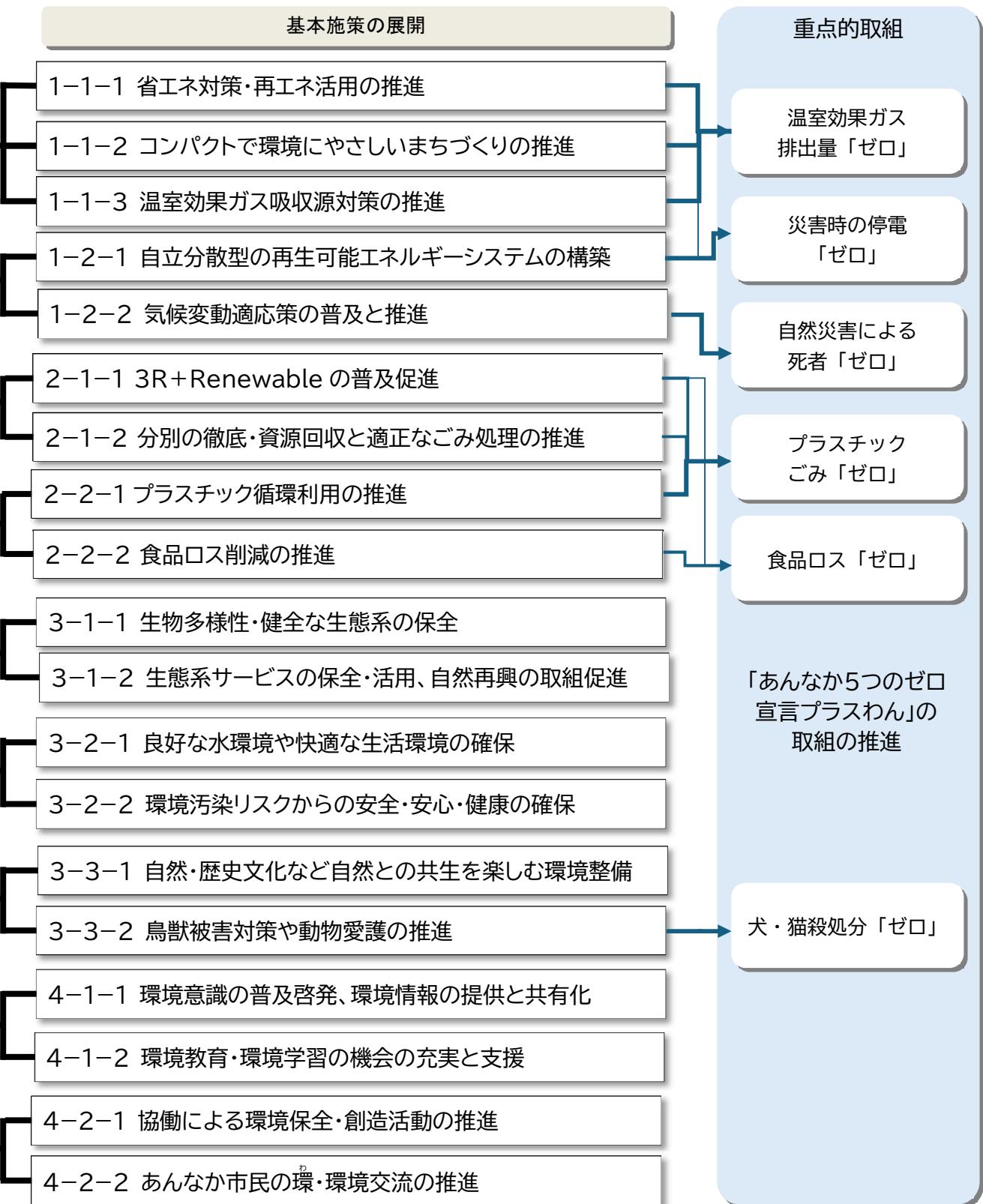
環境づくりの方向

- ①地域環境や環境づくりに関する情報を発信するとともに、環境教育・環境学習の機会の充実に努め、環境課題と環境づくりの方向の共有を図ります。
- ②市民・事業者・行政がパートナーシップのもと、協働による環境保全活動が進められる社会の構築を図ります。

3-4 環境施策の展開に向けて（環境施策の体系）

望ましい環境像の実現に向け、本計画が進めていく環境づくりの方向と基本目標、基本目標ごとの環境の保全等に係る施策の展開方針は次のようにになります。





「ゼロカーボンシティあんなか」宣言



「ゼロカーボンシティあんなか」宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる台風や大雨、地震等の気候変動の影響により、世界規模で多くの自然災害が発生しております。

こうした気候変動は、私たちの暮らしをおびやかされるだけでなく、自然環境や生態系にも極めて深刻な影響を及ぼしており、私たちにとって避けは通れない喫緊の課題です。

2015 年に合意されたパリ協定では『産業革命からの平均気温上昇を 2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する』との目標が国際的に広く共有されました。さらに 2018 年のIPCC総会での『1.5℃特別報告書』では、『気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年までに実質ゼロにすることが必要』とされています。

本市は、豊かな自然と歴史文化、風土、観光資源、さらには良質な温泉など、豊富な環境資源を多数有しています。

『里山の恵みと歴史を活かし 環境文化を育むまち あんなか』を掲げ、この恵まれた自然環境を守り、次世代に引き継ぐため、国際社会の一員として、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする『ゼロカーボンシティあんなか』の実現を、市民の皆様や市内事業者の皆様と一緒に挑戦することを宣言します。

令和5年6月11日

安中市長

安中市議会議長

安中市商工会長

安中市松井田商工会長

吉井均
墨江次雄
武井孝
高橋正章

安中市では、持続可能な社会に向けた取組を、市民・事業者・市が一体となって進めていくために、令和 5 年 6 月 11 日、安中松井田文化会館において、「ゼロカーボンシティあんなか」宣言と「あんなか 5 つのゼロ宣言プラスわん」の表明式典を執り行いました。

※「あんなか 5 つのゼロ宣言プラスわん」については、巻頭を参照してください。

第4章 施策の展開

環境づくりの方向と基本目標の実現に向けた市の取組 望ましい環境像とその実現に向けた長期的な目標



基本目標
1

エネルギーを賢く使う ゼロカーボンシティあんなか ～気候変動の緩和と適応の取組が進められる環境にやさしいまち～

(1) 環境づくりの方向（施策の柱）

気候変動・地球温暖化対策を一体的に推進し、温室効果ガス排出等の環境負荷が少なく、また、気候変動による影響を回避・軽減し、安全・安心して暮らせる持続可能な地域社会、環境にやさしいまちづくりの実現を目指します。

2050年に向けた「ゼロカーボンシティあんなか」宣言及び「あんなからつのゼロ宣言プラスわん」を踏まえ、市域からの温室効果ガス排出量実質「ゼロ」の実現に向けた脱炭素の取組を積極的に推進します。

また、今後、避けることが困難な気候変動の影響への適応策を進め、自然災害による死者「ゼロ」及び災害時の停電「ゼロ」を目指し、安全・安心で健康的に暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標1 エネルギーを賢く使う ゼロカーボンシティ あんなか

施策の方向(施策の柱)	基本施策の展開
1-1 省エネ・再エネ活用、 脱炭素型まちづくり ～温室効果ガス排出量削減～	1-1-1 省エネ対策・再エネ活用の推進
	1-1-2 コンパクト※で環境にやさしいまちづくりの推進
	1-1-3 温室効果ガス吸収源対策の推進
1-2 気候変動への適応 ～気候変動リスクの 回避・軽減～	1-2-1 自立分散型の再生可能エネルギーシステムの構築
	1-2-2 気候変動適応策の普及と推進

※ コンパクト：「小型で中身が充実している」という意味があり、都市政策でいうコンパクトシティのことを指す。生活機能を市街地に集約化することで、公共施設やインフラの維持管理、ごみ収集等の行政サービスの効率化をはじめ、居住地と拠点地区が近接化することにより徒歩や公共交通利用が進むなどにより、環境負荷の低減が図られ、温室効果ガス排出量の抑制などの効果が期待される。

1-1 省エネ・再エネ活用、脱炭素型まちづくり

2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー対策の徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用を図るとともに、コンパクトで環境にやさしいまちづくりを進め、市域からの温室効果ガス排出量の抑制を推進します。

また、本市の豊かな里山環境の整備・管理・活用を進め、二酸化炭素吸収・固定機能の向上と吸収源としての適切な活用を推進します。

1-2 気候変動への適応

気候変動の影響は、さまざまな分野に現れます。気候変動の影響への適応策を進めていくとともに、温室効果ガス排出抑制につながる自立分散型の再生可能エネルギーを整備し、災害時での電力確保を図ります。

(2) 指標

指標	単位	現状年度 2024 年度	中間年度 2030 年度	目標年度 2035 年度
1 温室効果ガス排出量 ※2013 年度排出量:499 千t-CO ₂	千 t-CO ₂	436 2022年度	249 2013年度比 50%減	187 2013年度比 63%減
2 住宅用再生可能エネルギー設置補助金交付件数	件	82	100	115
3 市用自動車のうち電気自動車導入数	台	1	5	10
4 市有電気自動車充電設備設置数	基	1	3	5
5 市有電気自動車充電設備利用数	台	600 2025 年度	1,800	3,000

関連する計画・指針等

- 安中市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・(事務事業編)
- 安中市都市計画マスターplan、安中市災害廃棄物処理計画
- 安中市森林整備計画、安中市立地適正化計画、安中市地域公共交通計画
- 安中市地域防災計画、安中市水防計画、安中市鳥獣被害防止計画
- 安中市水道事業ビジョン・経営戦略

(3) 施策の展開

1-1 省エネ・再エネ活用、脱炭素型まちづくり

1-1-1 省エネ対策・再エネ活用の推進

<関連施策>

(1) ゼロカーボンシティ実現に向けた地球温暖化対策の推進

① 総合的・計画的な温室効果ガス排出削減の推進

- ゼロカーボンシティの実現に向け、安中市地球温暖化対策実行計画の進行管理を行い、必要に応じて見直します。また、市民・事業者との協働により、温室効果ガス排出削減対策と吸收源対策を総合的・計画的に推進します。

② 市の率先的取組の実行

- 「安中市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、市有施設及び事務事業に伴い排出される温室効果ガスの率先的削減を実行します。

(2) 『デコ活※』の普及促進～脱炭素につながる豊かな暮らしを創る行動～

- 『デコ活』及びデコ活アクションの普及啓発を進め、市民・事業者の脱炭素行動の促進と行動変容を図ります。

(3) 再生可能エネルギーの活用の推進

① 再エネ活用に関する情報の提供

- 「安中市住宅用再生可能エネルギー設置補助金」を継続的に進め、国・県等の導入補助制度などの情報を提供し、普及促進を図ります。

② 再エネ電力活用の普及促進

- 再生可能エネルギーにより発電された電力(再エネ電力、グリーン電力)の活用の普及・促進します。

③ 自家消費型再生可能エネルギー活用の推進

<1-2-1(1)>

- 住宅や事業所の建物、駐車場の屋根等を活用した自家消費型太陽光発電・蓄電システムの導入及び卒 FIT システム※の有効活用を促進します。

※ デコ活：脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。

※ 卒 FIT システム：再生可能エネルギーの固定価格買取制度（Feed in Tariff、通称 FIT 制度という。）による固定買取価格対象期間を終えた再生可能エネルギーシステムをいう。主に家庭用の10kW未満の交付期間は10年間、10kW以上は20年間と定められている。

④ 自立分散型の地域エネルギー・システムの構築

<1-2-1(2)>

- 地域の特性に応じた再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギー・システムの構築を進め、災害時等における電力確保を図ります。
- 地域での営農活動と一体となった遊休農地等活用によるソーラーシェアリング等再生可能エネルギー活用の取組を推進します。

⑤ 無秩序な太陽光発電設備の設置抑制

- 「安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例」に基づき、急傾斜地等の自然災害の危険性が高い地域への無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、良好な生活環境の保全と安全・安心な生活の確保に努めます。

⑥ 太陽光発電以外の再生可能エネルギー活用の検討と推進

- 市内に賦存する太陽光以外の太陽熱、中小水力、マイクロ水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの有効活用の導入を推進します。

⑦ 太陽発電設備等のリサイクルの普及促進

- 太陽光発電設備等の適切なリサイクルの普及・促進します。

(4) 住宅や建物のゼロエネルギー化の普及促進

① 市有施設のゼロエネルギー化の推進

<1-1-1(1)②>

- 施設の新設や更新等に際し、省エネ化と再エネ導入など ZEB 化導入を検討していきます。また、ZEB Ready 認証※を取得した市役所新庁舎での成果等を公開します。

① 住宅等建物の ZEH・ZEB 等省エネルギー化の普及・促進

- 住宅等建物における電力消費等の見える化と消費エネルギーの効率的な利用管理の促進、HEMS※導入や省エネリフォーム等を促進します。また、住宅や事業所での ZEH、ZEB 導入を促進します。

※ ZEB Ready 認証：ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building の略称。これは、自然エネルギーの積極的な活用や高効率設備等により、快適な室内環境を保ちながら省エネルギーに努め、一次エネルギー（天然ガスや石炭などの自然界から得られるエネルギー）の年間消費量が大幅に削減されている建築物のこと。削減量や規模により ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の4段階があり、ZEB Ready は、同規模の標準的な建築物と比較し、50%以上削減となる建築物のこと。

※ HEMS : Home Energy Management System（ホームエネルギー・マネジメント・システム）の略語で、「ヘムス」という。家で使う電気・ガス・水道を計測・集中管理して、エネルギー消費量の節約支援や行動を支援する仕組みのこと。

1-1-2 コンパクトで環境にやさしいまちづくりの推進

<関連施策>

(1) コンパクトなまちづくりの推進(歩いて暮らせるまちづくりの推進)

<1-1-2(2)>

- 都市機能の集約化やエネルギー消費の効率化を図り、コンパクトで環境にやさしいまちづくりを進めます。
- 商店等を活用した身近なクールシェアスポット、まち歩きや憩いの場としての空間づくりを進め、家庭での省エネとCO₂排出の抑制に努めます。

(2) 環境にやさしい移動手段の選択(スマートムーブ[※])の推進

① スマートムーブの普及促進

<1-1-1(2)>

- 通勤・通学・買い物・旅行といった「移動」に伴う排出量の削減を図るため、「スマートムーブ」の普及・促進を図ります。
 - ・ 徒歩や自転車、スローモビリティ[※]、公共交通の活用の推進、ノーマイカーデーの実施
 - ・ 買物困難世帯・地区等への移動スーパー・見守りサービスの取組を推進
- 地産地消を推進し、食料品や製品等の輸配送に係る燃料消費量の削減を図ります。

② 安全・安心な歩行空間やスローモビリティ活用環境の充実

- 安全で安心して歩ける歩行空間の確保や自転車走行空間の充実など、歩いて暮らせるまちづくりを図ります。
- 高齢者や滞在者が安全で安心して地区内を移動できるグリーンスローモビリティ(小型電動モビリティ等)の活用と普及、走行環境の整備を図ります。

③ 公共交通の再編と利用の促進

<1-1-2(1)>

- 路線バスやオンデマンド交通等の再編とAI(人工知能)を活用したAIデマンド交通を推進します。
- 駅周辺の整備やAIデマンド交通・カーシェアリング[※]との連携強化など MaaS[※]を推進し、鉄道利用を促進します。

※ スマートムーブ：日常生活の様々な移動手段を工夫してCO₂排出量削減と体を動かすことで健康や快適さにもつながる環境にやさしい移動手段を選択する取組。

※ スローモビリティ：時速20km未満で走行可能な電動車を利用した新しい交通手段。国土交通省ではグリーンスローモビリティとして、高齢化社会における地区内移動の確保などを目指している。

※ デマンド交通：電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

※ カーシェアリング：会社などが保有する自動車を、会員同士が好きなタイミングでシェア（共有）するサービス。

※ MaaS：Mobility as a Service の略で、自家用車以外の全ての交通手段による移動を1つのサービスとして、連続的な移動を提供する概念。

(3) EV 等エコカーの普及促進

① 電動車等次世代自動車活用の普及

<1-2-1(2)> <3-2-1(3)②>

- 公用車の用途に応じたEV等エコカーの導入を計画的に進めます。 <1-1-1(1)②>

② エコカー普及促進に向けたインフラ整備の推進

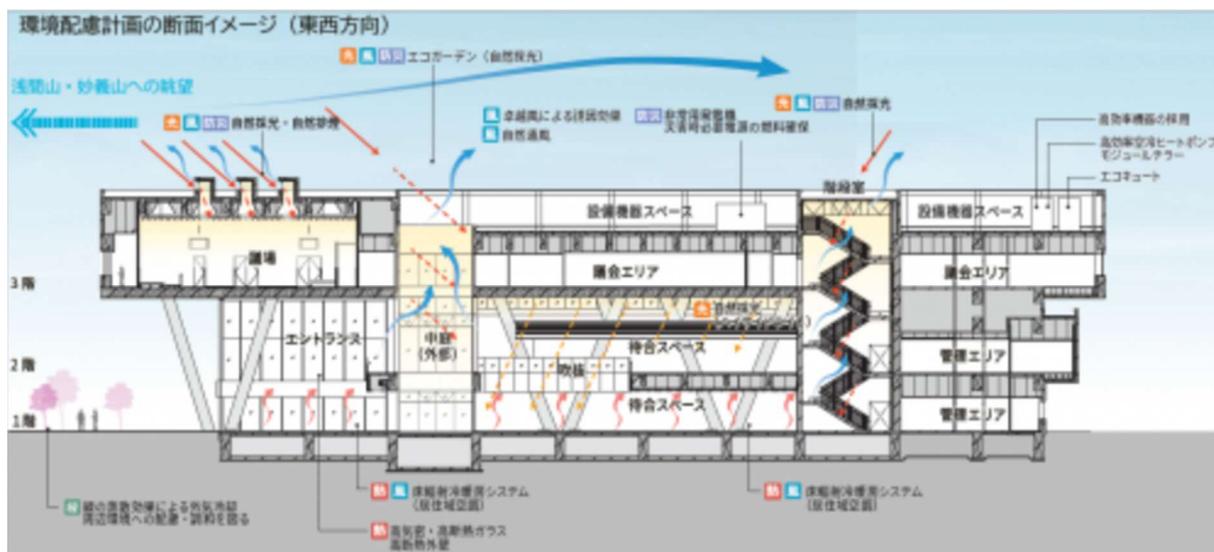
<1-1-2(2)②>

- 電気自動車用急速充電設備や充電スタンドの充実など、事業者と協力し EV 等エコカーの普及に向けたインフラの整備に努めます。

③ カーシェアリング等の普及促進

≤1-1-2(2)③≥

- レンタカーやカーシェアリング利用環境の充実と活用の普及を促進します。



安中市役所新庁舎の環境配慮計画「ZEB Ready」認証を取得した新庁舎の計画イメージ図



電気自動車用急速充電器 (松井田庁舎駐車場内)

1-1-3 温室効果ガス吸収源対策の推進

<関連施策>

(1) 里山の保全・整備・活用など吸収源対策の推進

① CO₂吸収源等としての森林整備の推進

<3-1-2(2)>

- 森林が有する多面的機能の維持・増進を図ることを目的とした森林整備の計画的な推進を図ります。
- 適切な森林管理等によるCO₂吸収量の向上とクレジット※化を進めます。

② 森林など里山の資源を活用した取組の推進

<3-1-2(2)> <3-3-1(1)>

- SDGsの実現、CO₂削減、環境改善対策、耕作放棄地対策等を目的とした造林事業を推進します。
- 地元木材を活用した施設や住まいづくりの普及など、吸収源対策を推進します。
- 緑の少年団活動※を支援し、次世代を担うこどもたちの育成に努めます。
- グリーンツーリズム※や体験学習など里山交流の推進など、森林整備や林業への理解の醸成、人材の育成に努めます。

(2) まちなかの緑の保全と緑化の推進

<3-2-2(2)>

- まちの緑の適切な保全と管理、萌芽更新などを進め、夏季における市街地や住宅地の気温上昇の緩和やCO₂吸収等環境保全機能の向上を図ります。
- 市街地や建物周辺の緑化の推進、学校や施設、住宅地等での緑のカーテン設置の普及など、建物の省エネ対策を推進します。

※ クレジット：ここでは森林管理等による森林の成長に伴う温室効果ガスの吸収量・削減量を算定し、国がクレジットとして認定する制度を指す。クレジット購入者はその吸収量・削減量分を自分の排出量から差し引くことができる。

※ 緑の少年団活動：次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体活動。

※ グリーンツーリズム：緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

1-2 気候変動への適応

1-2-1 災害時等における電源の確保

<関連施策>

(1) 自家消費型太陽光発電・蓄電設備の普及促進

<1-1-1(3)>

- 家庭や事業所、施設等での自家消費型太陽光発電や家庭用蓄電池、EV 等電動車の導入を促進し、災害時や非常時での電源確保を図ります。

(2) 自立分散型電源の構築と整備

<1-1-1(3)> <1-1-2(3)>

- 地域の特性に応じた再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギーシステムの構築を進めます。
 - ・ 地域内に導入された太陽光発電・蓄電設備や EV 等電動車の蓄電池の活用
 - ・ 市民・事業者との協働による再生可能エネルギーづくりなど

1-2-2 気候変動適応策の普及と推進

<関連施策>

(1) 気候変動の影響に関する情報の収集と共有

- 群馬県気候変動適応センターと協力し、気候変動の影響と考えられる事象の把握と適応策に関する情報を収集し、市民・事業者や関係機関に提供し、また早期の段階から適応に向けた取組の検討と対策を図ります。

(2) 気候変動適応策の推進

① 健康分野の適応策の推進

<3-1-2(1)> <3-2-2(1)>

- 熱中症防止の普及啓発をはじめ、熱中症警戒アラート発令時の注意・対策の喚起、通知体制の強化を図ります。
- クーリングシェルターやクールシェアスポットの指定を推進します。
- 気候変動に伴う感染症や大気・水環境の悪化に伴う健康被害の防止等に向け、情報収集と適応策の検討を進めます。

③ 豪雨災害等自然災害対策の推進

- 土砂災害や水害等自然災害防止対策の推進と二次災害防止対策を進めます。
- ハザードマップ等を活用した住民へ周知、自主避難マップや避難行動計画(マイ・タイムライン)作成など防災意識の醸成と支援を進めます。
- 災害発生時における安中市災害廃棄物処理計画の迅速な展開が図れるよう処理体制の準備を進めます。

③ 農林業での適応策の推進

<3-1-2>

- 高温耐性の高い品質等の選定・普及、雑草や病害虫の防除対応などを推進します。また、農地の被災状況や荒廃農地の確認などを進めます。
- 夏期の高温によるきのこ発生量の減少防止対策への指導を進めます。

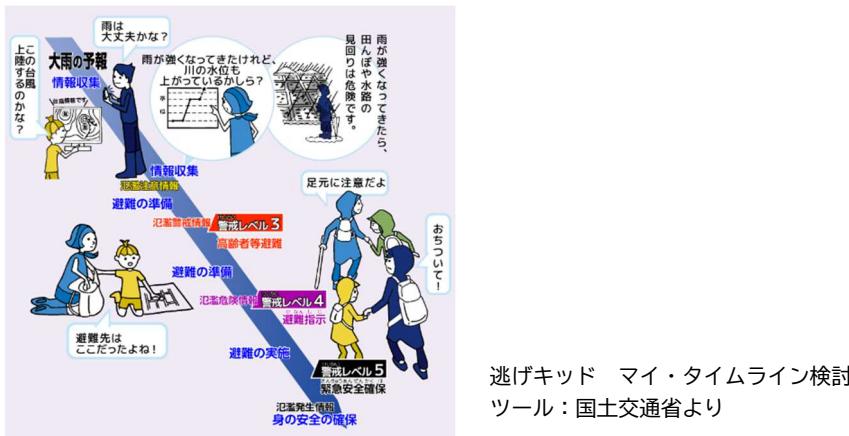
④ 水資源・水環境対策の推進

- 水源地域における森林の水源涵養機能等を高度に発揮させるため、県と連携し、荒廃森林の整備や治山施設の整備を進めます。
- 渴水や水質への影響も予測されるため、水資源保全や市内河川の水質監視を行います。

⑤ 自然生態系や自然環境の変化に伴う影響への対応

<3-1-1>

- 在来種の生息環境の変化や外来生物の拡大など、生態系や自然環境への影響の把握、保全団体の活動支援を進めます。
- 特定外来生物の侵入・拡大防止に向け、早期発見及び被害拡大防止対策を進めます。





**基本目標
2**

資源を大切にし、循環利用される ごみゼロのまち あんなか
～資源循環の取組が進められる環境にやさしいまち～

(1) 環境づくりの方向（施策の柱）

廃棄物問題は、私たち人類が生存していく上で避けて通れない問題です。ごみの排出量が増えるに伴い、廃棄物収集・処理、最終処分場の確保、焼却や埋め立てによる環境汚染対策など、膨大な経費がかかっています。また、資源の枯渇や資源産出国での環境破壊、廃棄物の越境移動による途上国での環境汚染問題ともなっています。

さらに、プラスチックごみの流出等による海洋汚染やプラスチックごみ焼却によるCO₂排出量の増加、食品ロス問題などは地球環境や持続可能な地域社会の形成に重要な課題となっています。

このため、資源を大切にする「MOTTAINAI」の心を持ち、廃棄物の減量と資源化を進めていくとともに、再生可能資源の活用を図るなど、3R+Renewable(再生可能資源化)の取組を促進し、食品ロス「ゼロ」やプラスチックごみ「ゼロ」の実現を目指していきます。

また、社会経済活動を循環経済(サーキュラーエコノミー)へと移行を図り、「資源を大切にし、循環利用される ごみゼロのまち あんなか」の実現を目指していきます。

基本目標2 資源を大切にし、循環利用される ごみゼロのまち あんなか

施策の方向(施策の柱)

基本施策の展開

2-1
3R+Renewableによる資源循環型社会の構築
～再生可能資源活用と循環経済への移行～

2-1-1 3R+Renewable の普及促進

2-1-2 分別の徹底・資源回収と適正なごみ処理の推進

2-2
プラスチック資源循環や食品ロス削減対策の推進
～再生可能資源活用と循環経済への移行～

2-2-1 プラスチック循環利用の推進

2-2-2 食品ロス削減の推進

2-1 3R+Renewableによる資源循環型社会の構築

3Rの普及促進と循環経済への移行を促進し、資源を大切にする意識を醸成し、廃棄物の減量と資源化を推進します。

また、ごみの分別徹底と適切な資源回収・ごみ収集体制を整備し、ごみの減量と資源化、再生可能資源への転換とその利用を促進し、ごみの排出量の削減と適正な処理に向けた取組を推進します。

2-2 プラスチック資源循環や食品ロス削減対策の推進

プラスチック資源循環や食品ロスに関する情報発信により、環境意識の醸成を図っていきます。

また、プラスチック資源循環や食品ロス削減に向けた取組を推進し、プラスチックごみ「ゼロ」や食品ロス「ゼロ」の実現を目指します。

(2) 指標

指標	単位	現状年度 2024 年度	中間年度 2030 年度	目標年度 2035 年度
1 市民1人一日あたりのごみ排出量	g/人・日	939	900	831
2 資源化率	%	9.58	17.5	22.4
3 不法投棄件数	件	63	30	0
4 環境美化団体数	団体	9	15	20
5 食品ロス削減推進店舗数	店舗	6*	検討中	検討中

*ぐんま食品ロス削減推進店に登録のある市内の店舗数

関連する計画・指針等

安中市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・(事務事業編)

安中市一般廃棄物処理基本計画、安中市分別収集計画



(3) 施策の展開

2-1 3R+Renewableによる資源循環型社会の構築

2-1-1 3R+Renewable の普及促進

<関連施策>

(1) 3Rの普及促進

<1-1-1(2)>

- 『デコ活』にもつながる3Rの取組を普及促進し、日常生活や事業活動に伴うCO₂排出の削減とごみの減量や資源化を進めます。
- 地域での資源回収や民間団体によるフリーマーケット活動などを支援します。
- 市内事業所におけるマイバッグ推進や資源店頭回収、エコショップ、リサイクルショップ等、適切な資源循環の活動を支援します。

(2) 再利用・再資源化の推進

<1-1-1(2)>

- 容器包装リサイクル法への理解を深め、適切な分別と資源回収、リサイクルの実践を普及促進します。
- ダンボールコンポスト等による生ごみの堆肥化と活用を支援します。
- ペットボトル・空き缶回収機(エコスポット)の適正管理と利用促進を図ります。
- 廃食用油や使用済小型家電、インクカートリッジ等の回収ボックス設置の充実を図ります。
- リチウムイオン電池・蓄電池の適切な廃棄方法の周知と適切な回収・処理を推進します。

(3) 循環経済への移行の推進

<3-1-2>

- ライフサイクル全体を通してCO₂排出量が少なく環境にもやさしい製品の開発・製造・販売・回収・再生資源化など循環経済への移行を図ります。
- 再生可能資源やプラスチック代替素材を活用した製品や再生品の積極的な活用(グリーン購入等)を促進します。
- 農林産物の地産地消やバイオマス資源等再生可能資源を活用した社会経済活動を促進し、CO₂排出削減と循環型社会の構築を図ります。

2-1-2 分別の徹底・資源回収と適正なごみ処理の推進

<関連施策>

(1) ごみ処理の計画的な推進

- 安中市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化によるごみ排出量の削減と適正なごみ処理を計画的に推進します。

(2) 分別の徹底・資源回収の推進

- ごみ分別方法の周知、スマートフォンによるごみ分別アプリや分別サービス導入を検討します。また、新たな資源化対象品目への対応を進めます。
- 生ごみの水切りや剪定枝等の乾燥後の排出方法など資源化の徹底、ごみの減量化と焼却処理等に伴う燃料消費量の削減を図ります。

(3) ごみ出しルールの普及と効率的なごみ収集体制の整備

- 安中市分別収集計画に基づき、廃棄物処理施設の整備状況等を勘案した分別収集を推進します。
- ごみ収集日程やごみ出しルール・マナーの周知を図るとともに、住民との協力によるごみステーションの管理を推進します。
- 高齢世帯等ごみ出し困難世帯へのごみ収集支援を推進します。

(4) ごみ処理施設の適正な維持管理の推進

- 硝氷川クリーンセンターごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の安定的な稼働に向け、計画的な修繕や点検などの維持管理を徹底します。
- 処理施設から排出される余熱利用によるエネルギー使用量や、効率的な稼働による温室効果ガス排出量を削減します。
- ごみの発生・排出抑制に取り組み、埋立処分量を減量します。また、最終処分場で発生する浸出水の適切な処理を実施します。

(5) 不適正処理、不法投棄の防止

- 処理できない廃棄物の混入防止に向け、排出方法の啓発に努めます。
- 安中市ポイ捨て等防止条例に基づき、不法投棄防止やポイ捨て防止への意識啓発を推進し、パトロール等監視体制を整備します。
- 観光地におけるごみの持ち帰りを促す看板を設置し、意識啓発します。
- 空き家・空き地等での廃棄物の放置や不法投棄の防止のため、環境保全対策を推進します。

(6) 環境美化活動の推進

- 道路アドプト制度(道路里親制度)など環境美化活動への参加、地域の清掃活動や住宅・事業所周辺の美化活動を支援・推進します。
- 市民参加による公園の適切な維持管理を推進します。



写真

2-2 プラスチック資源循環や食品ロス削減対策の推進

2-2-1 プラスチック資源循環利用の推進

<関連施策>

(1) プラスチック資源循環への理解醸成と行動の促進

- プラスチックごみ問題に関する情報の発信と環境教育・環境学習を推進し、プラスチック資源循環への理解醸成とプラスチックごみ「ゼロ」の実現を目指します。
- 県の取組に協力し、近隣市町との連携を図ります。
- プラスチック資源循環に向け硬質プラスチックリサイクルを推進します。

(2) プラスチックごみの分別の徹底

- 家庭のごみや事業活動に伴う廃棄物におけるプラスチック類の分別の徹底を周知し、資源としての回収と循環利用を促進します。

(3) プラスチックごみの排出抑制

<2-1-1(3)>

- 市内事業者によるプラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環の取組の推進と普及に向けた協力を推進します。
- 市民・事業者と協力し、ペットボトル水平リサイクル(ボトル to ボトル)に向け、ペットボトルの適正な資源回収と活用を進めます。
- 市内の再生可能資源を活用したプラスチック代替素材の活用と普及を促進します。
- 環境美化運動や地域での清掃活動を推進し、プラスチックごみの散乱防止と河川への流出防止を図ります。

(4) 容器包装リサイクルの推進

<2-1-1(2)>

- 安中市分別収集計画によるプラスチック類の適切な分別の周知徹底と資源回収を推進します。

写真
エコスポット

2-2-2 食品ロス削減の推進

<関連施策>

(1) 食品ロスに対する理解の醸成と行動の促進

- 食品ロスに関する情報の発信及び様々な環境教育、体験学習等の機会を増やし、食品ロス削減への理解の醸成を図ります。
- 地元農産物の活用や地産地消の推進、「3キリ運動」や「30・10運動」、「環境にやさしい買い物スタイル」、「デコ活」の周知に努めます。

(2) 家庭での食品ロス削減の普及啓発

<1-1-1(2)>

- 給食を通じ栄養バランスや食事のマナーを学ぶなど、食育の場を利用した環境教育を推進し、こどもや保護者への食品ロスに関する啓発を行います。
- 家庭での生ごみのたい肥化と資源活用に対する普及を進めます。

(3) 事業者における食品ロス対策の推進

<1-1-1(2)>

- 食品製造業や食品小売業、外食産業における「3キリ運動」の推進や「使いきり・食べきり」を促進し、市内の「ぐんま食品ロス削減推進店」の情報を発信するなど、取組の普及拡大を図ります。

(4) フードドライブやフードバンク活動の推進

- 「安中市こども食堂」への補助金を助成するなど、運営補助を推進します。
- 市民、民間団体、事業者と協働し、フードドライブやフードバンク※の活動を推進します。



※ フードバンク：安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などが寄贈し、必要な施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。



基本目標
3

豊かな自然の恵みを守り育み、資源として活かすまち ～豊かな自然が活かされ、その恵みを楽しみ、快適に暮らせるまち～

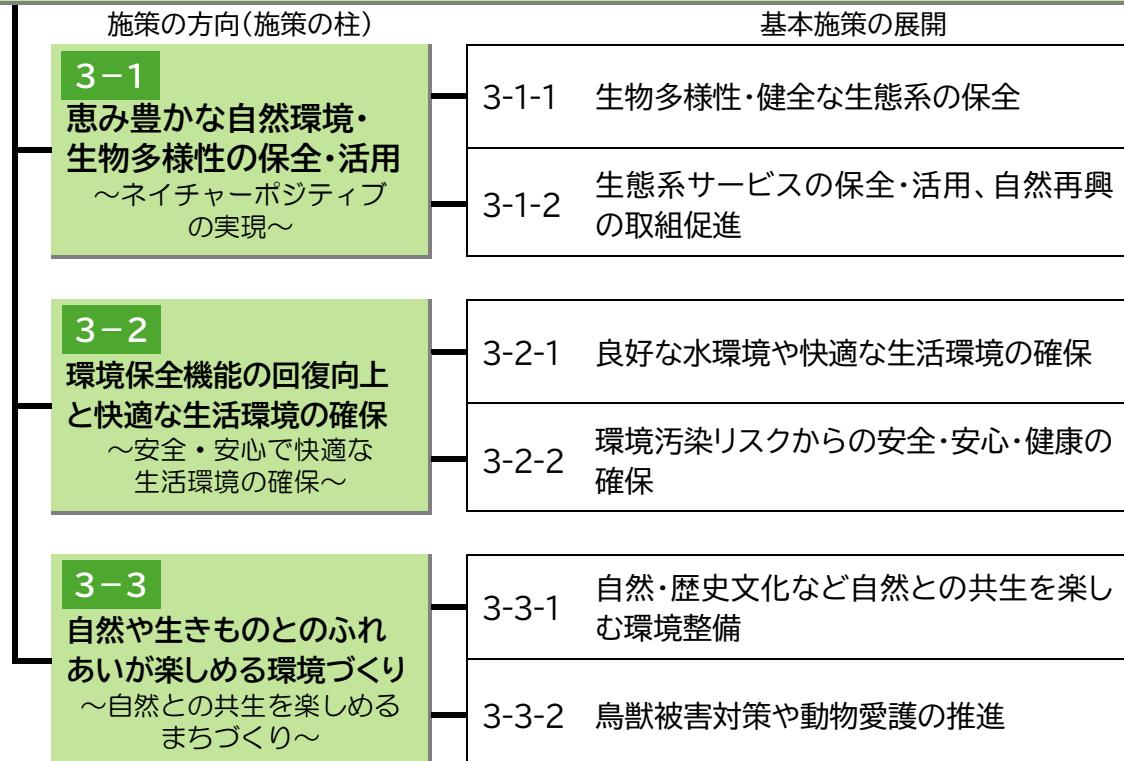
(1) 環境づくりの方向（施策の柱）

本市の豊かな自然環境の恵みが持続的に活用できるよう里山の森林や農地、水辺が果たしている多面的機能の回復・向上・創出を図り、自然資源やグリーンインフラとして適切な活用を推進します。

また健全な生態系(生物多様性)の保全を図り、自然や生きものとふれあうことができる環境づくりを進め、自然の恵みを楽しみつつ、安全・安心で健康的に暮らせる持続可能な地域社会、自然と共生したまちづくりの形成を目指します。

また、温室効果ガス吸収源や再生可能資源としての有効活用に努めます。

基本目標3 豊かな自然の恵みを守り育み、資源として活かすまち



3-1 恵み豊かな自然環境・生物多様性の保全・活用

本市の生活や社会経済活動の基盤でもある豊かな自然や生物多様性の保全・再生と活用を進め、地域の自然との共生の知恵に学び、自然との共生を大切にする心を育みます。また、持続可能なまちづくりに向け、市民・事業者、幅広い地域の人々と協働によりネイチャーポジティブの実現と「豊かな自然の恵みを守り、育み、資源として活かすまち」づくりを進めます。

3-2 環境保全機能の回復向上と快適な生活環境の確保

森林や農地、水辺が果たしている水源涵養、景観保全、生物生息環境、CO₂吸収、大気・水質の浄化、騒音等の緩和や再生可能資源の供給などの環境保全機能(生態系サービス)の保全・回復・向上を図り、良好で快適な水環境や生活環境を確保します。

また、環境汚染や気候変動等に伴う生活環境や自然環境へのリスクの回避や低減を図り、安全・安心で、快適に暮らせるまちづくりを進めます。

3-3 自然や生きものとのふれあいが楽しめる環境づくり

里山の自然や生物多様性に育まれてきた歴史文化、自然との共生の知恵に学び、自然との共生を楽しみながら継承できる場や機会の充実を進めます。また、鳥獣被害対策を進め、市民や観光客が安全・安心して地域の自然やいきものとのふれあいが楽しめる環境づくりを推進します。

また「安中市動物の管理及び愛護に関する条例」のもと、「ペットにやさしいまちは人にもやさしい」をモットーに動物愛護対策を進め、ペットと共生・共存できるまちづくりを進め、犬・猫の殺処分「ゼロ」を目指します。

(2) 指標

指標	単位	現状年度 2024 年度	中間年度 2030 年度	目標年度 2035 年度
1 都市計画区域 1人あたりの都市公園面積	m ²	8.68 2022 年度	9.47 2025 年度	10 2027 年度
2 污水処理人口普及率	%	66.85	77.30	88.13
3 遊休農地の割合	%	0.65 2022 年度	0.325 2027 年度	0 2032 年度
4 狂犬病予防注射接種率	%	78.73	79.4	80
5 ペット同伴可能店舗数	店舗	8	12	16
6 ペットツーリズム協力店舗数	店舗	3	5	10
7 犬・猫殺処分頭数	頭	8	4	0

関連する計画・指針等

安中市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、安中市景観計画
安中市都市計画マスターplan、利根川上流流域関連安中市公共下水道事業計画
農地等の利用の最適化の推進に関する指針、安中市森林整備計画
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、安中市鳥獣被害防止計画
歴史の道中山道碓氷峠越整備基本計画

(3) 施策の展開

3-1 恵み豊かな自然環境・生物多様性の保全・活用

3-1-1 生物多様性・健全な生態系の保全

<関連施策>

(1) 生物多様性と自然再興の普及啓発

- 生物多様性の損失に伴う問題や生物多様性保全への取組等に係る情報の収集と発信をに努めます。
- 自然共生サイトに認定された「里山の花畠と崇台山の山麓」の活動など、里山におけるビオトープ※を活かし、自然と地域の人々との関わりなど体験活動を通して、生物多様性の大切さを伝承する活動を支援します。

(2) 生物多様性・良好な自然環境の保全と活用

<1-2-2(2)⑤>

- 県や研究機関、民間団体等と協力し、生物多様性保全に向けた取組と保全団体等への活動支援を進めます。
- 市内で進められている30by30活動支援など、優れた自然環境や希少動植物等が生息する地域の保全や生息環境の再生に努めます。

(3) 外来生物対策

<1-2-2(2)⑤> <3-3-2>

- 外来生物種についての情報を発信し、早期発見と侵入・拡大防止に向けた対策の推進に努めます。

※ビオトープ：生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間。

3-1-2 生態系サービスの保全・活用、自然再興の取組促進

<関連施策>

(1) 里山の保全と整備

<1-1-3(1)>

- 緑の少年団活動を支援し、次世代を担うこどもたちの育成に努めます。
- グリーンツーリズムや体験学習など里山交流による自然とのふれあい機会の充実に努めます。
- 豊かな農林資源を活かし、再生可能なバイオマス資源としての活用を促進するなど、社会経済活動と一体となった里山の自然再興を図ります。

(2) 森林の保全と整備、諸機能の保全と活用

<1-1-3(1)>

- 森林の多面的機能の維持・増進を図る森林整備事業への支援、計画的な森林整備を図ります。

(3) 農地の保全・活用と農村地域・農業の多面的機能の維持向上

<1-1-3(1)>
<1-2-2(2)③>

- 農村地域・農業が果たしている多面的機能の保全と維持改善に向けた地域の活動を支援し、安全・安心で暮らせる良好な生活環境の確保と恵み豊かな自然環境の保全と活用を図ります。
- SDGsの実現、CO₂削減、環境改善対策、耕作放棄地対策等を目的とした造林を推進します。



自然共生サイト 里山の花畠と崇台山の山麓／環境省「ecojin」より

3-2 環境保全機能の回復・向上と快適な生活環境の確保

3-2-1 良好な水環境や快適な生活環境の確保

<関連施策>

(1) 地域の環境保全機能の保全と回復

<3-1-1>

<3-1-2>

- 地域の森林や農地、水辺が果たしている自然機能の保全と向上を図り、良好な水辺環境の保全と快適な生活環境を確保します。

(2) 水環境の保全

① 水資源及び水環境の保全・向上

<1-2-2(2)②>

- 治山・治水の促進により必要な水源水量を確保し、森林の保全育成により、自然の営みと調和した水環境の保全に努めます。
- 圏場、農道、かんがい排水などの農業生産基盤の整備や河川や水路、ため池などの改修に際し、自然や生態系に配慮します。

② 定期的な水質調査の実施

- 定期的に碓氷川水系の水質調査を実施します。
- 工場・事業場に対し、河川や水路、地下水への環境負荷の低減に対する啓発・指導を進め必要に応じ、県と共に立ち入り検査や行政指導を行います。

③ 生活排水対策の推進

- 生活排水対策の必要性及び浄化槽の設置・維持管理の重要性を定期的に広報・啓発活動を実施し、住民への理解と周知を図ります。
- 下水道整備計画区域での公共下水道整備を進めるとともに、供用開始区域における市民への周知を図り、早期接続を促します。
- 公共下水道整備の未計画区域では、合併処理浄化槽の普及を促します。
- 単独処理浄化槽やし尿くみ取り槽を使用している世帯に対しては、合併処理浄化槽への転換設置を促します。



(2) 快適な生活環境の確保

① 良好な大気環境の確保

<1-1-1(2)> <1-1-2(3)①>

- 野焼きの原則禁止など、近隣への配慮を啓発・指導します。
- 大気汚染防止法に基づき、工場・事業場の使用燃料の適正化に向けた啓発・指導を推進します。また、必要に応じて、県と共に立ち入り検査や改善指導を行います。
- 県と連携し、光化学スモッグ注意報やPM2.5(微小粒子状物質)注意喚起情報などの速やかな情報提供に努めます。
- 公用車の購入に際し、EV等エコカーの率先導入を検討します。市民や事業者にも導入を促します。
- 適切なアイドリングストップや急加速・急発進の抑制などエコドライブの普及啓発を実施します。

② 悪臭等の防止

- 悪臭防止法に基づき、工場・事業場に対する規制・指導を行います。
- 畜産事業者への糞尿処理施設の整備、臭気対策等の指導を行います。

③ 騒音・振動の防止

- 幹線道路や生活道路における騒音対策実施を関係機関に働きかけます。
- 道路交通騒音や環境騒音、新幹線鉄道騒音の測定体制の充実を図ります。
- 近隣生活騒音や深夜営業に伴う騒音に対する規制・指導を行います。
- 工場・事業場から発生する騒音・振動に対する規制・指導を行うとともに、低騒音・低振動型機械の使用を啓発・指導します。

④ 土壤汚染等の防止

- 「安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」に基づき、盛土の崩落や有害物質による土壤汚染を防ぎ、住民の安全と生活環境を守ります。

3-2-2 環境汚染リスクからの安全・安心・健康の確保

<関連施策>

(1) 気候変動リスクの回避・緩和

<1-2-2>

- 安中市気候変動適応計画により、関係部局及び関係機関と連携し、気候変動適応策を推進し、気候変動の影響の回避・緩和を図り、市民の安全・安心、健康の確保に努めます。

(2) 有害化学物質等の環境汚染リスクの低減

- 公害防除特別土地改良事業は、早期着手に向け県と共に積極的な事業推進に取り組みます。
- 工場・事業場における土壤の汚染防止に関する規制・指導を、県と共に行います。
- 除草剤や害虫駆除剤、農薬などの適正な管理と使用について啓発・指導します。
- 県と協力し、健康や環境に影響を及ぼすことが危惧される新たな有害物質等の情報を収集し、啓発を行います。

(3) 放射性物質による環境汚染の防止

- 福島第一原発事故に伴う放射性物質による環境汚染に対して、適切な規模で空間放射線測定を継続して実施するとともに、水道水や食品の放射性物質の検査を実施し、情報の提供を行います。

(4) 公害の未然防止

- 工場・事業場などと公害防止協定を必要に応じて締結します。
- 公害苦情に対する相談体制を整備するとともに、受け付けた公害苦情に対して迅速かつ適切な対応に努めます。



3-3 自然や生きものとのふれあいが楽しめる環境づくり

3-3-1 自然・歴史文化など自然との共生を楽しむ環境整備

<関連施策>

(1) 自然と人との関わりを伝える里山の保全と活用

<3-1-1>

<3-1-2>

- 里山の保全と整備を図り、こどもから大人まで自然とのふれあい体験できる環境を充実させ、地域の知恵を生かした新たな自然共生を目指します。
- 市内の里山の自然環境や景観、自然共生の文化などの資源を活かしたグリーンツーリズムの構築と活用を図ります。

(2) 歴史的・文化的資源の保全

- 「めがね橋」をはじめとする鉄道遺産群や中山道碓氷峠などの峠の文化環境をはじめ、旧中山道の歴史的・文化的環境の保全と活用による交流の促進と地域の活性化を目指します。
- 歴史的建造物や指定文化財の適切な保全・継承を進めるとともに、点在する歴史的資源の活用の方策を検討します。

3-3-2 鳥獣被害対策や動物愛護の推進

<関連施策>

(1) 鳥獣被害対策の推進

<3-1-1(3)>

- 野生動物や特定外来生物による被害状況を把握し、被害拡大防止に努めます。

(2) 動物の愛護及び管理の推進

- 「安中市動物の愛護及び管理条例」の普及啓発を図ります。
- ペットと共生できるまちづくりを進めます。
- 動物愛護団体支援補助金制度を継続し、市内で活動する動物愛護団体を支援します。
- ペット同伴ルールの普及啓発を図り、「安中市ペット同伴可能店舗」増やします。
- 犬・猫のマイクロチップ登録制度を推奨します。
- 狂犬病予防注射の実施と予防接種の普及、猫の不妊・去勢手術の普及を図ります。



基本目標
4

みんなで創る 里山の環境文化

～パートナーシップで環境教育・環境保全活動が進むまち～

(1) 環境づくりの方向（施策の柱）

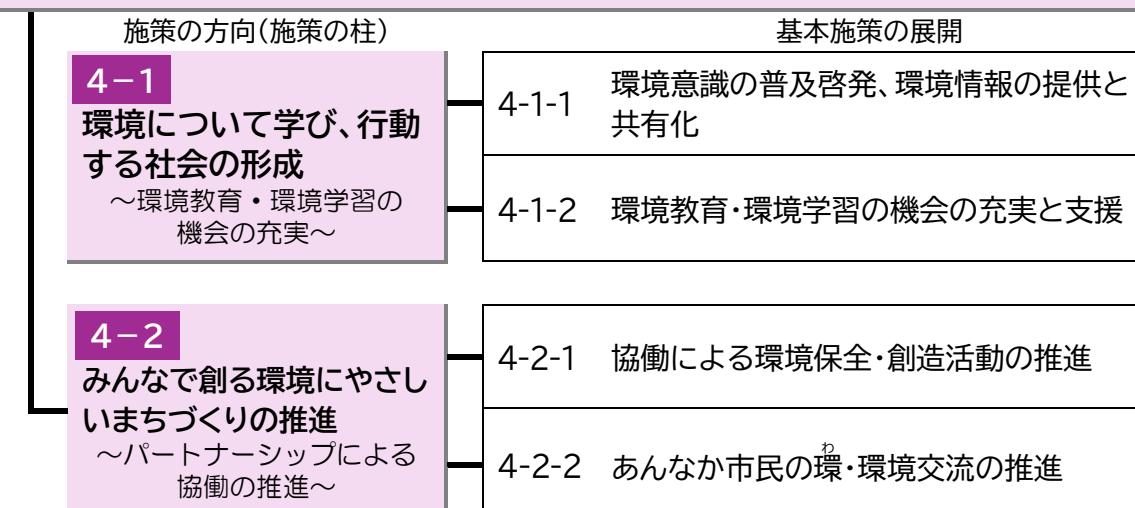
望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・行政が、それぞれの役割に応じて、環境に配慮した取組を実践していくことが大切です。

本市では、既に多くの個人や団体などにより、環境に関する取組が積極的に進められていますが、幅広い世代への環境情報の発信や環境学習を積極的に推進することにより、市民一人ひとりの環境意識の高揚、環境保全への理解の醸成、環境に配慮した行動の実践・定着を促進し、地域全体へ波及させていくことが求められています。

また、市民・事業者・行政が協力し、環境活動を拡大しながら、地域の特性である里山や歴史・文化を活かした交流を深めることで、環境保全とともに地域のつながりを強化し、新たなコミュニティや産業、文化の発展を促進します。市では、「あんなか市民の環」懇談会を設置し、環境課題の解決に向けた市民、事業者、有識者の意見や提案を踏まえて、総合的に取組を進めていくことにしました。

こうしたことを踏まえ、望ましい環境像の実現を図っていくための環境づくりの方向を『みんなで創る 里山の環境文化』と定め、市民・事業者・行政など様々な立場の人々が、地球環境や地域の環境について、学び・知り・考え、パートナーシップのもと協力し、取組を進めていきます。

基本目標4 みんなで創る 里山の環境文化



4-1 環境について学び、行動する社会の形成

地域環境や環境づくりに関する情報を発信するとともに、環境教育・環境学習の機会の充実を図り、一人ひとりが環境問題について知り、考え、行動する社会の形成を目指します。また、環境課題と環境づくりの方向などについて共有を図ります。

4-2 みんなで創る環境にやさしいまちづくりの推進

一人ひとりの行動が地域全体でより効果が発現されるためには、多くの人々との連携と協力が不可欠です。

そのため、幅広い人々との環境交流の機会を提供し、市民、事業者、行政が協力して環境保全活動を進めるため、「あんなか市民の環」の活動を支援・推進します。これにより、環境交流が活発な協働社会の実現を目指します。

(2) 指標

指標	単位	現状年度 2024 年度	中間年度 2030 年度	目標年度 2035 年度
1 環境に関する出前講座等受講者数	人	107	200	300
2 クリーンセンター見学者数	人	357	400	500
3 熱帯植物園来園者数	人	4,732	5,000	5,300
4 あんなか市民の環(わ)団体数	団体	14	20	30

関連する計画・指針等

安中市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・(事務事業編)



(3) 施策の展開

4-1 環境について学び、行動する社会の形成

4-1-1 環境意識の普及啓発、環境情報の提供と共有化

<関連施策>

(1) 地域環境に対する意識の醸成

<1-1-1(2)>

- 本市や地域における環境の状況や環境課題について情報提供し、環境に対する意識を高めます。また、意見交換ができる場や機会を提供し、環境づくりに向けた課題を共有するとともに、環境保全と同時に地域の課題解決に向けた取組の推進に努めます。

(2) 環境情報の提供

- 地域の環境課題について調査を進め、市の計画や方針についてホームページや広報等で情報発信します。

4-1-2 環境教育・環境学習の機会の充実と支援

<関連施策>

(1) 環境教育・環境学習の推進

- 身近な環境問題を題材に、関係機関等の協力を得ながら学校における体験学習を進めるとともに、家庭や地域との連携を強化し、こどもたちが解決に向け実践できる力を養う機会を創出し、市民交流を図ります。
- 環境に関する出前講座の充実や、環境学習のための講師の斡旋、各種講習会・研修の実施を通じて、市民の学習環境の整備・充実を図ります。

4-2 みんなで創る環境にやさしいまちづくりの推進

4-2-1 協働による環境保全・創造活動の推進

<関連施策>

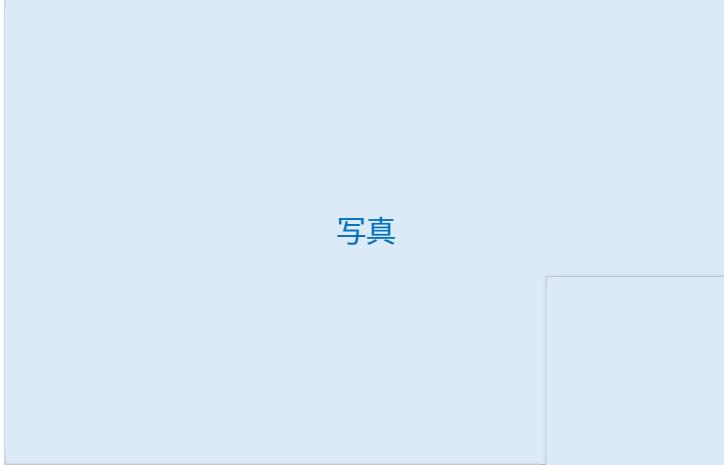
(1) 環境保全活動の推進・支援

- 地域コミュニティや住民団体などによる環境保全活動や環境学習の企画に対して、人材の斡旋や企画などの支援を行います。
- 環境保全に関する活動を行っている民間団体など実態を把握するとともに、広報やホームページで活動を紹介するなど、情報提供します。

(2) 環境保全活動をリードする市民・団体の育成

- 環境保全活動のリーダーを養成するための講習会や研修会を開催します。
- 市民や地域、学校での環境学習や体験学習、環境保全活動を指導や補佐する市民・民間団体などの育成を図るとともに、まちづくり人材バンクへの登録と市民活動等への派遣を進めるなど、活動を支援します。
- 環境保全活動に取り組む市民や団体などを顕彰します。

写真



写真



4-2-2 あんなか市民の環・環境交流の推進

<関連施策>

(1) 「あんなか市民の環」の活動推進と普及

- 協働による環境にやさしいまちづくりに向けて、「あんなか市民の環」を開催し、環境の保全・創造や環境課題の解決に向けた意見や提案を反映していきます。
- 「あんなか市民の環」に、市内で環境保全活動を実践している市民・事業者・民間団体の参加と活動紹介や課題などを発表する機会の提供を図り、交流を深めます。

(2) 環境交流の推進

- 市内で環境保全活動を行っている市民・事業者・民間団体の環境交流機会の充実、情報交換や連携した活動の推進など、環境ネットワークづくりを進めています。
- 市内外の幅広い地域の人々との交流を図っていくなど、里山環境交流づくりへの支援を進めます。
- 市民や事業者、民間団体の日頃の環境保全活動や環境学習成果を披露する場や機会を提供します。

(3) 地域循環共生圏の取組の推進

- 幅広い分野や地域の人々との環境交流を深め、それぞれの資源を活かし、相互に協力し合える体制づくりを進めます。

あんなか市民の環懇談会

あんなか市民の環懇談会とは？

望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市のそれぞれが環境の保全に配慮した取り組みを進めていくことが大切です。安中市では、その取り組みの効果を促進させるために、「安中市環境基本計画2016」に基づき、「あんなか市民の環懇談会」を開設しました。

本懇談会の活動を通して、市民・事業者・市の環境づくりのためのネットワークをつくることを目的の1つとしています。

懇談会の構成について

安中市が事務局となり、日頃から市内で環境へ配慮した活動に取り組んでいる市民団体や事業者の皆様にご参加いただきます。

活動内容について(予定)

① 環境学習会の実施
② 懇談会(会員同士の情報交換・市からの情報提供)



第5章 環境に配慮した日常生活や事業活動の展開

－市民・事業者の取組の方向－

5-1 「デコ活」の推進～はじめに取り組んでみましょう～

環境省では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動として、「デコ活」～くらしの中のエコ～を2022年から推進しています。

そして、具体的な取組の事例として3分野、13種類の「デコ活アクション」を決定し、行動の普及と国民の行動変容・ライフスタイル転換を後押ししています。

はじめに、「まずはここから」に取り組んでみましょう。

●デコ活アクション

分類	アクション		
まずは ここから	住 デ	電気も省エネ断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）	
	住 コ	こだわる楽しさエコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）	
	食 カ	感謝の心食べ残しそれ（食品の食べ切り、食材の使い切り）	
	職 ツ	つながるオフィステレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）	
ひとりでに CO_2 が 下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ	
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ	
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる	
みんなで 実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッショனに取り組む	
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する	
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ	
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する	
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う	
	住	宅配便は一度で受け取る	



●脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿
(環境省より)



5－2 市民の環境行動の実践に向けて

1 エネルギーを賢く使う ゼロカーボンシティ あんなか【脱炭素社会】

1-1 省エネ・再エネ活用、脱炭素型まちづくり デコ活を進め、暮らしからのCO₂を減らします

●デコ活を進めましょう

- ▶ 「デコ活」を実践し、ライフスタイルを見直します。
- ▶ 環境学習や環境イベントなどに参加し、脱炭素につながる取組を学び、実践します。

●スマートムーブを進めましょう

- ▶ 近在への買い物や移動、旅行などの際は、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなど、スマートムーブを心がけ、マイカーの購入や乗り換え時には、EV等エコカーを選択します。
- ▶ エコドライブを実践します。

●住まいの省エネ化や再エネ活用を進めましょう

- ▶ 住まいの新築・改築時には、ZEH導入や省エネリフォームに努めます。
- ▶ グリーンカーテン設置や住まい周辺の緑の活用や緑化による省エネ対策を進めます。
- ▶ 再エネ電力の活用等を検討します。
- ▶ 自家消費型太陽光発電・蓄電システムなどの導入を検討します。また、卒FIT太陽光発電・蓄電システムを自家消費型システムとして有効活用します。
- ▶ 災害時の電力確保など、市や地域で進める自立分散型エネルギー・システムの構築に参加協力します。

●吸収源対策に協力しましょう

- ▶ 森林や里山の整備や管理など、吸収源対策などに協力します。
- ▶ 地元産木材の活用に努めます。

1-2 気候変動への適応

気候変動について考え、適応に向けた取組を進めます

- ▶ 気温上昇や極端な気象現象が日常生活や暮らしに与える影響について学び、考えます。また、身近で起きている気候変動の影響を知ります。

●健康を守りましょう

- ▶ 普段から市内のクーリングシェルターやクールスポットの位置や情報を把握しておき、熱中症特別警戒アラート発令時には活用します。
- ▶ 気温が高い日は、こまめに水分を補給し、室温を適切に保つほか、外出時には帽子をかぶるなどして、熱中症を予防します。

●災害に備えましょう

- ▶ ハザードマップを確認し、災害リスクや避難場所などについて家族で話し合います。また、災害時における避難行動のマイタイムライン作成など防災対策を進めます。
- ▶ 大規模災害に備え、日用品や食品の備蓄を行うとともに、食品ロスにつながらないようストック食品の管理をします。



●その他気候変動の影響への対応を進めましょう

- ▶ 地元農産物の活用や地産地消を進め、地元の農業を支えます。
- ▶ 湿潤時には家庭での節水対策に協力します。また、普段からの節水に意識するとともに、雨水タンクや貯留槽の設置など雨水活用を進めます。
- ▶ 生物季節など自然環境の変化に伴う暮らしやレクリエーションへの影響に留意し、適応を図ります。

2 資源を大切にし、循環利用するごみゼロのまち あんなか【循環型社会】

2-1 3R+Renewableによる資源循環型社会の構築 3R・デコ活により、ごみの資源化と減量を進めます

●3Rを進めましょう

- ▶ ごみ減量・リサイクルに関する意識を高めます。
- ▶ ごみとなるものを使わない・もらわない（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、再資源化できるものはリサイクルを進めるなど3Rを進めます。
- ▶ 買い物をする際は、マイバッグを持参し、レジ袋や過剰な包装を避けるようにします。
- ▶ 再生可能資源を活用した商品やリサイクル商品など、ライフサイクル全体を通して環境にやさしい商品を選ぶように努めます。
- ▶ 地元産の旬な食材を使うなど、地産地消に努めます。また、近くで生産・製造されたものを使い、輸送に係るCO₂排出量を減らします。
- ▶ 剪定枝や雑草は乾燥させてから出します。
- ▶ ごみ減量化容器（生ごみ処理機）を用い、ごみの減量化や堆肥活用に努めます。

●ごみ分別・ごみ出しルールを守りましょう

- ▶ 家庭ごみ収集日程表に基づいて、ごみの分別徹底と適正なごみ出しを進めます。（ごみ出しルールやマナーを守ります。）
- ▶ エコスポットや資源回収ボックスを活用します。使用済み家電等は各種リサイクル関連法に基づき適正に処理します。
- ▶ 使用済みのリチウムイオン電池や使用されている製品は適正に廃棄します。
- ▶ 資源ごみの集団回収に参加・協力します。また、定期的な集積所の清掃など美化活動に協力します。



2-2

プラスチック資源循環や食品ロス削減対策の推進 「**プラごみや食品ロスについて考え、行動を進めます**」

●環境にやさしい買い物を進めましょう

- ▶ 買い物をする際は、マイバッグを持参し、レジ袋や過剰な包装を避けるようにします。また、必要以上に購入しない、使い捨て商品より長く使える商品を選択するよう努めるなど、県が主導する「環境にやさしい買い物スタイル」を実践します。

●**プラごみを減らしましょう**

- ▶ プラごみによる環境汚染や環境美化を意識し、ポイ捨てや不法投棄をしません。
- ▶ マイボトル・マイカップを携帯するなど、ペットボトルや使い捨てコップの使用を減らします。
- ▶ 詰め替え商品を優先的に選び、容器を繰り返し使います。
- ▶ 食品保存に際しては、使い捨てラップの代わりに繰り返し使える蓋のついた容器などを使います。
- ▶ プラスチック製品は、修理可能なデザインと長期保証のあるものを選びます。

●**プラスチックのリサイクルを進めましょう**

- ▶ プラスチック類の分別ルールに基づき分別と資源回収に協力します。
- ▶ ペットボトル等回収機（エコスポット）の適正な利用と活用に努めます。

●**食品ロスを減らしましょう**

- ▶ 食品ロスダイアリー（環境省、他）を使い、家庭からの食品ロスを調べます。
- ▶ 「ぐんまちゃんの3キリ運動」（使いきり、食べきり、水きり）を進めます。また、「30・10運動」や群馬県食べきり協力店を活用するなど家庭や宴会での食品ロスをなくします。
- ▶ 冷蔵庫や冷凍庫内等に保存された食品・食材をチェックし、必要な分だけを買い、上手に使いきるようにします。また、食材は正しい方法で保存して使います。
- ▶ スーパーなどで食品の期限表示を確認し、すぐに使う食品は、期限の短いもの、手前どりして使います。

●**フードドライブやフードバンクに協力しましょう**

- ▶ 家庭で余った食品を持ち寄り、「あんなか子ども食堂」など食品を必要とする施設や人々を支援するフードドライブ活動に協力します。



ぐんまちゃん 3キリ運動／群馬県より



3 豊かな自然の恵みを守り・育み、資源として活かすまち【自然共生社会】

3-1 恵み豊かな自然環境・生物多様性の保全と活用 恵み豊かな里山の環境を守り育てます

●恵み豊かな自然を守り育てましょう

- ▶ 環境学習や自然とのふれあいなどを通して、自然との共生や生物多様性、里山の保全・活用について考えるなど、自然保護意識の向上に努めます。
- ▶ 県や市、民間団体等が主催する自然観察や体験学習に参加し、地域に生息する動植物や生態系についての理解を深め、生物多様性の保全や自然との共生のあり方について考えます。
- ▶ 里山や水辺の優れた自然環境の保全・再生活動に協力します。
- ▶ 地域の自然環境の変化と課題について、みんなで話し合い、検討します。

●特定外来生物から環境を守りましょう

- ▶ 特定外来生物について知り、早期発見に努め、侵入や生息の拡大防止に留意します。
- ▶ 地域の特定外来生物対策などに協力します。

3-2 環境保全機能の回復・向上と快適な生活環境の確保 森林や緑・水辺の役割を育て、暮らしに活かします

●きれいな水を育みましょう

- ▶ 生活雑排水の適正処理に努めます。また、上流域住民として下流域への影響を意識し、河川・水路等の汚濁防止に努めます。
- ▶ 公共下水道の供用開始区域では、速やかな接続に努めます。
- ▶ 単独処理浄化槽を使用している世帯は、合併処理浄化槽に切り替え、適正な維持管理に努めます。
- ▶ 地域で行われる河川の環境保全活動や美化活動に参加・協力します。
- ▶ 県・市が行う土壤や地下水（井戸水）などの調査に協力します。

●静かできれいな環境を守りましょう

- ▶ 焚却炉の使用に関する規制を守ります。また、屋外での廃棄物の焼却行為（野焼き）については、法律と県の条例を守り、近隣の生活環境に配慮します。
- ▶ 騒音や悪臭など生活公害の発生防止に努めます。また、近隣への影響が及ばないよう防音対策を進めます。
- ▶ 外出時に出たごみは持ち帰り、適正に処分します。
- ▶ 不法投棄を発見した場合は、市に連絡します。
- ▶ 所有する空き地や空き家の除草や樹木の剪定、放置資材の除去、防犯対策や有害鳥獣の侵入防止対策など、適切な維持管理を行います。

●化学物質は環境にやさしく使いましょう

- ▶ 農薬や化学肥料に関する正しい情報をもち、家庭菜園や庭木の手入れなどでは、できるだけ使用を控えます。
- ▶ 除草剤や害虫駆除剤などの使用に際しては、周辺の自然環境に影響を及ぼさないよう、適正な使用と薬剤等の管理を行います。



3-3

自然や生きものとのふれあいが楽しめる環境づくり 生きものとのふれあいが楽しめる環境をつくります

●里山の自然を活かし、ふれあいを楽しみましょう

- ▶ 地域の自然や景観・ふれあい・文化などの環境資源の再発見と情報発信に協力します。
- ▶ 緑の少年団活動やグリーンツーリズムや体験学習などの里山交流に協力します。
- ▶ 里山の自然の恵みとのふれあいを楽しみつつ、里山の保全・再生・活用活動に参加協力します。また、遊歩道の整備に参加・協力します。
- ▶ 市民や事業者、市民団体が進める30by30の活動に協力し、活動の環を広げます。
- ▶ 森林や水辺の下草刈りや萌芽更新など、里山を守り・活用する取組に協力します。
- ▶ 住宅の新築・改築・リフォームなどに際しては、地元産の木材の活用に努めます。

●地産地消など地域の農業を育て、農とのふれあいを楽しみましょう

- ▶ 環境にやさしい農業を進め、地産地消の活動に協力します。
- ▶ 耕作放棄地や空き地、畦畔などの雑草刈りを行うなど、防虫対策や里山の美化に努めます。
- ▶ 地域で行われる農地や耕作放棄地の整備・活用などの取組に協力します。
- ▶ 地域の景観保全に留意した鳥獣被害防止の対策を進めます。

●身近な緑を活かしましょう

- ▶ 身近な公園緑地や施設、道路や通学路・散策路などの緑の管理や美化活動に参加・協力します。
- ▶ 屋敷林など住まい周辺の樹林や生垣等の管理、緑化などを進め、緑が果たす気温緩和や景観保全などの環境保全機能の活用に努めます。

●歴史的文化的資源や自然との共生に学び、暮らしに活かしましょう

- ▶ パンフレットや展示・学習施設（ふるさと学習館）を利用し、地域の文化財への理解を深めます。
- ▶ 地域に伝わる行事や自然との共生の知恵などを、子どもたちに継承します。
- ▶ 地域の歴史的文化的環境、社寺林・屋敷林（かしげね）の維持管理などに参加・協力します。
- ▶ 歴史的資源などの所有者は、市の保存・活用方策などに協力します。

●特定外来種や有害鳥獣から暮らしを守りましょう

- ▶ 生態系に影響を及ぼす恐れのある外来種の持ち込みや放流を行いません。
- ▶ 有害鳥獣や被害を見つけたら、市に通報するとともに、地域で情報を共有し被害防止対策に協力します。

●ペットと共生・共存できるまちづくりを進めましょう

- ▶ ペットにやさしいまちづくりに協力します。
- ▶ 市内で活動する動物愛護団体の活動を支援・協力します。
- ▶ ペットのしつけや犬の糞の適正処理など、ペット飼育のルールやマナーを守ります。
- ▶ 犬・猫のマイクロチップ登録を行い、適切な飼育・管理を行います。
- ▶ 狂犬病予防接種を受けます。また、猫の不妊・去勢手術などを行います。



4 みんなで創る 里山の環境文化【協働社会】

4-1 環境について学び、行動する社会の形成 地域の環境や環境問題について学び、考え、行動します

●環境について学び、考え、行動しましょう

- ▶ 地域や地球環境について、自ら“学び”、そして環境の保全に向けて自分ができることを“考え”、実践します。
- ▶ 市のホームページや環境だよりなどを活用し、環境の状況や環境保全の取組などを知り、理解を深めます。
- ▶ 環境保全に関する各種講習会や研修会、環境イベントに参加し、地域の環境への誓いを深めます。また、積極的に日頃の環境保全活動や環境学習の成果を披露します。
- ▶ 市や地域、市民団体などによる環境学習や出前講座に参加し、環境学習を進めます。

●自然との共生を学び、活動を支えましょう

- ▶ こどもたちの自然観察や体験学習、環境学習に協力します。自分が持っている知識や経験、自然との共生や生活の知恵などを生かし、活動を支援します。
- ▶ 地域で行われるグリーンツーリズムや自然を楽しむ活動等に協力し、地域の魅力発信や交流を深めます。

4-2 みんなで創る環境にやさしいまちづくりの推進 「あんなか市民の環」^わに参加し、環境交流を深めます

●地域の環境保全活動を支えましょう

- ▶ 地域で行われる清掃活動をはじめ、里山・農地・水路等の保全・管理や活用などの環境保全活動に参加します。
- ▶ 市や地域、市民団体などによる環境保全活動に参加・協力します。
- ▶ 自分が持っている経験や知識を、学校や地域の環境学習、体験学習、環境保全活動に活かします。

●「あんなか市民の環」に参加し、自然との共生を学び、活動を支えましょう

- ▶ 「あんなか市民の環」に参加・協力します。
- ▶ 「あんなか市民の環」による環境保全活動ネットワークづくりに参加・協力します。また、プラットホームづくりに協力し、環境づくりへの提案や活動の普及に努めます。
- ▶ 環境イベントの開催に協力し、グリーンツーリズムなどの多様な交流イベントに参加し、幅広い地域や人々との交流を深めます。
- ▶ 交流組織を通じた他の民間団体などとの連携や情報交換に努めます。



5－3 事業者の環境保全行動の実践に向けて

1 エネルギーを賢く使うゼロカーボンシティあんなか【脱炭素社会】

1-1 省エネ・再エネ活用、脱炭素型まちづくり デコ活を進め、事業からのCO₂を減らします

●脱炭素型商品やサービスを提供し、市民等のデコ活を支えます

- ▶ 事業活動に際して、脱炭素型製品やサービスの提供に努めます。
- ▶ 「デコ活」を支えるデコ活応援隊に参加し、市民のデコ活を支援します。

●事業に伴うCO₂排出量を計画的に削減します

- ▶ 商品や製品の資源調達・製造・流通・販売・廃棄のライフスタイル全体を通して、省資源・省エネルギー対策を進め、CO₂排出量の削減に努めます。
- ▶ 省エネの徹底、再エネ活用など、事業活動に伴うCO₂排出量を計画的に削減します。
- ▶ ISO14001 や環境GS（ぐんまスタンダード）、エコアクション21 の認証取得など、事業所の環境マネジメントシステムの確立を進めます。

●事業所の節電等省エネ対策を進めます

- ▶ 職場での“朝チャレ運動”“ノー残業”の励行、使用していない照明の消灯など、事業所の節電対策を進めます。
- ▶ 職場でのクールビズやウォームビズを励行し、エアコンの適温活用を実施します。
- ▶ 設備やOA機器等は、環境にやさしく省エネ性能の高いものに切り替えます。
- ▶ 事業活動における節水を励行します。また、敷地内における雨水貯留槽の設置や雨水活用を検討します。

●事業所でのエコムーブやEV等エコカー活用を進めます

- ▶ 近距離通勤の歩行や自転車の利用を進めます。また、出張や移動の際には公共交通機関の利用とEV等エコカーのレンタカー、カーシェアリングの活用を推進します。
- ▶ 社用車の導入や乗り換えに際しては、EV等エコカーや低燃費・低公害・低排出ガス性能の高い車種の選択に努めます。
- ▶ エコドライブの実践を励行します。また、定期的なメンテナンスを実践します。
- ▶ 製品等の共同輸配送を進めます。また、長距離輸配送に際しては鉄道貨物などCO₂排出量の少ない貨物輸配送に努めます。
- ▶ EV等エコカーの普及に向けたインフラ整備とサービス提供に協力します。

●再エネを積極的に活用します

- ▶ 事業所や駐車場の屋根・壁面や敷地等に太陽光発電や太陽熱利用など、自家消費型の再生可能エネルギー・システムの導入と活用に努めます。
- ▶ 事業活動に伴う未利用エネルギー資源の有効活用を進めます。
- ▶ 災害時における電力確保に向け、事業所の再エネ電力等の提供に配慮します。
- ▶ 建築物の新築や改築にあたっては、省エネ性能の高い建物やZEB導入を進めます。
- ▶ 事業所や建物の周辺緑化を進め、事業所の省エネ効果を高めます。

●地域の吸収源対策に協力します

- ▶ 森林や里山の吸収源対策などに積極的に協力します。また、J-クレジット制度の導入や活用に努めます。



1-2

気候変動への適応

気候変動について考え方、適応に向けた取組を進めます

- ▶ 気候変動による気温上昇や極端な気象現象などが事業活動に及ぼす影響について検討し、事業活動に応じた適応策を実施します。

●市民や従業員の熱中症防止対策を進めます

- ▶ 従業員への熱中症対策や暑熱による健康被害防止対策を励行します。
- ▶ 事業所の施設や設備等を活用し、市民や滞在者等にクーリングシェルターやクールシェアスポット等の提供に努めます。

●災害リスクへの対策を進めます

- ▶ 事業所の所在地区的ハザードマップを確認し、災害リスクや避難対策などについて検討し、事前に防災対策と避難訓練を進めます。
- ▶ 建物等の地下空間や地下室への浸水防止対策を進めます。
- ▶ 大規模災害時に備え、日用品や食品ストックを行うとともに、食品ロスにつながらないようストック食品の管理をします。
- ▶ 事業所の太陽光発電・蓄電システム等を活用して災害時における住民への電力提供に協力します。
- ▶ 災害時に環境汚染物質や資材等の環境への流出防止対策を実施します。

●気候変動に適応した農業を進めます

- ▶ 気候変動に適応した高温耐性や環境適応性の高い品種の選定・活用を進めます。
- ▶ 土作り、適正な防除・施肥・水管理、適期収穫徹底など品質低下防止対策を進めます。
- ▶ 荒廃農地や畦畔等の雑草管理など高温化に伴う雑草や病害虫の防除対応を進めます。
- ▶ 食物生産に森林生育に被害をもたらす病害虫や鳥獣、特定外来生物の早期発見と侵入・拡大防止対策を進めます。
- ▶ 原木しいたけ等の高温被害防止対策を進めます。

●自然の変化に対応した事業活動を進めます

- ▶ 渇水時の水資源対策について事前に適応策を検討し、適切な対応を図ります。
- ▶ 花の開花時期など生物季節や自然環境の変化、食材等の旬の時期の変化に伴う観光や行事への影響を把握し、影響を軽減する対策を進めます。

2

資源を大切にし、循環利用するごみゼロのまち あんなか【循環型社会】

2-1

3R+Renewableによる資源循環型社会の構築

3R・デコ活により、ごみの資源化と減量を進めます

●循環経済への移行を進めます

- ▶ 従業員への3R及びRenewableの取組の啓発を進め、循環経済への意識の情勢と向上に努めます。
- ▶ 再生可能資源を活用した商品やリサイクル商品の開発・提供など、原材料の調達から生産・製造、輸送、利用、廃棄に至る商品のライフサイクル全体を通して環境にやさしい商品の提供に努めます。



●市民の3Rやデコ活を支える商品やサービスを提供します

- ▶ 市民等の3R活動を支援するサービスの提供に努めます。
- ▶ レジ袋削減や詰め替え商品の販売、量り売りなど、環境にやさしい商品の提供など、エコショップ活動やグリーン購入活動に協力します。
- ▶ 商品の簡易包装化やリサイクルしやすい梱包材の活用と回収に協力します。
- ▶ 家電や家具等商品の修理サービスを提供します。
- ▶ 食品トレイなどの容器や段ボール、リターナル容器、プラスチック製品、電池・イオシンリチウム電池などの店頭回収とリサイクルに協力します。
- ▶ 市が進めるエコスポットによるポイント還元サービスに参加・協力します。

●事業所での3Rを進め、廃棄物を減らします

- ▶ 事業所で使う商品や事務用品等は、環境配慮製品を優先しグリーン購入に努めます。
- ▶ 社内便のメール化やコピー用紙の裏面や封筒の再利用など、紙の減量化に努めます。
- ▶ 事業所内のごみ分別の徹底とリサイクルを進め、廃棄物の発生を減らします。
- ▶ 事業所からの廃棄物は、各種リサイクル関連法に基づき、適正に処理します。
- ▶ 産業廃棄物の減量・資源化、適正な廃棄物処理を実施します。

2-2

プラスチック資源循環や食品ロス削減対策の推進

●**2-2 プラごみや食品ロスについて考え、行動を進めます**

●プラスチック資源循環への取組を進めます

- ▶ プラスチック削減目標を定め、社内で共有し、意識改革を促進します。
- ▶ 商品等の製造にあたっては、プラスチック代替資源や再生可能資源を活用するとともに、回収・再生資源化を進め、循環経済の構築に努めます。

●事業所でのプラスチックごみを削減します

- ▶ 給茶機や浄水器、食洗器を設置し、マイボトル持参やマグカップ使用等を推奨します。ペットボトル飲料の社内販売や使い捨てカップ廃止を進めます。
- ▶ 文具・備品の詰め替え製品への切り替えや詰め替え対応商品を優先調達します。
- ▶ 販売促進物品・ノベルティグッズへのプラスチック使用量を削減します。
- ▶ 園芸用プラスチックの適正処理に努めます。

●食品ロス削減の取組を進めます。また、市民の取組を支えます

- ▶ 地域の旬な食材や流通に乗らない食材の活用、地産地消を進め、食品ロス及びCO₂排出量の削減に貢献します。
- ▶ 「ぐんまちゃんの3キリ運動」や「30・10運動」に協力し、食品ロス削減に貢献します。
- ▶ 事業所で余った食品や食べられるのに捨てられてしまう食品を、フードバンク等に寄付をし、必要とする施設や人々に使ってもらうなど、フードバンク活動に協力します。



3 豊かな自然の恵みを守り・育み、資源として活かすまち【自然共生社会】

3-1 恵み豊かな自然環境・生物多様性の保全と活用 恵み豊かな里山の環境を守り・育てます

●恵み豊かな自然を守り・育て・活かします

- ▶ 県や市、市民団体等が主催する自然観察や体験学習、自然環境の保全・再生活動に従業員の参加を励行し、地域に生息する動植物や生態系についての理解を深めるとともに、地域との理解醸成に努めます。
- ▶ 開発等に際しては、地域の自然や生態系の保全に配慮した工法や対策を採用します。
- ▶ 地域における環境資源・魅力などの情報の発信に協力します。

●特定外来生物から環境を守ります

- ▶ 特定外来生物について知り、早期発見に努め、侵入や生息の拡大防止に努めます。
- ▶ 地域の特定外来生物対策などに協力します。

3-2 環境保全機能の回復・向上と快適な生活環境の確保 森林や縁・水辺の役割を育て、暮らしに活かします

●法令等を遵守し公害を防止するとともに、環境汚染リスクを回避します

- ▶ 工場や事業所では、各種法令を遵守し、県や市の立ち入り検査に協力するとともに改善指導に従い、公害の未然防止に努めます。
- ▶ 公害防止上の必要性があれば、速やかに公害防止協定の締結を行います。
- ▶ 国や県などの助成制度などを活用し、公害防止設備や機器の導入に努めます。
- ▶ 化学物質を扱う事業所では、法令に則り、適正な管理・使用、移動に努めます。
- ▶ 埋立や土地改変、開発に際しては、県や市の指導に従い、適正な土地利用に努めます。

●きれいな水を守り、育みます

- ▶ 工場や事業所からの排水対策を徹底します。また、上流域で活動する事業者として下流域への影響を防止し、河川・水路等の汚濁防止に努めます。
- ▶ 公共下水道の供用開始区域では、速やかな接続を実施します。
- ▶ 単独処理浄化槽を使用している事業所は、合併処理浄化槽に切り替えるとともに、浄化槽の定期的な検査を実施し、適正な維持管理を実施します。
- ▶ 地域で行われる河川の環境保全活動や美化活動に協力します。
- ▶ 工場や事業所における有害物質等による土壤や地下水汚染防止対策を徹底します。
- ▶ 県・市が行う土壤や地下水などの調査に協力します。

●静かできれいな環境を守ります

- ▶ 大気汚染物質の排出防止対策の実施、焼却炉使用に関する法令を遵守します。
- ▶ 建設や工事に際しては、低騒音・低振動型機械の使用に努め、規制基準を遵守します。
- ▶ 事業所からの騒音・振動や悪臭の発生等防止対策を行います。
- ▶ 畜産業では糞尿処理施設の整備、臭気防止などの対策を行います。
- ▶ 農薬に関する正しい情報をもち、減農薬や低化学肥料など、適正使用に努めます。また、除草剤や害虫駆除剤などを適正に管理・使用します。



●きれいなまちなみを守り、創ります

- ▶ 大規模建築物の建設や屋外広告物設置に際しては、地域の景観や美観に配慮します。
- ▶ 不法投棄監視のボランティアに協力します。
- ▶ 道路アドプト制度（道路里親制度）など、地域の環境美化活動に協力します。
- ▶ 所有する空き地や空き家、資材置場などの適切な維持管理を行います。

3-3

自然や生きものとのふれあいが楽しめる環境づくり 生きものとのふれあいが楽しめる環境をつくります

●里山の自然を守り・育み、ふれあいが楽しめる環境を創造し活用します

- ▶ 森林開発を行う際は、県の指導に従います。
- ▶ 地域で行われる清掃活動をはじめ、里山・農地・水路等の保全・管理や活用などの環境保全活動に参加協力します。
- ▶ 緑の少年団活動やグリーンツーリズム、体験学習など里山交流に参加協力します。
- ▶ 道路や遊歩道、水路周辺の草刈りなど、遊歩道の整備に協力します。
- ▶ 市民や事業者、民間団体が進める3〇by3〇の活動に協力し、活動の環を広げます。また、所有地内の湿地等の良好な自然環境の保全・再生を図り、恵み豊かな里山の自然環境を形成し、事業活動への適切な活用に努めます。

●環境にやさしい農林業を進め、恵み豊かな里山を継承します

- ▶ 中山間地域等直接支払制度を活用し、農用地や水路等の適切な管理・耕作に努めます。
- ▶ 地域特性を活かした特産品の開発など、里山の環境資源を活かした事業活動を進め、里山や農地の保全と活用を支援します。
- ▶ 地域で進められる農地の集約化や集団管理などに参加・協力します。
- ▶ 無農薬、有機栽培など消費者ニーズに対応した環境保全型農業の推進に努めます。
- ▶ 堆肥を積極的に利用します。また、麦わらや稻わらの適正な処理と活用に努めます。
- ▶ 畜産では、畜産環境汚染の防止施設の整備や家畜排せつ物の適正処理に努めます。
- ▶ ほ場内の畦畔などの除草除去に努めます。また除草剤の使用をできるだけ控えます。
- ▶ 耕作放棄地の有効活用や体験交流機会の場等として活用を図ります。

●事業所周辺の自然や歴史的文化的環境を守り、活かします

- ▶ 事業所周辺の緑化と緑地の維持管理を行い、緑の多面的機能の活用に努めます。
- ▶ 地域の歴史的文化的環境や資源の保全と活用に協力します。
- ▶ 市の風致地区や特別都市緑地保全地区の検討や、建築協定・緑地協定などの制度に協力します。また、埋蔵文化財の発掘調査に協力します。

●特定外来生物や鳥獣被害対策に協力します

- ▶ 生態系に影響を及ぼす恐れのある外来種の持ち込みや販売は行いません。
- ▶ 有害鳥獣や被害を見つけたら、市に通報するとともに、地域で情報を共有し被害防止対策に協力します。

●ペットにやさしいまちづくりに協力します

- ▶ 市内で活動する動物愛護団体の活動を支援・協力します。
- ▶ ペット同伴可能店舗への参加やペットツーリズム等の取組を検討・推進します。



4 みんなで創る 里山の環境文化【協働社会】

4-1 環境について学び、行動する社会の形成 地域の環境や環境問題について学び、考え、行動します

●事業所の環境学習を推進し、市民の環境学習・体験学習を支援します

- ▶ 従業員の環境教育・環境学習を進めます。また、市の出前講座を活用します。
- ▶ 環境保全に関する各種講習会や研修会、地域や民間団体などによる環境保全活動、環境学習に参加・協力します。
- ▶ こどもたちの自然観察や体験学習、社会見学など、環境学習に協力します。また、事業所が有する知識や技術などを生かし支援していきます。
- ▶ 地域で行われるグリーンツーリズムや自然を楽しむ活動等に協力し、地域の魅力発信や交流を深めます。

4-2 みんなで創る環境にやさしいまちづくりの推進 「あんなか市民の環」に参加し、環境交流を深めます

●地域での環境保全活動に協力します

- ▶ 地域で行われる清掃活動をはじめ、里山・農地・水路等の保全・管理や活用などの環境保全活動に協力します。
- ▶ 市や地域、市民団体などによる環境保全活動に協力します。
- ▶ 事業者が有している経験や知識を、学校や地域の環境学習、体験学習、環境保全活動に活かします。

●「あんなか市民の環」に参加し、環境交流を深めます

- ▶ 「あんなか市民の環」に参加・協力します。
- ▶ 「あんなか市民の環」による環境保全活動やネットワークづくりに参加・協力します。また、環境づくりへの提案や活動の普及に努めます。
- ▶ 環境イベントの開催に協力し、グリーンツーリズムなどの多様な交流イベントに参加し、幅広い地域や人々との交流を深めます。
- ▶ 交流組織を通じた他の民間団体などとの連携や情報交換に努めます。

資料編

- 1 安中市環境基本計画2016の進捗状況
- 2 安中市環境基本条例
- 3 質問・答申
- 4 計画策定の経過
- 5 計画策定の体制
 - ・安中市環境審議会、委員名簿
- 6 用語の解説



1 安中市環境基本計画2016の進捗状況

安中市環境基本計画2016における協働の目標ごとの重点取組の進捗状況及び課題について、下記の視点で示しています。

重点取組の進捗状況 凡例
➡ 計画通り取組が進展
➡ 取組を継続的に実施
➡ 関連取組に協力支援
➡ 環境面からの取組が進んでいない

協働の目標1 あんなか市民の環(わ)づくり

重点取組	進捗状況及び課題
環境情報の充実と発信 環境の現状と課題、取組情報 環境活動や環境イベント情報の発信	➡ 環境だより・広報、HP等で情報発信など継続的に実施
環境教育・環境学習機会の充実 環境講座の開催や環境出前講座の充実 学校での環境教育、体験学習への支援	➡ 出前講座、小学生の社会見学、中学生の職場体験、インターンシップ活動を支援
環境人材の育成と活動支援 環境人材育成セミナーなどの開催 環境人材バンクへの登録と活動支援	➡ 環境アドバイザー、群馬県地球温暖化防止活動推進員の活動支援
環境交流機会の提供と交流促進 環境フェア開催など交流機会の充実 市民や団体の交流の場の提供	➡ 環境講演会、環境イベントの開催、環境ブース設置、青年会議所の市のごみ問題動画づくりへの協力・動画発信
「あんなか市民の環」懇談会(仮)の開催	➡ 「あんなか市民の環」懇談会設置、開催
「あんなか市民の環」懇談会(仮)による 協働プロジェクト立案と推進	➡ R4年に懇談会が発足 環境施策の提言など今後の活動に期待
「あんなか市民の環」への参加促進 「あんなか市民の環」情報の発信と活動支援	➡ 市は構成団体として参加 市HPや記者発表にて参加を呼びかけ 今後、活動内容が課題

協働の目標2 里山環境交流のまちづくり

重点取組	進捗状況及び課題
地域の花づくり・花いっぱい運動の推進 地域の花・魅力づくり活動への支援 地域の花いっぱい運動の推進	➡ 花と緑のぐんまづくりへの協力や花づくり・花いっぱい運動を継続実施、温暖化対策と合わせてグリーンカーテン設置を実施
グリーンツーリズムの推進と普及 グリーンツーリズムの普及と支援	➡ 小根山森林公园のPR、秋間梅林農泊推進協議会の活動

多彩な環境交流機会の充実 観光・産業・環境・文化など交流の促進 地域での環境交流への支援	今後、関連部局や関係団体との連携・推進が課題
里山や農地の保全・活用の推進 里山の環境保全機能・環境資源の活用 里山や農地の環境保全活動への支援	個々の関連施策は進められているが、他分野と連携した総合的取組が進んでいない 緑の吸収源としての機能・価値の創造など、関連計画や行政・市民・事業者が連携した総合的な里山の保全・活用のしくみづくりが課題
里山の保全と活用のしくみづくりの推進	里山の保全と活用のしくみづくりの推進

協働の目標3 環境にやさしい暮らしづくり

重点取組(ごみ減量・資源化)	進捗状況及び課題
ごみの減量・資源化の推進 一般廃棄物処理基本計画の推進 廃棄物の適正な処理・処分の推進	ごみ減量・資源化の普及、分別方式の変更などの取組が継続実施。R6年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定
3Rの推進・エコスポット普及 集団回収の取組への支援 エコスポットの適正利用の推進と普及	市内各地に資源物回収ボックス設置、対象資源物增加。エコスポット事業による回収量は増加傾向、集団回収量の減少
節電等省エネ対策の普及 市民・事業者の省資源・省エネルギー行動に関する情報提供と普及啓発の推進	クールチョイスの普及促進など省エネ行動の普及啓発の実施 気候変動対策に向け、クールシェアスポットの設置と普及
太陽光発電等の普及・支援 太陽光発電や太陽熱利用の促進 住宅用太陽光発電設備など導入支援	住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金制度を継続実施 大規模太陽光発電施設やソーラーシェアリングの問題等が顕在化、自家消費型の再エネ発電施設の普及
再生可能エネルギー活用の検討 太陽光発電以外の再生可能エネルギー（水力、バイオマスなど）活用の検討	水道施設へのマイクロ水力発電の設置について検討、住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金に木質ペレットストーブを追加 庁用車へのEV導入を実施、松井田庁舎駐車場に急速充電器を設置
地球温暖化対策の積極的な推進 実行計画（事務事業編）の推進 市域の温室効果ガス排出抑制の促進	R5年4月に地球温暖化対策実行計画を策定、新たな削減目標を設定(2013年度比▲46%) R6年3月にグリーン購入に係る基本方針・ガイドラインをR7年2月に国的新たな地球温暖化対策計画が閣議決定、2050年カーボンニュートラルに向けた2035年、2040年度の目標(▲60%、▲73%)が提示 削減対策の加速化

2 安中市環境基本条例

平成 18 年 3 月 18 日
安中市条例第 137 号

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、全ての者ができる限り環境への負荷を低減する行動をすることにより、積極的に推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることを認識し、全ての者は環境の保全等に配慮した日常生活、事業活動を行わなければならない。

(平 28 条例 7・一部改正)

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びその実施に努めるものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において生ずる公害を防止し、かつ、廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において、環境に配慮した原材料等を利用するように努めなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 身近な自然環境を生かした良好な景観の形成・整備の推進、地域の歴史的文化遺産等の保全を図ること。

(4) 資源及びエネルギーの消費が抑制され、廃棄物の発生が抑制され、並びに再生資源の利用が促進されることなど、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を行うこと。

(5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球環境問題に対する市民等の自発的な学習を啓発し、地球環境の保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安中市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ安中市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第9条 市は、施策の策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境保全上の規制)

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為、その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関する理解を深め、これらの者の自発的な環境への負荷の低減等環境の保全等に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境教育及び環境学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動を促進するための措置)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、環境教育及び環境学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第16条 市は、環境の状況把握、環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第17条 市は、地域の環境の保全等を通じて地球環境保全に貢献することを基本とし、市民及び事業者と協働して地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るため、広域的な取組を必要とされる施策については、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力してその推進に努めるものとする。

(平28条例7・一部改正)

(環境審議会の設置)

第20条 市長の諮問に応じ、環境の保全等に関する基本的事項について調査審議するため、安中市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 知識経験を有する者

(3) 事業者

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が、出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第24条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、市民環境部環境政策課において処理する。

(平20条例19・平28条例7・令3条例5・令5条例1・一部改正)

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年3月18日から施行する。

附則(平成20年3月31日条例第19号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月18日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則(令和3年3月17日条例第5号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月17日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 質問・答申

(1) 環境審議会への質問

質問第1号

令和7年9月30日

安中市環境審議会

会長 吉澤 敏則 様

安中市長 岩井 均



安中市環境基本計画2026の策定について（質問）

安中市では、市環境基本条例に基づき「環境基本計画2016」を策定し、まちの将来像を「里山の恵みと歴史を活かし 環境文化を育むまち あんなか」とし、協働社会の形成、自然共生社会の実現、環境型低炭素社会の実現に向けた様々な施策を進めてきました。

令和7年度で現計画が終了となることから、新たに本市の環境政策を推進するため、環境や都市の状況、市民・事業者等の環境意識を踏まえ、将来に継承していく良好な環境づくりの指針となる「安中市環境基本計画2026」の策定が必要となります。

近年では本市においても、豪雨災害・土砂災害の発生をはじめ、熱中症など健康被害、農作物等の生育障害・品質低下などの事象が生じてきているなど、気候危機が現実の問題となっています。また関連して、外来生物の生息拡大、野生鳥獣被害の増大をはじめ、食品ロス問題やプラスチックごみ問題など様々な環境リスクが増大してきており、環境の状況や環境対策のあり方は、経済活動と密接に関連しています。環境リスクを回避・軽減し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、長期的な視点に立って、社会・経済活動の在り方やライフスタイルの変容を図っていくことが増え重要になっています。

本市では、2023（令和5）年6月に、2050年に向けて「ゼロカーボンシティあんなか」を宣言するとともに「あんなか5つのゼロ宣言プラスわん」を表明し、持続可能な地域社会の実現に向けた取組を進め、市民の安全・安心・健康で文化的な生活の確保を目指していくことをとしています。

このため、安中市環境基本条例第3条に定める、良好な環境の保全及び創造についての基本理念に則り、環境保全等に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的な推進を図るための「安中市環境基本計画2026」の策定にあたりまして、貴審議会の意見を求めます。

(2) 環境審議会からの答申

4 計画策定の経過

年月日	実施事項	内容
令和 7 年 7 月~10 月	関係各課	計画 2016 の環境施策の実施状況把握 環境に関する施策内容、指標について
8 月 14 日~ 9 月 2 日	市民・事業者 環境意識調査	調査数[市民:1,800 人、事業者:200 事業者] 回収数[市民: 685 票、事業者: 69 票] 回収率[市民:38.1%、事業者:34.5%]
9月 17 日	第 1 回 作業部会	環境基本計画策定スケジュール、 計画策定方針(環境基本計画-骨子案) 環境意識調査・環境現況調査結果の中間報告
9月 22 日	第 1 回 検討委員会	環境基本計画策定スケジュール 計画策定方針(環境基本計画-骨子案) 環境意識調査・環境現況調査結果の中間報告
9月 30 日	第 1 回 安中市環境審議会	諮詢(環境基本計画策定について) 環境基本計画策定スケジュール 計画策定方針(環境基本計画-骨子案) 環境意識調査・環境現況調査結果の中間報告
11月 7 日	第 2 回 作業部会	環境基本計画(素案)-施策内容について パブリックコメントについて
11月 18 日	第 2 回 検討委員会	環境基本計画(素案)-施策内容について パブリックコメントについて
12月 2 日	第 2 回 安中市環境審議会	安中市環境基本計画 2026(素案)について パブリックコメントについて
12月 22 日~ 令和 8 年 1月 22 日		安中市環境基本計画 2026(素案)のパブリックコメント
1月**日	第 3 回 作業部会	パブリックコメント結果の報告 安中市環境基本計画 2026(案)について
2月 18 日	第 3 回 検討委員会	パブリックコメント結果の報告 安中市環境基本計画 2026(案)について
2月**日	第 3 回 安中市環境審議会	パブリックコメント結果の報告 安中市環境基本計画 2026(案)について 環境基本計画(答申案)について
2月**日		安中市環境基本計画 2026(案)の答申
3月**日		安中市環境基本計画 2026 の公表

5 計画策定の体制

安中市環境審議会委員

(敬称略、順不同)

役職	氏名	備考
会長	吉澤 敏則	群馬県環境アドバイザー
副会長	中島 秀夫	安中市環境保健自治団体連合会 会長
委員	掛川 洋子	食生活改善推進員協議会 代表
委員	本多 真	安中市医師会 会長
委員	左近 晃志	安中市小中学校校長会
委員	久保 智美	安中市商工会 女性部
委員	高橋 正章	安中市松井田商工会 会長
委員	依田 忠道	碓氷安中農業協同組合 総務課
委員	萩原 豊彦	安中市区長会 会長
委員	朝月 和也	安中市青年会議所 理事長
委員	大手 一信	安中市商工会 工業部
委員	加藤 信男	(株)碓氷清掃サービス
委員	猿谷 和美	(有)安中ハイチーン
委員	廣瀬 高幸	(有)松井田総合衛生センター
委員	和泉澤 賢治	碓氷安中再生資源事業協同組合
委員	須藤 修司	環境カウンセラー
委員	金井 弘恵	地球温暖化防止活動推進員
委員	井上 美喜江	市民
委員	湯浅 克己	群馬県西部環境森林事務所長

6 用語の解説

【1・2…行】

3 Oby3 O	サーティバイサーティという。2020年に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で、2030年グローバルターゲットの1つとして、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。
3 R	ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字（R）をとった活動のこと。次の順番で取り組むことにより、ごみを減らす効果がある。 <ul style="list-style-type: none">・リデュース (Reduce) : ごみを元から減らす …ごみになりそうなものは、買う量・使う量・売る量とも減らしていく。・リユース (Reuse) : 繰り返し使用…使って不要になった製品や部品を繰り返し使う。・リサイクル (Recycle) : 再資源化…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する。
5 R	3 Rにリフューズ (Refuse : すぐにごみとなるものを断る) とリスペクト (Respect : 値値を認める) の2つの頭文字を加えたごみ減量・資源化、資源循環の取組。

【A・B…行】

BOD	生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。単位は mg/l で表示され、数値が大きいほど水質の汚れは著しい。水質環境レベルの指標として環境基準に用いられる。
COP	気候変動枠組条約締約国会議（COP : Conference of Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change）の略。1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が1995年から毎年開催されている。
EMS	環境マネジメントシステム参照。（同じ略語にエネルギー・マネジメントシステムもある。）
FIT・FIP制度	FIT制度とは再生可能エネルギー（再エネ）電気の固定価格買取制度のこと、政府が定めた一定の価格（調達価格）で、一定の期間にわたって再エネ電気を必ず買い取ることを保証する仕組み。FIP制度は発電事業者が市場などに売った電気の価格に対して一定のプレミアム（補助金）を支払う仕組み。
HEMS	Home Energy Management System（ホームエネルギー・マネジメントシステム）の略語で、「ヘムス」という。家で使う電気・ガス・水道を計測・集中管理して、エネルギー消費量の節約支援や行動を支援する仕組み。
ISO14001	国際標準化機構（ISO : International Organization for Standardization）が定める組織が環境に配慮した活動を、継続的に推進する仕組み（環境マネジメントシステム）を定めた国際規格。
MaaS	Mobility as a Service の略で、自家用車以外の全ての交通手段による移動を1つのサービスとして、連続的な移動を提供する概念。
OECM	Other Effective area-based Conservation Measures の略で、国立公園のように法的に設定される保護地域以外で、環境保全や生物多様性の維持に貢献している地域として認定されたエリア（主として企業や寺社、団体などの民間が所有管理）。
RCP8.5 シナリオ	RPCIシナリオとは、代表濃度経路シナリオ（Representative Concentration Pathways）のこと、人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定した「排出シナリオ」。RCP8.5シナリオは、2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量（気温上昇が1986～2005年平均からの2.6～4.8℃（平均3.7℃）上昇）に相当するシナリオ。
ZEB	ゼブといい、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング（Net Zero Energy Building）の略称。自然エネルギーの積極的な活用や高効率設備等により、快適な室内環境を保ちながら省エネルギーに努め、一次エネルギー（天然ガスや石炭などの自然界から得られるエネルギー）の年間消費量が大幅に削減されている建築物。
ZEH	ゼッヂといい、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略称。断熱性能を大幅に向上し、高効率な設備システムと再エネの導入により、年間の一時エネルギー消費量の収支をゼロにする住宅。

ZEB Ready 認証	国土交通省によるZEBの性能認証の一つ。温室効果ガス削減量や規模によりZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの4段階があり、ZEB Readyは、同規模の標準的な建築物と比較し、50%以上削減となる建築物を指す。
--------------	--

【あ行】

ウェルビーイング	良い(Well)と状態(Being)からなる言葉「Well-being」で、精神・肉体の健康と社会的な健康を意味する概念。国の第六次環境基本計画では、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」を「ウェルビーイング／高い生活の質」とし、計画の最上位の目的に位置づけている。
雨水貯留槽	雨どいから雨水を取り込み、貯めるタンクで、植木の造り水や庭の散水などに利用できる。
エコアクション21	環境省が策定した「環境活動評価プログラム」。事業者が自主的に環境保全活動に取り組んでいくための簡易プログラム。
エコカー	低公害車参照。環境に配慮された自動車の総称で、日本では、低排出ガス認定と低燃費車とされ、税の優遇措置がある。
エコドライブ	環境にやさしい自動車の運転方法。主なものとして、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などがあり、運転者一人一人の心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。地球温暖化対策では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6が削減対象ガス。

【か行】

カーシェアリング	会社などが保有する自動車を、会員同士が好きなタイミングでシェア(共有)するサービス。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて実質ゼロにした状態。
外来種	ある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、その自然分布域を超えて生息又は生育することとなる生物。外来生物には、施体系を破壊してしまうものや、農林水産業人の生命・身体への著しい影響などを生じさせるものがある。
合併処理浄化槽	下水道未整備地域において、し尿のほか、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を合わせて処理する施設。し尿だけを処理する単独浄化槽と比べると、放流水の水質を向上させることができる。
環境基準	環境基本法に基づき設定される環境保全上の指標。人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい目標のこと。
環境GS(ぐんまスタンダード)	群馬県内の事業者が、温室効果ガスを持続的に削減するためPDCAサイクル、いわゆる「環境マネジメントシステム」を整備し、これを組織的に運用することを支援するための制度。また、その取組を群馬県が認定・公表することで、地球温暖化防止に配慮した事業活動の普及を図ることを目的としている。
環境負荷	人間が環境に与える負担のことであり、単独では環境への悪影響を及ぼさなくとも、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。
環境保全型農業	家畜排泄物から生産された肥料などの活用により、土づくりや化学肥料・農薬の使用削減を実践する農業生産方式。
環境マネジメントシステム(EMS)	企業などが自主的に環境保全に関する取り組みを推進するにあたり、環境に関する方針、目的などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組み。
クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)	気候変動適応法に基づき市町村が指定し、冷房設備や退避設備を有し、熱中症アラート発令時に開放される施設。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、

	持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組を指す。
クリーンエネルギー	法令等による定義はなく、一般的には太陽光や風力、水力などの自然由来のエネルギーを指すことが多い。二酸化炭素等の排出がなく、環境負荷の少ない、環境を汚さない“きれいな”エネルギーをいう。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。
グリーンコンシューマー	環境保護の観点から、通常の商品よりも高価であっても、環境に配慮した商品や省エネルギー製品などを積極的に購入・導入する消費者のこと。
グリーンツーリズム	農村漁村地域において休暇を過ごすことによって、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
クレジット	ここでは森林管理等による森林の成長に伴う温室効果ガスの吸収量・削減量を算定し、国がクレジットとして認定する制度を指す。クレジット購入者はその吸収量・削減量分を自分の排出量から差し引くことができる。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理をするために地方公共団体が管理する下水道。
建築協定	一定の区域内において、関係権利者全員の合意の下に、建設物の敷地、構造、用途、携帯や意匠に関する基準について行う協定。
減量化容器（生ごみ処理機）	生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を微生物の働きによって発行分離させ、土壤改良効果を持つ有機資材（たい肥）とする容器や機器。
公害	環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義される。これらの公害を典型7公害と呼ぶ。
公害防止協定	地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する約束。住民団体が関与するものもある。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地。
コンパクト	コンパクトは「小型で中身が充実している」という意味があり、都市政策でいうコンパクトシティのことを指す。生活機能を市街地に集約化することで、公共施設やインフラの維持管理、ごみ収集等の行政サービスの効率化をはじめ、居住地と拠点地区が近接化することにより徒歩や公共交通利用が進むなどにより、環境負荷の低減が図られ、温室効果ガス排出量の抑制などの効果が期待されている。

【さ行】

サーキュラーエコノミー	「循環経済」と訳される。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済（リニアエコノミー）のしくみから、再生可能資源の活用など資源循環利用が進められる社会経済活動のこと。
再生可能エネルギー	自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。
在来種	動植物の品種うち、ある地方の風土に適しその地方で古くから生育・生息している種のこと。
里山	一般的に、市街地や集落周辺において林産物、有機肥料、薪炭の生産などに利用されてきた林。
自然共生サイト	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画を国が認定する制度で、認定された活動の実施区域。
省エネルギー	石油・ガス・電力など、事業活動や日常生活における資源・エネルギーを効率的に利用すること。
スマートムーブ	日常生活の様々な移動手段を工夫してCO ₂ 排出量削減と体を動かすことで健康や快適さにもつながる環境にやさしい移動手段を選択する取組。

スローモビリティ	時速 20km 未満で走行可能な電動車を利用した新しい交通手段で、国土交通省ではグリーンスローモビリティとして、高齢化社会における地区内移動の確保などを目指している。
生態系	ある地域に住むすべての生物同士や地形や地質、気象などの非生物との関係が、相互に不可欠なものとして結びついて機能している仕組み。
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。(英語で Biodiversity という。)
世界遺産	世界遺産条約に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載されている遺産のことと、建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」、文化と自然の両方の要素を兼ね備えた「複合遺産」の 3 種類がある。
ゼロカーボンシティ	2050 年までにカーボンニュートラル実現を宣言した自治体をいう。 <カーボンニュートラルの項参照>
卒 FIT システム	再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (Feed in Tariff、通称 FIT 制度という。) による固定買取価格対象期間を終えた再生可能エネルギーシステムをいう。主に家庭用の 10 kW 未満の交付期間は 10 年間、10 kW 以上は 20 年間と定められている。

【た行】

太陽光発電システム	自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式。太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電がある。
太陽熱利用温水器	集熱部と貯部が一体となっており、水道直結式で地上設置も出来る温水器。真空断熱により、集めた熱が外へ逃げにくい。
脱炭素社会	カーボンニュートラルが実現した社会。<カーボンニュートラルの項参照>
単独処理浄化槽	生活排水の処理において、水洗し尿のみを処理する浄化槽。し尿以外の台所排水や洗濯排水などの雑排水は、河川などにそのまま排出され、水質汚濁の原因となることから、し尿と雑排水を合わせて処理する合併式浄化槽が開発され、平成 13 年 4 月以降、浄化槽法では、単独式浄化槽の規定が削除され、新設のものは造られなくなった。
地区計画（制度）	都市計画法で定められている地区単位でつくる計画で、地区的特性にふさわしい街づくりを誘導するための制度。
地産地消	地域で生産されたもの（食品、農産物）を地域で消費すること。また、地域で必要とするものは地域で生産すること。
中山間地域等直接支払制度	中山間地域に位置する農村における農業生産性の向上や、農村集落の活性化、農地の耕作放棄の防止、農地が持つ多面的機能の保全などを目的とした取組活動などに対し、交付金を交付する制度。
低炭素型社会	地球温暖化の原因とされる温室効果ガスのうち二酸化炭素 (CO ₂) の排出量が少ない社会。
デコ活	脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。環境省が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。
デマンド交通	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態のこと。
天然記念物	学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法（1950）に基づき指定されたもの。
道路アドプト制度（里親制度）	身近な生活道路（市道）の親代わりとなって、清掃や草刈などをボランティアで実施していく安中市の事業。市は、活動に必要な物品の支給（または貸与）、ボランティア活動保険の加入、活動団体名入りの掲示板の設置などを行う。
特定外来種	来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「外来生物法」で指定された生物で、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含む。

【な行】

中山道	江戸を起点とする五街道の一つ。東海道とともに江戸から京都を結ぶ重要な街道のこと。安中市には板鼻・安中・松井田・坂本の 4 宿がある。
ネイチャーポジティブ	「自然再興」と訳される。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術

	までの全てにまたがって改善を促していくこと。
ネットワーク	Network：網状の組織のこと。いろいろなものが網状につながっている状況や概念。通信網やコンピュータネットワーク、交通網などのほか、人と人・組織とのつながりなどの社会的ネットワークなどがある。
ノーマイカーター	特定の日や曜日を設定し、自動車の利用を自粛する取り組み。自動車交通量の総量を規制する方策の一つとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を図り実施される。
野焼き	一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業を指すが、廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することを指しており、この行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則的に禁止されている。

【は行】

パートナーシップ	共通の目標を達成するために、複数の個人や組織等が、相互に信頼と尊重しあいながら、協力し合う関係。
バイオマス	もともとは、生物（bio）の量（mass）のこと（Biomass）であるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。
ビオトープ	生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一種で、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などで、都市の風致を維持するために定められた地区のこと。
フードドライブ	家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう食品を持ち寄って、必要とする人々に無償で提供する活動。
フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などが寄贈し、必要な施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
不法投棄	ごみが、山林や河川敷などの定められた場所以外に廃棄されること。廃棄物の不法投棄は、環境破壊や不法投棄の防止や原状回復の課題となっている。
平地林	傾斜15度未満で、農耕地や住宅地など林野以外の土地利用と競合関係にある森林。

【ま行】

マイクロプラスチック	直径が5mm以下のプラスチック。
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）。埋蔵文化財の存在が知られている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）は全国で約46万ヶ所あり、毎年9千件程度の発掘調査が行われている。
マイバッグ	消費者が買い物の際にレジ袋を辞退するために持参する袋。レジ袋の使用を削減することにより、ごみの減量や、原料となる石油資源の消費抑制につながることが期待されている。
緑の少年団活動	次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体活動。

【や行】

屋敷林	気象環境の緩和や燃料・建築材の需給を目的として家屋の周りに設置された林。
有害化学物質	人の健康または動植物の生息・生育に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。

【ら行】

リスク（環境へのリスク、他）	人為活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。またそうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える観点もある。
緑地協定	土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。都市緑地法第45条、第54条により定められている。